

名張市子ども条例に基づく  
「ぱりっ子すくすく計画」の推進状況及び  
今後の予定について

名張市

「名張市子ども条例」（以下「条例」という。）は、名張市で育つ子どもの最善の利益を尊重し、子どもの権利を保障するとともに、市、市民及び事業者が、子どもを社会の構成員として認め、それぞれの役割を明確にし、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とするために、平成18年3月に制定したものです。

名張市では、この条例に基づき、子どもの健全育成のための様々な施策を実施しており、条例第20条に基づき推進状況を報告します。

## 1. 条例関連事業進捗状況（平成29年4月～平成30年3月）

### （1）子どもの権利救済委員会

条例第16条に基づき、法律などの専門知識をもった委員3人で構成する「名張市子どもの権利救済委員会」（以下「権利救済委員会」という。）を平成19年7月に設置し、子どもの権利救済の申立てに対し、虐待やいじめを受けた子どもの保護だけでなく、いじめを行った子どもに対しても適切な対応を求めるよう助言等を行います。

また、相談事例の対応についての確認や相談の体系的な受付方法の検討をする等、子ども相談員との意見交換を行っています。

#### <子どもの権利救済委員会の開催>

平成29年 5月23日 平成28年度ばりっ子すくすく計画（第3次）関連事業実績報告  
（子ども権利委員会と同日開催）  
平成29年 8月29日 委員の委嘱及び相談事例の検討  
平成30年 3月27日 相談事例の検討

#### <救済の申立ての状況>

平成29年度は、救済の申立てはありませんでした。

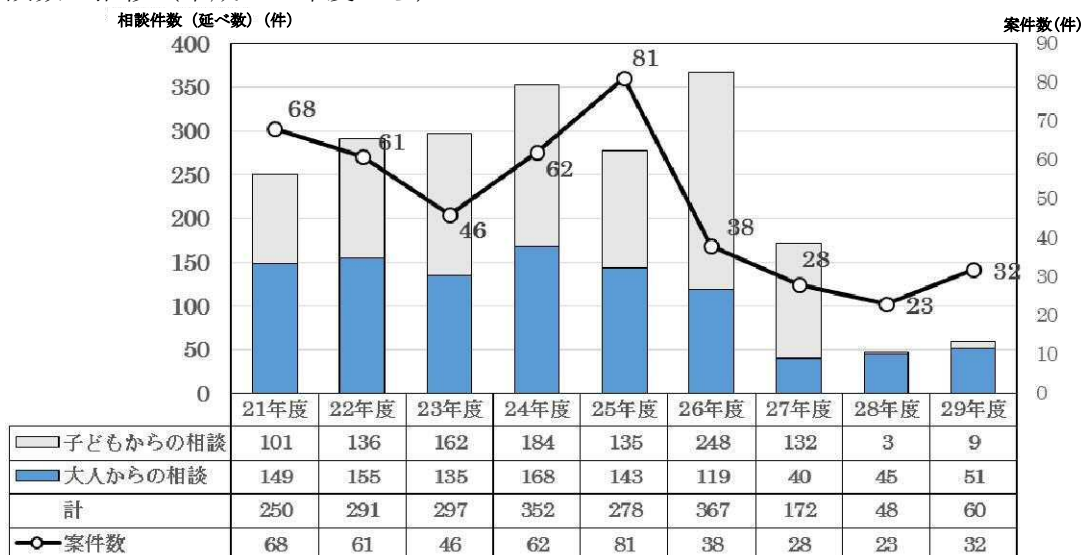
### （2）子ども相談室

権利救済委員会の職務を補助し、子どもの権利の侵害に係る相談又は救済の申立てに応じるため、「名張市子どもの権利救済委員会規則」第10条に規定する「名張市子ども相談室」を設置し、子ども相談員が相談・調整活動を行っています。

また、子ども相談室では、携帯電話・スマートフォン・一般電話からも無料で電話が掛けられ相談できる子ども向け相談電話通話無料サービス「ばりっ子ほっとライン」を実施しています。「ばりっ子ほっとライン」による相談は、7回の利用がありました。

#### <相談・調整活動>

##### ①相談数の推移（平成21年度から）



※案件数とは相談のあった実ケース数です

②相談受付状況

平成29年度は、**案件数は32件**で、**相談件数は、延べ60件**でした。延べ60件の内訳は、子ども本人からの相談は9件（15%）、大人からの相談は51件（85%）でした。男女別では、女性からの相談が57件（95%）、男性からは3件（5%）となっています。

③相談者・相談対象者の内訳

相談者の内訳は、保護者が51件（85%）、高校生等が2件（3%）、中学生が2件（3%）、小学生が5件（9%）でした。

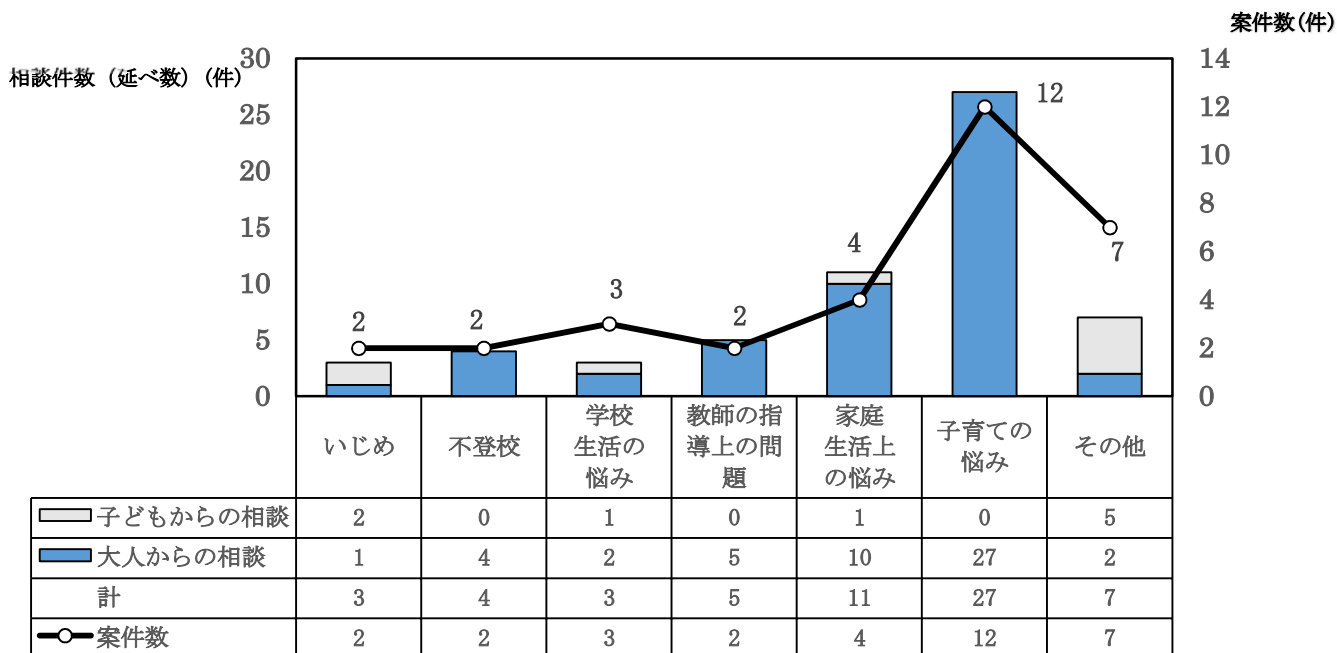
相談対象者の内訳をみると、高校生等が27件（45%）、小学生が15件（25%）、中学生が12件（20%）、就学前が6件（10%）となり、高校生等が約4割を占めました。

④相談形態

相談形態としては、電話50件（83%）、来室9件（15%）、訪問1件（2%）となっています。

⑤相談内容（案件数での内訳）

相談内容は、「子育ての悩み」が12件（38%）、「家庭生活上の悩み」が4件（13%）、「学校生活の悩み」3件（9%）、「いじめ」、「不登校」、「教師の指導上の問題」がそれぞれ2件（6%）ずつとなっています。また、その他で7件（22%）となっています。



⑥相談対象者別相談内容

就学前については、子育ての悩みの相談となっています。小学生については、教師の指導上の問題が多く、次いで、いじめ、子育ての悩み、学校生活の悩み、家庭生活上の悩みがありました。中学生でも、子育ての悩みが多く、次に、学校生活の悩み、家庭生活上の悩みとなっています。高校生等でも、子育ての悩みが多く、次いで、家庭生活上の悩み、不登校が相談の内容となっています。就学前から高校生等までの全ての区分で、子育ての悩みが寄せられました。

[単位：件]

		いじめ	不登校	学校生活の悩み	教師の指導上の問題	家庭生活上の悩み	子育ての悩み	その他
内訳	就学前	0	0	0	0	0	6	0
	小学生	3	0	1	5	1	2	3
	中学生	0	0	2	0	2	7	1
	高校生等	0	4	0	0	8	12	3
計		3	4	3	5	11	27	7

#### <関係機関との連携>

- ・市内にある子どもに関わる相談窓口（適応指導教室・青少年補導センター・教育相談・伊賀少年サポートセンター・県教委生徒指導担当）との連絡会を通じて、連携を図りました（月1回）。
- ・名張市校外生活指導連絡協議会に子ども相談員が参加しました（年6回）。
- ・「名張少年サポートふれあい隊」に子ども相談員が所属し、直接、青少年と触れ合う活動に参加しました（月1回）。

### （3） 子どもの権利の普及（広報・啓発活動）

条例の趣旨が広く市民に理解されるよう、広報・啓発や研修事業を実施しました。

#### <子どもへの広報・啓発>

##### ① 子ども条例パンフレット配布等

1学期に市内全ての小学1年生に子ども条例啓発用のクリアファイルと子ども条例パンフレットを配布しました。また、市内全ての小中学校の各クラスに子ども相談室便りを保存するファイルを配付しました。配付の際には、市内全ての小学校及び中学校を訪問しました。

2学期には、市内全ての小中学校・高等学校・県立学校・工業高等専門学校生に子ども相談室案内カードを配布しました。

##### ② 子ども相談室便り「ほっとライン」発行

子ども相談室の紹介と子どもの権利の啓発のため、子ども相談室便り「ほっとライン」を市内全小中学校に配布し、市ホームページへも掲載しました。また、夏休み期間中には、放課後児童クラブの利用者へ子ども相談室周知チラシの配布を行いました。

平成29年 4月 通算第11号発行

平成29年 7月 通算第12号発行

平成29年12月 通算第13号発行

平成30年 3月 通算第14号発行

##### ③ 子ども相談室便り「ほっとラインplus」発行

高等学校の生徒へ子ども相談室の紹介と子どもの権利の啓発のため、子ども相談室便り「ほっとラインplus」を市内全高等学校・県立学校・工業高等専門学校に配布し、市ホームページへも掲載しました。

平成29年 4月 第5号発行

平成29年 7月 第6号発行

平成29年12月 第7号発行

平成30年 3月 第8号発行

##### ④ 子ども条例パンフレットの作成

子ども条例の周知のため、パンフレットを作成しました。

##### ⑤ 小学校人権学習

子ども相談員と担当職員が、小学校へ出向き、子どもの権利と子ども条例について、授業を実施しました。

- ・名張小学校（5年生） 平成29年12月11日
- ・桔梗が丘南小学校（6年生）平成30年 2月13日
- ・薦原小学校（5・6年生）平成30年 3月 9日

このほか、平成30年2月20日開催の学校・人権同和教育推進委員会にて、名張市子ども条例を授業で取り組んでいただけるよう検討をお願いしました。



また、ふるさと学習「なばり学」への子ども条例の記載について検討を行いました。

- ⑥ 錦生地区文化祭に参加 平成29年11月25日  
子ども条例啓発のパネル展示と楽しみながら子ども条例について学べる「おもしろ工作」を実施しました。未就学児・小中学校生等、約80人の参加がありました。

- ⑦ パネル展示  
各種催しに参加し、会場で条例啓発のパネル展示を行いました。
- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 比奈知地区文化祭               | 平成29年11月25日・26日 |
| 教育フォーラム in なばり         | 平成29年11月25日     |
| 第69回人権週間記念行事「ふれ愛コンサート」 | 平成29年12月10日     |
| 一ノ井解放文化祭               | 平成30年 2月17日・18日 |

#### <報道関係>

- ・FMなばり ぱりっ子すくすく講演会について 平成29年11月21日[生放送]
- ・広報なばり ぱりっ子すくすく講演会について 平成29年11月25日号
- ・広報なばり 特集 子どもを見守り、育てる。居場所づくり 平成29年12月10日号

#### <視察の受け入れ>

行政機関、自治体議員等による視察

- ・山口県柳井市議会 平成29年7月11日
- ・岡山県新見市議会 平成29年8月25日

#### <大人への広報・啓発>

##### ① 子ども条例啓発チラシの配布等

平成29年度の取組として、人権・男女共同参画推進室と名張市人権・同和教育推進協議会が行う人権・同和問題企業研修会の実施に伴う事前の企業啓発訪問の資料に、子ども相談室案内チラシを加えて市内企業約330社に配布しました。

また、各地区のまちの保健室へ子ども相談室案内ポスターの掲示と案内カードの設置を依頼し、子どもの困りごとの早期発見に繋がるよう子ども相談室の啓発を行いました。

##### ② 子ども条例事業所内研修の実施

市内事業所向けに子ども条例の啓発を行うため、市内事業所へ出向き研修会を実施しました。25人の参加がありました。

- ・株式会社バルウイング 平成30年3月5日



#### <子ども相談員等研修活動>

- ・「子どもの相談・救済に関する関係者会議2017」(越前市) 平成29年9月29日開催
- ・「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2017越前 平成29年9月30日・10月1日開催
- ・川西市子どもの人権オンブズパーソン年次報告会 平成30年3月24日開催

## (4) 子ども会議(ぱりっ子会議)〔子ども条例推進事業〕委託〕

条例第22条に基づき、市長が市政について子どもの意見を求めるため、子どもの自主的及び自発的な取組により運営される子ども会議を「ぱりっ子会議」と命名し、開催することとしていますが、ぱりっ子モール開催の話合いが中心となり市政への意見提出はありませんでした。

平成29年度は、MIK運動推進委員会に事業委託し実施しました。

開催日	テーマ	参加者数	内容
6月25日	どんなことが、やりたいですか？	30人	・ばりっ子会議の説明 ・自己紹介
7月16日	ばりっ子モールではどんなお店がやりたいですか？	33人	・販売品目の検討 ・お店の種類ごとにグループ分け
8月20日	お店の名前を決めよう	25人	・お店の名前を決める ・実施方法の検討（2部制で開催）
9月3日	看板づくり	30人	・看板づくり
10月8日	役割分担	27人	・役割分担の決定 ・カフェでの品物の試作 ・ばりっ子モールまでの予定確認
10月29日	抽選会	23人	・ばりっ子モール参加者の抽選 ・ばりっ子美術館出品作品の一覧表作成
11月11日	ばりっ子モール準備	30人	・各店での準備の仕上げ
11月23日	ばりっ子ひろば開催	36人	・ばりっ子モール
2月18日	反省会	23人	・ばりっ子会議・ばりっ子モールの反省

**(5) 「子どもの権利を考える週間」行事（ばりっ子ひろば）**  
**〔「子ども条例推進事業」委託〕**

<ばりっ子ひろば>

平成29年11月23日に、名張市武道交流館いきいきにおいて、ばりっ子会議に参加している子どもが中心になって、イベントの内容や目的、方法などを考えた「リアルお店屋さんごっこ『ばりっ子モール』」が、平成28年度と同様に開催されました。

会場には、銀行・宝くじ売場・お菓子屋・雑貨屋・お化け屋敷など子どもたちが製作したお店がありました。入場を2部制にして、たくさんの方が来場できるようにしたり、お店の人がお客に交代できるようにしたりするなど運営にも工夫を凝らしています。平成29年度は、子ども約300人・保護者約100人の参加がありました。



## (6) 子ども権利委員会

条例第23条に基づき、10人の委員で構成された「名張市子ども権利委員会」（以下「権利委員会」という。）は、平成19年11月に設置され、「ばりっ子すくすく計画」関連事業の検証や計画の見直し、「ばりっ子会議」や「子ども条例啓発講演会」等の開催に携わっています。

また、子どもの政策に関する審議会機能も担っています。

### <子ども権利委員会の開催>

- ・第1回 平成29年 5月23日
  - ・委員の委嘱
  - ・名張市子ども条例に基づく「ばりっ子すくすく計画」の推進状況について
- ・第2回 平成29年 8月30日
  - ・「ばりっ子すくすく計画」の見直しについて
- ・第3回 平成29年 9月27日
  - ・「ばりっ子すくすく計画」の見直しについて
  - ・平成29年度ばりっ子すくすく計画（第3次）関連事業実績報告
- ・第4回 平成29年12月18日
  - ・子ども・子育て支援法に基づく利用定員の協議について
  - ・子ども条例啓発資料の作成について
  - ・名張市子ども施策の推進について

### <ばりっ子すくすく講演会（名張市子ども条例啓発事業・名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会研修事業）の開催>

平成29年11月30日、名張市武道交流館いきいきで、ばりっ子すくすく講演会を開催しました。

この講演会は、子ども条例啓発事業としての講演会と名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会研修会との合同で開催しました。講師に三重県児童相談センター 所長 鈴木聡（すずき あきら）さんを迎え、「児童虐待のすみやかな通告について～ためらわないで『189』～」と題して児童虐待の予防・早期発見・早期対応の重要性について講演をいただきました。

参加者からは、「通告は親を支援するものであって、親を罰するものではないという言葉が大事で、心に残りました。」「愛情があっても結果虐待となっている例、子どもと親の支援という点、よく理解でき、勉強になりました。」等の感想をいただきました。約110人の市民の参加がありました。



## (7) 子ども健全育成推進本部

市長の最高意思決定についての助言、その他重要事項の審議の機関として設置した庁議のメンバーにより、条例第21条に基づく「子ども健全育成推進本部」の開催を以下のとおり行いました。

### <子ども健全育成推進本部の開催>

- ・平成29年 8月 3日
  - ・名張市子ども条例に基づく「ばりっ子すくすく計画」の推進状況について
- ・平成29年10月23日
  - ・ばりっ子すくすく計画（第4次）（素案）に係るパブリック・コメントの実施について

- ・平成29年11月 2日
- ・平成30年 1月16日
- ・名張市子ども条例に基づく「ばりっ子すくすく計画」の推進状況及び今後の予定について
- ・ばりっ子すくすく計画（第4次）パブリックコメント意見募集結果及び計画（案）について

## （８） その他の取組

条例に基づく市の取組以外に、地域づくり組織の中から、地域版の子ども会議開催の試みがあったほか、2年目を迎えた「みんなの居場所『こどものとなり』プロジェクト」主催のなばりこども食堂が、毎月開催されるなど、子どもの居場所づくりについての活動がみられました。

## （９） これからの取組と課題

平成29年度は、第4次ばりっ子すくすく計画の策定と、子ども条例の啓発について取り組みました。

まず、子どもへの啓発として、小中学校に配布している子ども相談室便り「ほっとライン」を教室で保存するための保存用ファイルを各小中学校の各クラスに配付しました。配付の際には、子ども条例啓発用パンフレットを改めてセットし、子ども条例の啓発を行いました。平成30年度では、高等学校等の生徒向けの子ども相談室便り「ほっとラインplus」の保存用ファイルを各高等学校等の各クラスへ配付も行っております。

このほか、名刺サイズの子どもの相談室カードを作成し、各小中学校・高等学校等へ配布しました。子ども相談室便りや啓発物品の定期的な配布は、子ども相談室の周知に効果的ですので、今後もより効果的な啓発物品の検討を含めて、継続していく必要があります。

また、第4次ばりっ子すくすく計画の策定の資料として行ったアンケート調査では、子ども自身の子ども条例についての認知度が低い実態が明らかになったことから、学校での子ども条例に関する授業を増やし、小学校3校6クラスに訪問することができましたが、子ども条例の当事者である子ども自身に、直接内容を伝える良い機会になると考え、さらに多くの学校を訪問する必要があります。

次に、企業への啓発活動では、子ども相談員と担当職員が市内企業へ出向き、講演会型の啓発を行いました。参加者からは、「子どもに対する市の取組がわかって良かった。」「子ども条例があるということは、子どもを持つ方々にとっては心強いことだと思う。」等の感想が得られました。さらに、新たな試みとして、平成29年度には、人権・男女共同参画推進室と名張市人権・同和教育推進協議会で行っている企業訪問等の啓発資料に「子ども相談室案内チラシ」を加えて、市内企業約330社に配布することができました。企業も、子ども条例で、子どもを健全に育てるための6つの主体の1つに定められており、子育て環境を整えるために重要であるため、今後もこの取組は継続して実施することとし、子ども条例の周知・啓発に努めます。

次に、地域への啓発活動としては、地域からの要請を受けて、錦生地区文化祭に参加し、子ども条例に関する展示とおもしろ工作を行いました。保護者と子どもたちが、一緒に参加できることで楽しみながら、条例の啓発を深めることができました。今後は、他の地区文化祭等にも参加し、より多くの方に周知できるよう、内容を工夫し、さらなる啓発に努めます。

子ども相談室については、夕方以降の相談に対応できるよう受付時間を見直し、水曜日を午前10時30分から午後7時までに変更しました。SNSでのコミュニケーションが多くなってきているものの、無料で電話が掛けられ相談できる子ども向け相談電話通話無料サービス「ばりっ子ほっとライン」は重要であるといえます。今後は、中学生や高校生への「ばりっ子ほっとライン」の周知と相談時間帯の再検討などが課題となっています。

次に、子どもの自主的な取組として「ばりっ子会議」を開催し、子ども権利週間行事「ばりっ子ひろば」において、「リアルお店屋さんごっこ『ばりっ子モール』」を開催しました。『ばりっ子モール』が始まってから、多数の参加者で賑わうこの行事は、子どものキャリア教育につながる点があり、また、学校ではない「子どもの居場所」としても、安定した実績を残すことができます。その一方で、本来の子どもによる「ばりっ子会議」からの市長への提言がここ数年ないことが課題となっています。「子どもの権利条約ネットワークNEWS LETTER No.128」に寄稿し、これまで活動してきたばりっ子会議の様子について、外部へ発信する中で、子どもの



自主的及び自発的な取組における評価できる点や課題となる点を再度確認することができました。

今後も、子ども自身の子ども条例の認知度を高めるために、学校での周知・啓発事業を強化し、企業・地域への啓発も継続していくことで、子どもが安全に、そして安心して成長できる名張市になるように、第4次ばりっ子すくすく計画の実行に取り組みます。

# ほっとライン

名張市子ども相談室発行

入学・進級おめでとうございます

こんにちは、名張市子ども相談室です。

新入生のみなさん、学校には、なれましたか？上級生のみなさん、新しい教室や、おともだち、先生と仲良くできそうですか？はじめは、不安がいっぱいだと思いますが、大丈夫！ワクワク、ドキドキ、きつと楽しいことがみなさんをまっていますよ！でも、どうしても心配なことがあるとき、どうしましょう？そんな時は、この電話番号をおもいだしてくださいね。

おともだちとけんかしちゃった、だれとも仲良くなれないよ、学校に行きたくない…、いろんなつらい事があるとき、みなさんのはなしを聞いて、どうしたらいいかをいっしょに考えますよ。

もちろんひみつは絶対にまもります！



ほいっ子ほっとライン 0800-200-3218 (子ども専用)

☆おかけはかりません。大人の方は 0595-63-3118 へお願いします。

かなしいこと、つらいこと、くやしいこと、きいてほしいこと、



どんなことでもいいよ。きがるに電話してみてくださいね。



# 名張市子ども条例

は名張の子どもをまもります！

～子どもはかけがえのない大切な宝です～

このことばからはじまる名張市子ども条例は、平成18年3月に決められた名張市の約束事です。名張で育つ子どもと、子どもが持っている権利をみんなで大切にしていくこと、子どもにとっていちばん良いことを考えていきます。



## その1. 「生きる権利」ってなあに？

あなたのいのちは世界中でたったひとつ。その大切ないのちが、きずつけられることのないように、生まれた時からひとりひとりもっているもの、

それが「権利」です。その権利の一つが「生きる権利」です。

- ・いのちが大切にされ、健康で安全に生活できます。
- ・病気やケガをしたときは必要な治療をうけられます。
- ・おとなから愛情を受け、ゆめ・希望・悩み・自分の考えを理解してもらって育つことができます。
- ・国のちがい・性別（男か？女か？）・考え方のちがい・障害があるなどによって差別されません。

# ほっとライン

名張市子ども相談室発行

もうすぐなつやすみですね！

こんにちは、名張市子ども相談室です。

暑い日が続いていますが、みなさん元気になっていますか？待ちに待った夏休みがもうすぐやってきますよ。みなさんはどんな夏休みをすごしたいですか？海で泳いだり、山でキャンプしたり、それとも海外旅行！たのしいことがたくさん待っている夏休みですが、心配なことがあったり、つらいことがあったりしたら、心から楽しめないですよね？

そんなときは、ほいっ子ほっとラインに電話してみませんか？友だちのこと、お家でのこと、いじめのこと、宿題のこと・・・どんなことでもいいですよ。一人で悩まないで気軽に電話してみてください。秘密は守ります。

ほいっ子ほっとライン おかけはかりません。

電話番号 0800-200-3218 ひみつはかからずまもりますよ！

7月24日から、相談時間がかかりますよ。

月・火・水 全曜日 午前8時30分～午後5時15分  
 木曜日 午前10時30分～午後7時

相談時間  
 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

保護者のかたへ\*\*\*\*\*  
 子ども相談室では、お子様からの相談はもちろん、保護者の方からのご相談も随時受け付けております。子どもに関する相談であればどんなことでも承ります。  
 電話は0595-63-3118へお願いいたします。匿名でもかまいません。また、直接お会いして、面談もさせていただきます。その場合も、一度、お電話ください。場所は、名張市総合福祉センター「ふれあい」2階に相談室があります。

# 名張市子ども条例

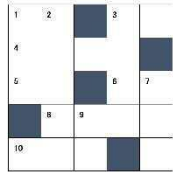
名張の子どもを守る「名張市子ども条例」についてのお話の第2弾！

## その2. 「育まれる権利」ってなあに？

子どもは、年齢に合った環境で、大切に育てられる、それが「育まれる権利」です。子どもは自分が大事にされていると感じることで、自分自身を大切に思うことができる（自己肯定感といいます）ようになります。

- 個性がみとめられ、自分の意見や考え方が大切にされます。
- 大人は、子どもの意見をしっかりと聞き、子どもにとっていちばん良いこと（大人にとっての良いことではない）は何か？を考えなければなりません。
- からだや、こころが疲れたら、ゆっくりと休むことができます。
- いろいろなことにチャレンジすることができます。

### クロスワードにチャレンジ！



- 【タテのかぎ】
- ①「鯉魚」ともかきます。
  - ②日本の世界遺産・広島県〇〇〇〇神社。
  - ③日本の世界遺産・群馬県〇〇〇製茶場。
  - ④日本の世界遺産・鳥取県〇〇〇〇。
  - ⑤パライの言葉で「蓮のよい」。

- 【ヨコのかぎ】
- ①解をこく、オールのことを日本語で言うとき？
  - ②今年の干支は？
  - ③漢字での後制、ポケと〇〇〇〇。
  - ④数の単位。芳・〇〇・泥・産らみて、〇〇・疑。
  - ⑤日本の世界遺産・岐阜県〇〇〇。
  - ⑥葉を種の葉に包んで蒸したお菓子。子どもの日にたべます。

\*正解はほっとライン次号で発表します\*



もうすぐ、ふゆやすみ！

さむくなってきましたね。みなさん、元気にしていますか？

クリスマスにお正月、冬休みは楽しいことがいっぱいですよ！来年の「えと」は戌（いぬ）です。皆さんは、犬の種類は何種類くらい知っていますか。登録されているだけでも200種類以上あるそうです。そのなかで最も大きいものの代表として、アイリッシュウルフハウンドがあります。その大きさは、体高（地面から肩までの高さ）およそ80cm以上、立ちあがると2m以上にもなると言われています。一方、いちばん小さいのは、デワフデ体高20cmほどだそうです。

犬は、人と遊ぶのがとても大好き。大きくても小さくても、一緒に遊ぶととても喜ぶます。

そして、自分自身も楽しくなれます。不思議ですね。

子ども相談室では、みなさんが楽しく生活できるように相談を受けています。

「ちょっとしたことでいいから、話してみてね。ほっとするよ！」

**子ども相談室ほりっ子ほっとライン**

0800-200-3218 (おかけはかかりません)

うれしいこと、かなしいこと、だれかにほなしたいこと、ごまったこと、なんでもいいよ。秘密はぜったいにまもりませう。きがるに電話してきてね。大人の方は、0595-63-3118 へお願いします。

月・火・水・金 8:30~17:15  
木 10:30~19:00  
12/29~1/3まではお休みします



春に咲く花

とても寒い日が続いていましたが、みなさん、元気にしていますか？

3月に入ると、少しずつ暖かくなって、たくさんの木や花に、

やわらかい緑の葉っぱが出てきたり、きれいな花が咲いたりしますね。

春には桜の花が咲きますが、その後には、ツツジ、アジサイ、アサガオ、ヒマワリ、コスモス、ツバキ、モクレンと一年を通じていろいろな花が咲いていきます。

まるで、花が命のリレーをしているようです。

花や木もいろいろですが、私たち人間だっていろいろです。

すぐに友だちが出来る人、だんだんと友だちが出来る人、一人でいるのが好きな人、いろいろな人がいるけれど、みなさんが楽しくてほっとできるように、

子ども相談室では、みなさんからの話を聞いています。

「どんなことでいいから、話してみてね。ほっとするよ！」

**子ども相談室ほりっ子ほっとライン**

0800-200-3218 (おかけはかかりません)

うれしいこと、かなしいこと、だれかにほなしたいこと、ごまったこと、なんでもいいよ。秘密はぜったいにまもりませう。きがるに電話してきてね。大人の方のご相談は、0595-63-3118 へお願いします。

月・火・水・金 8:30~17:15  
木 10:30~19:00  
12/29~1/3はお休みです



名張市の子どもの権利を守る「名張市子ども条例」についてのお話、第3弾！

その3. 「参加する権利」ってなあに？

子どもは自由に自分の意見をいう事ができます。いろいろな人とふれあひ、たくさんの体験をすることができます。

名張市は子どもにやさしいまちをめざして、子どもの意見をとりあげています。

「ほりっ子会議」がひらかれ、そこで話し合ったことを市長への要望として提出することができます。

また「ほりっ子モール」というイベントを毎年開催しています。子どもの子どもによる子どものためのイベントで、計画から実行まで、自分たちで作り上げていきます。今年も11月23日に武道交流館いきいきで盛大に開催されました。



前回の答え

今回のクイズは生き物の漢字の名前だよ。なんて読むのかわかるかな？

(ヒント)

1. 海星……海にすむ、星形の生き物といえよ？

2. 子守熊……オーストラリアにいるよ、ユーカリという木の葉っぱが大好き。

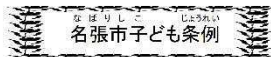
3. 土竜……土の奥にいます、穴を掘るのが上手だよ。

4. 青黄青鸚鵡……おしゃべりが上手な鳥。黄色や青色の種類がいます。

答えは次回号で。

お知らせ これまでに発行したほっとラインを、名張市役所のホームページで見ることもできます。アクセス方法：名張市役所ホームページ→子育て→子ども条例→子どものみなさんへ(子どもそうだんしつより)

ウ	イ	ト	リ
ツ	ツ	ニ	ミ
ク	ク	ク	ク
シ	フ	カ	ワ
チ	マ	ホ	ミ



名張市の子どもの権利を守る「名張市子ども条例」についてのお話、第4弾！

その4. 「守られる権利」ってなあに？

子どもは、安心してくらし、育つために、暴力やいじめなどから守られ、まだ煙草、薬物などの有害な環境からも守られる権利をもっています。また、プライバシーが守られ、子どもの名誉や信用が傷つけられることがあってはなりません。

例えば、どんなことでしょうか？

○本人の許可なく、メールや手紙、日記を勝手に見てはいけません。

○たばこの煙はとても有害です。大人は、子どもに煙を吸わせないようにして下さい。

○自分や友だちがいじめられたら、すぐに、まわりの信用できる大人に相談して下さい。もちろん、子ども相談室に電話するのもいいですよ。

?? ? 今回のクイズは物の数え方だよ?? ?

1. くつ・くつ 2. うさぎ 3. チョウチョ

4. テント 5. いす 6. テーブル

7. 俳句・川柳 8. 短歌 例：「籠」は「籠」で書

※答えは次回号で発表します。もっと早く知りたい人は、子ども相談室に聞いてくださいね。

前回のクイズの答え 前回は、生き物の漢字の名前でした。読めましたか？

1. 海星……ヒトデ 海星……これはかんたんだったかな？

2. 子守熊……コアラ コアラは子どもをおんぶしていますね。

3. 土竜……モグラ モグラが土を掘ったあとが、竜に似ていると言われたことから。

4. 青黄青鸚鵡……セキセイインコ この鳥の種類をそのまま表しています。黄色や青色の羽がきれいですね。

お知らせ これまでに発行したほっとラインは、名張市役所のホームページで見ることができます。アクセス方法：名張市役所ホームページ→子育て→子ども条例→子どものみなさんへ(子どもそうだんしつより)

～名張市子ども相談室便り～ 平成29年 4月 通算5号



名張市子ども相談室発行

### 入学・進級おめでとうございます

こんにちは、名張市子ども相談室です。

新入生の皆さん、新しい環境には慣れましたか？  
上級生の皆さんも新しい目標に向かって動き出しているところでしょうか。  
皆さんご存知のことと思いますが、名張市では市内に居住・通学・通勤している18歳以下の子どもの権利を守り、社会全体で支えていくことを目的とする「名張市子ども条例」が制定されて12年目を迎えます。

日本国憲法で、全ての国民は基本的人権を有し、個性を尊重されることが保障されていますが、子ども条例では、さらに子どもとしての権利を重視し、権利の侵害から子どもを守り、子どもの健やかな成長を願っています。

もし、時間があれば、「名張市子ども条例」について調べてみてくださいね。  
**ほっとライン+plus**でも解説していきたいと思ったり、質問等がありましたら、下↓の電話を利用して、遠慮なく聞いてみてくださいね。

・・・・・・・・・・・・・・・・

本来なら、楽しいはずの高校生活がつかないもの、つまらないものになっていませんか？  
もし、誰かに話すことで少し気持ちが楽になるなら、一度相談室へ連絡してみませんか？  
相談室は、皆さんの気持ちに寄り添い、皆さんの利益になることを一番に考え、一緒に解決策を探っていく、そんなところです。

学校生活のこと、進路のこと、家族との事、部活のこと、彼氏彼女のこと・・・  
なんでもいいですよ。秘密にしておきたいことなら誰にも言いません。  
「話す(わけ)」ことは「離す(わけ)」こと。ひとりで悩まないで、  
待っていますよ。

**ぱりっ子ほっとライン (通話料無料)**

**0800-200-3218** 月曜～金曜 8:30～17:15

大人の方は **0595-63-3118** へお願いします。

子ども相談室/名張市丸之内 79(名張市総合福祉センターふれあい2階)

～名張市子ども相談室便り～ 平成29年 7月 通算 第6号



名張市子ども相談室発行

### もうすぐ夏休み！

こんにちは。名張市子ども相談室です。  
夏休みがもうすぐ始まりますが、みなさんはどのような計画をたてていますか？  
『夏休みの間も毎日登校するよ』と言う人もいるかと思いますが、  
部活をしたり、勉強をしたり、高校生は忙しいですよね！  
特に受験生の皆さんは、周りの人からいろいろな言われたりするのはないでしょうか。  
自分のことを心配してくれているって、頭ではわかっているけれど、  
「わかってるよ、そんなこと・・・」って  
割り切れない思い、モヤモヤした気分になることは、ありませんか？  
自分でわかっている(と思っている)ことを、周りの人からいろいろ言われることが、  
つらい時もあるのではないのでしょうか。

子ども相談室では、皆さんが安心して楽しく充実した生活が送れるように、  
子ども相談員が、皆さんの困りごとや不安な気持ちを聴いて、  
解決方法を一緒に考えていきます。もちろん、秘密は守ります。  
整理できない気持ちのままでもいいですよ、  
友だちとのこと、お家でのごこと、いじめのこと、  
話してみませんか？


名張市子ども相談室 **ぱりっ子ほっとライン**

電話番号 **0800-200-3218(通話料無料)**

相談時間 月～金曜日 8:30～17:15  
場 所 名張市総合福祉センターふれあい2階

休みの時間に、連絡先と相談したいことだけ伝えて、あとかゆりゆりど  
お話をさせてもらうこともできますよ。一度、おまじこって電話してみてください。

相談時間: 7月24日より、変わります。  
月・火・木・金曜日 8:30～17:15  
水曜日 10:30～19:00



保護者の方へ・・

子育てでお悩みはありませんか。子ども相談室ではお子様からの相談だけではなく保護者の方からの相談も受け付けております。お気軽にご相談ください。電話は、0595-63-3118 へお願いします。

～名張市子ども相談室便り～ 平成29年12月 通算第7号



名張市子ども相談室発行

### もうすぐ冬休み

寒い日が続いています。皆さん元気になっていますか？風邪などひいていませんか？  
受験生にすぎず、体調管理はしっかりとしておきましょう。

基本的なことですが、食事・睡眠をきちんととって、手洗い・うがいは忘れずに。  
楽しい冬休みを迎えたいものですね。

クリスマスにお正月、冬休みは楽しいことがいっぱいありますね！来年の「えと」は成(いぬ)です。それとちなんで今回のほっとライン+plus 第7号は『犬』のお話です。  
皆さんは、犬の種類は何種類くらい知っていますか？登録されているだけでも200種類以上あるそうです。そのなかで最も大きいものの代表として、アイリッシュウルフハウンドがあります。

その大きさは、体高(地面から肩までの高さ)およそ80cm以上、立ちあがると2m以上にもなると言われています。一方、いちばん小さいものの代表は、チワワで体高20cmほどだそうです。  
また、犬は、大きくても小さくても、人と遊ぶのが大好き。遊んであげると、とても喜んで、遊んでいる自分自身も楽しくなっています。

子ども相談室では、皆さんが安心して楽しく生活できるように、相談を受けています。  
「ちょっとしたことから・・・」と、放っておかないで！  
話してみることで、気持ちも落ち着いて、心の整理が出来ることもあります。  
いつでもいいです。待っています。

子ども相談室 **ぱりっ子ほっとライン**

**0800-200-3218(通話料無料)** 大人の方は **0595-63-3118** へ。

月・火・木・金 8:30～17:15	うれしいこと、かなしいこと、困っていること、誰かに話したいこと、辛いこと、なんでもいいよ。気軽に話してみよう！
水 10:30～19:00	秘密は必ず守りますから、安心してね。

12/29 から 1/3 まではおやすみです。

\*こんな記事を書いてほしいとか、こんなことを教えてほしいとか、ご要望があればお気軽に子ども相談室へおしらせください。どんなことでもいいよ。\*

送り先 〒518-0718 名張市丸之内 79 名張市総合福祉センターふれあい内 子ども相談室あて

～名張市子ども相談室便り～ 平成30年3月 第8号



名張市子ども相談室発行

### 春に咲く花

今年の冬は、厳しい寒さの日が多かったのですが、皆さん体調は大丈夫ですか？  
3月に入ると、寒さも緩み、暖かい日が増えてきます。春になると、透き通るような若葉が芽生え、花が咲き、いっぺんに色鮮やかな季節になります。

春に咲く多くの人に好まれる花として桜の花がありますが、桜の花の咲く少し前には、白や紫の木蓮が大きな花を咲かせます。そして、桜の花が咲き終わる頃から、ピンクや白のツツジの花、そして、赤・青・紫のアジサイの花と続きます。その後、暑い夏に咲く花、秋を彩る花、冬の寒さの中咲く花と続き、また、春に咲く花に繋がります。

一年を過ぎて、いろいろな花が咲いていく様子は、その花の一番得意な時期に、精一杯命の大切さを表現するリレーをしているように私には見えます。

花にいろいろなあるように、私たち人間にもいろいろなタイプの人がいます。たくさんの人とすぐに仲良くなれる人、時間をかけてだんだんと仲良くなっていく人、あまり人と仲良くするのが得意ではない人。自分と違うタイプの人がたくさんいる中で、「なんかモヤモヤする」とか「上手くいかないな」という気持ちになる時があっても、自然なことだと思います。

子ども相談室では、皆さんが安心して楽しく生活できるように相談を受けています。

- ・何からしゃべったらいいのかわからない・・・って、心配しなくても大丈夫。
- ・思いついた事から話していいし、途中で話すのをやめて次のチャンスにしても大丈夫。「秘密は守るし、通話料もかからないから。ちょっとだけでも、話を聞きたいな。」そう願って、皆さんから電話がくるのを待っています。

子ども相談室 **ぱりっ子ほっとライン**

**0800-200-3218(通話料無料)** 大人の方は **0595-63-3118** へ。

開設日時 月・火・木・金 8:30～17:15	うれしいこと、かなしいこと、困っていること、誰かに話したいこと、辛いこと、なんでもいいよ。気軽に話してみよう！
水 10:30～19:00	秘密は必ず守りますから、安心してね。

祝祭日と12月29日から1月3日はお休みです

\*こんな記事を書いてほしいとか、こんなことを教えてほしいとか、ご要望があればお気軽に子ども相談室へおしらせください。どんなことでもいいよ。\*\*\*

送り先 〒518-0718 名張市丸之内 79 名張市総合福祉センターふれあい内 子ども相談室あて

## 2. ばりっ子すくすく計画(第3次) 具体的施策進捗状況(平成30年3月末現在)

### (1) 進捗状況総括表(平成30年3月末現在)

基本的視点・行動計画	事業数	他の行動計画と重複する事業	事業の進捗状況					
			A 進んだ	B ある程度進んだ	C あまり進まなかった	D 進まなかった	E 未着手	- 評価外
<b>1. 生きる</b>								
1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します。	10	2	4	6	0	0	0	0
2. 子どもの健康を守ります。	60	8	39	16	0	0	0	5
<b>2. 育まれる</b>								
1. 地域での子育てを応援します。	6	2	4	2	0	0	0	0
2. 企業や市民団体の子育てを応援します。	3	2	1	2	0	0	0	0
3. 学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます。	21	14	11	7	3	0	0	0
4. 家庭教育を支援し、明るくいいき子育てができるようにします。	13	7	7	6	0	0	0	0
5. 社会のルールを守り、自立する心を育みます。	6	0	4	2	0	0	0	0
6. 地域に開かれた学校づくりを進めます。	5	2	5	0	0	0	0	0
7. 職員の専門性の向上を図ります。	6	4	4	2	0	0	0	0
<b>3. 守られる</b>								
1. いじめ、虐待はしません、許しません。	6	3	3	3	0	0	0	0
2. 地域とともに子どもを守ります。	7	1	3	4	0	0	0	0
<b>4. 参加する</b>								
1. 子どもたちが、積極的に参画できる機会と場を広げます。	5	2	1	4	0	0	0	0
2. 居場所を確保し、体験活動を支援します。	16	13	6	7	3	0	0	0
<b>合計</b>	<b>164</b>	<b>60</b>	<b>92</b>	<b>61</b>	<b>6</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>5</b>

上記事業の重複分を除く実事業数 **132**

※ 事業の進捗状況については、事業目標の達成率を各担当室の自己評価にて分類しています。

- A: 進んだ(100%)
- B: ある程度進んだ(80%以上100%未満)
- C: あまり進まなかった(60%以上80%未満)
- D: 進まなかった(60%未満)
- E: 未着手

2ヶ所重複の事業数	27
6ヶ所重複の事業数	1
重複分を除く実事業数	104

## (2) 事業推進に係る今後の課題(平成30年3月末現在)

基本的視点・行動計画	事業数	事業推進に係る今後の課題										
		周知・啓発の徹底	内容直し、手法の工夫	担当・スタッフ育成・人材確保	関係機関との連携強化	組織強化・体制づくり	事業検証	事業・サービスの充実	状況把握	財源確保	国県への要望	その他
<b>1. 生きる</b>												
1. 子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します。	10	4	4	2	4	0	0	3	0	0	1	0
2. 子どもの健康を守ります。	60	21	9	7	26	15	1	16	6	2	2	2
<b>2. 育まれる</b>												
1. 地域での子育てを応援します。	6	3	2	1	2	1	0	2	1	0	0	0
2. 企業や市民団体の子育てを応援します。	3	1	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0
3. 学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます。	21	2	12	6	6	4	0	3	2	0	0	0
4. 家庭教育を支援し、明るいきいき子育てができるようにします。	13	6	5	3	5	1	0	1	1	2	0	0
5. 社会のルールを守り、自立する心を育みます。	6	3	0	3	4	0	1	0	0	0	0	0
6. 地域に開かれた学校づくりを進めます。	5	1	1	2	3	2	0	0	0	0	0	0
7. 職員の専門性の向上を図ります。	6	1	2	2	1	1	0	0	1	0	0	0
<b>3. 守られる</b>												
1. いじめ、虐待はしません、許しません。	6	2	0	2	2	2	0	1	1	0	0	0
2. 地域とともに子どもを守ります。	7	1	1	0	1	2	1	3	1	0	0	0
<b>4. 参加する</b>												
1. 子どもたちが、積極的に参加できる機会と場を広げます。	5	1	4	2	3	1	0	1	1	0	0	0
2. 居場所を確保し、体験活動を支援します。	16	5	6	7	3	3	0	5	1	2	0	0
合計	164	51	47	37	61	32	3	36	15	6	3	2

上記事業の重複分を除く実事業数	132
-----------------	-----

(3) 名張市子ども条例に基づく「ばりっすくすく計画」の平成29年度実績報告と平成30年度途中報告計画及び平成31年度計画について

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	平成29年度実績(H29年3月末現在)	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題	
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)		
1 生きる権利	①子どもの権利侵害に対する相談、支援と救済を実施する。	子ども相談室・子どもの権利救済委員会 ※3(2)④に重複	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合福祉センター「ふれあい」に子どもの権利に関する相談室を開設し、18歳以下の子どもからの相談に直接応じ、関係機関と連携し問題の解決を図ります。</li> <li>子どもの権利侵害を救済するために子どもの権利救済委員会を設置し、弁護士や学識経験者3人が対応します。市や関係機関に対して勧告や是正の要望を出すことができます。</li> </ul>	相談業務継続	相談件数 48件 主な内容:不登校に関すること21件/子育ての悩み15件/いじめに関すること3件/家庭生活上の悩み2件など 子どもの権利の救済の申立て件数 0件	B	相談業務継続	相談件数 28件 主な内容:子育ての悩み9件/精神的問題5件/不登校に関すること3件/家庭生活上の悩み3件/身体に関すること3件/交友関係2件/教師の指導上の問題1件/その他2件 子どもの権利救済の申立て件数 0件	相談業務継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども条例の周知をさらに広めるため、今までの事業の充実を図りながら、小中学校・地域・企業等市民への啓発活動に努めます。</li> <li>権利救済委員会が名張市いじめ防止基本方針のなかでいじめ問題の再調査機関として位置づけられたことから、組織としての活動の充実が求められます。</li> </ul>
				相談業務継続	相談件数 60件 主な内容:/子育ての悩み27件/家庭生活上の悩み11件/教師の指導上の問題5件/不登校に関すること4件/学校生活の悩み3件/いじめに関すること3件/その他7件 子どもの権利の救済の申立て件数 0件	B	相談業務継続	相談件数 28件 主な内容:子育ての悩み9件/精神的問題5件/不登校に関すること3件/交友関係2件/教師の指導上の問題1件/その他2件 子どもの権利救済の申立て件数 0件	相談業務継続	
	②差別を許さない子どもを育てるため、人権教育を充実する。	人権教育の推進	学校教育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>部落差別をはじめあらゆる差別の現実を深く学び、全ての学校で人権・同和教育を推進し、人権意識を高め、差別を許さない子どもを育てます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育推進委員会 年間7回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区年間2回</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育推進委員会 年間7回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区年間2回</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)</li> <li>ヒューマンライツ(中学生対象)、生徒実行委員会5回</li> <li>担当者研修会1回</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育推進委員会 年間7回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区 1回/年間2~3回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区 1回/年間2~3回</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)計画</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)を実施します。</li> <li>ヒューマンライツ(中学生対象)、生徒実行委員会5回</li> <li>担当者研修会1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育推進委員会 年間7回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区年間2~3回</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)を実施します。</li> <li>ヒューマンライツ(中学生対象)、生徒実行委員会5回</li> <li>担当者研修会1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育を推進するに当たり、人権意識を高め、差別を許さない子どもを育てるために、各校での部落問題学習のあり方を見直していく必要があります。</li> </ul>
					<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育推進委員会 年間7回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区年間2~3回</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)を実施します。</li> <li>ヒューマンライツ(中学生対象)、生徒実行委員会5回</li> <li>担当者研修会1回</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育推進委員会 年間6回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区 年間2~3回</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)</li> <li>ヒューマンライツ(中学生対象)、生徒実行委員会 5回</li> <li>担当者研修会1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育推進委員会 年間7回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区 1回/年間2~3回</li> <li>中学校区別研修会の実施 各中学校区 1回/年間2~3回</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)計画</li> <li>各中学校区別「部落問題を考える小学生のつどい」(6年生対象)を実施します。</li> <li>ヒューマンライツ(中学生対象)、生徒実行委員会5回</li> <li>担当者研修会1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校人権・同和教育を推進するに当たり、人権意識を高め、差別を許さない子どもを育てるために、各校での部落問題学習のあり方を見直していく必要があります。</li> </ul>	
	人権教育の推進	人権・男女共同参画推進室(人権啓発担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間行事ふれ愛コンサートや人権作文、ポスター製作を通じて人権意識を高め、差別を許さない子どもを育てます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサートでの表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発ポスターへの転用、また人権作品集も作成します。</li> <li>H28年12月人権週間記念行事ふれ愛コンサートを開催し、参加者数約650人を目標にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサート第1部での表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発カレンダーへの転用、また人権作品集も作成しました。</li> <li>H28年12月4日人権週間ふれ愛コンサートを開催し(名張市人権センターに業務委託、テーマ:いのちのつながり)、約650人が参加しました。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサートでの表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発カレンダーへの転用、また人権作品集も作成します。</li> <li>H30年12月人権週間記念行事ふれ愛コンサートを開催し、参加者約650人を目標にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサートでの表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発カレンダーへの転用、また人権作品集も作成する予定で進めています。</li> <li>H30年12月9日人権週間記念行事ふれ愛コンサートを開催し、参加者約650人を目標にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサートでの表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発カレンダーへの転用、また人権作品集も作成します。</li> <li>H31年度に人権週間記念行事ふれ愛コンサートを開催し、参加者約650人を目標にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展への取組について、高校生からの応募が低調です。高校との連携強化を図ります。</li> <li>ふれ愛コンサートへの子どもの参加が低調です。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサートでの表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発ポスターへの転用、また人権作品集も作成します。</li> <li>H29年12月人権週間記念行事ふれ愛コンサートを開催し、参加者約650人を目標にします。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサート第1部での表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発カレンダーへの転用、また人権作品集も作成しました。</li> <li>H29年12月10日人権週間ふれ愛コンサートを開催し(名張市人権センターに業務委託)、約700人が参加しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサートでの表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発カレンダーへの転用、また人権作品集も作成します。</li> <li>H30年12月9日人権週間記念行事ふれ愛コンサートを開催し、参加者約650人を目標にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展、ふれ愛コンサートでの表彰、優秀作品の啓発物品(ポケットティッシュ)や啓発カレンダーへの転用、また人権作品集も作成する予定で進めています。</li> <li>H30年12月9日人権週間記念行事ふれ愛コンサートを開催し、参加者約650人を目標にします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権作品展への取組について、高校生からの応募が低調です。高校との連携強化を図ります。</li> <li>ふれ愛コンサートへの子どもの参加が低調です。</li> </ul>	
	啓発用映像教材等貸出	人権・男女共同参画推進室(人権啓発担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権学習会等で活用するための啓発用映像教材の貸出しを行っています。幼児・児童を対象に作られた命や平和の大切さを描いたビデオなどもあり、主に保育所(園)や幼稚園での親子映画会や学習会で利用されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H28年度映像教材貸出(H28/4~H29/3) 貸出回数 50回 貸出作品数 20作品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H28年度映像教材貸出(H28/4~H29/3) 貸出回数12回 貸出作品数24作品(内、保育所(園)、幼稚園での活用に係る分は3回、4作品)。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>H30年度映像教材貸出(H30/4~H31/3) 貸出回数 50回 貸出作品数 20作品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H30年度映像教材貸出(H30/4~H30/8) 貸出回数 27回 貸出作品数 15作品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H31年度映像教材貸出(H31/4~H32/3) 貸出回数 50回 貸出作品数 20作品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、映像教材を活用する手段が、VHSからDVDに移行し、保育所・幼稚園等への貸出に必要な教材(DVD)の購入が必要となつています。今後、市及び関連機関への予算要望等と共に、三重県や近隣自治体、また名張市人権センターをはじめとした各地の人権関連機関・団体の視覚的ライブラリーとの連携を強化し、教材内容の充実を図ります。(H28年度から映像教材貸出窓口を名張市人権センターへ一本化)</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>H29年度映像教材貸出(H29/4~H30/3) 貸出回数 50回 貸出作品数 20作品</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>H29年度映像教材貸出(H29/4~H30/3) 貸出回数 23回 貸出作品数 17作品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H30年度映像教材貸出(H30/4~H30/8) 貸出回数 27回 貸出作品数 15作品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H31年度映像教材貸出(H31/4~H32/3) 貸出回数 50回 貸出作品数 20作品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、映像教材を活用する手段が、VHSからDVDに移行し、保育所・幼稚園等への貸出に必要な教材(DVD)の購入が必要となつています。今後、市及び関連機関への予算要望等と共に、三重県や近隣自治体、また名張市人権センターをはじめとした各地の人権関連機関・団体の視覚的ライブラリーとの連携を強化し、教材内容の充実を図ります。(H28年度から映像教材貸出窓口を名張市人権センターへ一本化)</li> </ul>	
	人権学習会への講師派遣	人権・男女共同参画推進室(人権啓発担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権に関する人材バンクを作り、講師派遣を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣しています(H28年度3月末現在138回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣しています(H28年度3月末現在138回)。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣しています(H30年度8月末現在76回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣しています(H30年度8月末現在76回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣しています(H30年度8月末現在76回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習効果を高めるため、これらの職員は自己研鑽を重ね資質向上に努めるとともに、学校など学習会主催者と連携を密にします。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣します。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣しました(H29年度3月末現在219回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣しました(H29年度3月末現在219回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて社会教育・学校教育両分野における各種学習会へ講師、助言者、ゲストティーチャーとして派遣しました(H29年度3月末現在219回)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習効果を高めるため、これらの職員は自己研鑽を重ね資質向上に努めるとともに、学校など学習会主催者と連携を密にします。</li> </ul>	
	③子どもの権利について正しい認識を深める学習を進める。	子どもの権利学習	学校教育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳をはじめ、あらゆる教育活動の中で、子どもの権利についての認識を深める学習を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳年間指導計画にもとづく指導及び、あらゆる活動を通して、子どもの権利についての学習を進めます。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育全体計画をもとに、あらゆる教育活動の中で、子どもの権利についての学習を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育全体計画をもとに、あらゆる教育活動の中で、子どもの権利についての学習を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育全体計画をもとに、あらゆる教育活動の中で、子どもの権利についての学習を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の子どもが、実生活と結び付けながら、権利についての学習を更に深めていくとともに、子どもの発達段階に応じた指導を行っていく必要があります。</li> </ul>
				<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育全体計画や道徳年間指導計画に基づく指導及び、あらゆる活動を通して、子どもの権利についての学習を進めます。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育全体計画をもとに、あらゆる教育活動の中で、子どもの権利についての学習を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育全体計画をもとに、あらゆる教育活動の中で、子どもの権利についての学習を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳教育全体計画をもとに、あらゆる教育活動の中で、子どもの権利についての学習を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一人の子どもが、実生活と結び付けながら、権利についての学習を更に深めていくとともに、子どもの発達段階に応じた指導を行っていく必要があります。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの人権」そのものを取り上げるだけでなく、「子どもとのかかわりや会話をきっかけにさまざまな人権課題について考える」という手法を用いることで、読者により身近に感じていただける記事づくりに努めます。</li> </ul>				B	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの人権」そのものを取り上げるだけでなく、「子どもとのかかわりや会話をきっかけにさまざまな人権課題について考える」という手法を用いることで、読者により身近に感じていただける記事づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの人権」そのものを取り上げるだけでなく、「子どもとのかかわりや会話をきっかけにさまざまな人権課題について考える」という手法を用いることで、読者により身近に感じていただける記事づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの人権」そのものを取り上げるだけでなく、「子どもとのかかわりや会話をきっかけにさまざまな人権課題について考える」という手法を用いることで、読者により身近に感じていただける記事づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの市民に「子どもの人権」について主体的に考えていただけるよう記事の内容を工夫します。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの人権」そのものを取り上げるだけでなく、「子どもとのかかわりや会話をきっかけにさまざまな人権課題について考える」という手法を用いることで、読者により身近に感じていただける記事づくりに努めます。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの人権」そのものを取り上げるだけでなく、「子どもとのかかわりや会話をきっかけにさまざまな人権課題について考える」という手法を用いることで、読者により身近に感じていただける記事づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの人権」そのものを取り上げるだけでなく、「子どもとのかかわりや会話をきっかけにさまざまな人権課題について考える」という手法を用いることで、読者により身近に感じていただける記事づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子どもの人権」そのものを取り上げるだけでなく、「子どもとのかかわりや会話をきっかけにさまざまな人権課題について考える」という手法を用いることで、読者により身近に感じていただける記事づくりに努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの市民に「子どもの人権」について主体的に考えていただけるよう記事の内容を工夫します。</li> </ul>					

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 評価状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題		
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)				
1 生きる権利	(1)子どもの権利、命の大切さを学ぶ機会を提供します。	④義務教育段階から乳幼児との触れ合い、世話をすることで命の大切さを実感できるようにする。	地域子育て支援センター・保育幼稚園でのふれあい活動	健康・子育て支援室 ・次世代の担い手である小中高大学生が乳幼児と触れ合い、かかわりを持つことで、将来、子どもを生み育てる意欲が高まるような取組を実施します。	・地域の小・中・高生の積極的な受け入れを継続します。 ・看護大学及び保育士などの養成大学生の実習を受け入れます。 ・桔梗が丘中学校2年生の職場体験を受け入れます。 ・中高生と赤ちゃんの触れ合い体験を実施します。	B	・地域の小・中・高生の積極的な受け入れを継続します。 ・看護大学及び保育士などの養成大学生の実習を受け入れます。 ・桔梗が丘中学校2年生の職場体験を受け入れます。 ・中高生と赤ちゃんの触れ合い体験を実施します。	B	・地域の小・中・高生の積極的な受け入れを継続します。 ・看護大学及び保育士などの養成大学生の実習を受け入れます。 ・桔梗が丘中学校2年生の職場体験を受け入れます。 ・中高生と赤ちゃんの触れ合い体験を実施します。	・視察やボランティアの依頼があれば積極的に受け入れていますが、各学校に年度初めに各施設の事業概要などを広報し、活動の機会を増やす必要があります。		
					・地域の小・中・高生の積極的な受け入れ継続 ・看護大学及び保育士などの養成大学生の実習受け入れ ・桔梗が丘中学校2年生の職場体験受け入れ ・中高生と赤ちゃんの触れ合い体験実施		・地域の小・中・高生来館(3,506人) ・つづが丘幼稚園・桔梗が丘小学校訪問・名張高校華道部 ・桔梗が丘高校3年(19人) ・出前トーク桔梗が丘小学校3年 ・看護大学・大学生受け入れ(21人) ・桔梗が丘中学校3年生の職場体験受け入れ(1人) ・中高生と赤ちゃんの触れ合い体験実施(台風のため中止)		・地域の小・中・高生来館(1,414人) ・桔梗が丘小学校3年生訪問 ・桔梗が丘小学校1・2年生訪問 ・看護大学及び保育士などの養成大学生の視察・研究の受け入れ ・看護大学・大学生受け入れ(3人) ・桔梗が丘中学校・名張中学校3年生の職場体験受け入れ(3人) ・中高生と赤ちゃんの触れ合い体験実施(鴻之台・希央台地域の広場で実施中学生9人・高校生14人)			
					⑤子どもの権利の周知、啓発を進める。	子ども条例の啓発・子ども権利週間行事・市民への研修会等	子ども家庭室 ・子ども条例のリーフレット配布(小中高)、子ども相談室のカードを配布します。 ・子ども条例に関わる研修会等を開催します。	「ばりっすくすく計画」推進講演会を開催し、市民とともに子ども条例について意見交換を行います。	・H28年8月21日子ども条例啓発講演会を実施しました。 参加者 80人 ・H28年12月16日名張小学校、H29年2月10日桔梗が丘南小学校で、子ども条例啓発授業を行いました。 ・H28年11月26日錦生市民センター文化祭に参加し、パネル展示、子どもの権利クイズ、おもしろ工作を実施しました。 ・H29年3月2日・10日株式会社アドバンスコープへ企業内研修を実施しました。 ・教育フォーラムinなびり、比奈知地区文化祭、一ノ井解放文化祭、第68回人権週間記念行事「ふれ愛コンサート」等に参加し、会場でパネル展示を行いました。 ・H29年11月30日に要保護児童対策及びDV対策地域協議会と共催で、「ばりっすくすく講演会(子ども条例啓発講演会)」を開催し、市民とともに子ども条例について意見交換を行います。	A	「ばりっすくすく講演会(子ども条例啓発講演会)」を開催し、市民とともに子ども条例について意見交換を行います。	A
	⑥子どもが自己肯定感を持ち、自分の思いを表現する力を育てる。	子ども会議・子ども権利週間行事の企画 ※4(1)①に重複	子ども家庭室 ・子どもの思いを市政に反映するため子ども会議を開催します。	・子ども会議(ばりっす会議)を開催し、子どもの思いを要望書にまとめ、市長に提出する予定です。	・「子ども条例推進事業」委託としてMIK運動推進委員会に委託しました。 ・子ども会議(ばりっす会議)開催 7回	B	・子ども会議(ばりっす会議)を開催し、子どもの思いを要望書にまとめ、市長に提出する予定です。	・「子ども条例推進事業」委託としてMIK運動推進委員会に委託。 ・子ども会議(ばりっす会議)開催9回	B	・子ども会議(ばりっす会議)を開催し、子どもの思いを要望書にまとめ、市長に提出する予定です。	・子ども会議(ばりっす会議)を開催し、子どもの思いを要望書にまとめ、市長に提出する予定です。	・ばりっす会議の参加者を増やす工夫と、会議を支援するスタッフの育成が必要で、子ども会議の意義や様子を広報し、子どもの参加を増やす必要があります。
				・子ども会議(ばりっす会議)を開催し、子どもの思いを要望書にまとめ、市長に提出する予定です。	・「子ども条例推進事業」委託としてMIK運動推進委員会に委託。 ・子ども会議(ばりっす会議)開催9回	B	・子ども会議(ばりっす会議)を開催し、子どもの思いを要望書にまとめ、市長に提出する予定です。	・子ども会議(ばりっす会議)を開催し、子どもの思いを要望書にまとめ、市長に提出する予定です。	・子ども会議(ばりっす会議)を開催し、子どもの思いを要望書にまとめ、市長に提出する予定です。			
	(2)子どもの健康を守ります。	①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	通常保育	保育幼稚園 ・児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、保護者の労働又は疾病等の事由により、保育が必要と認められる乳児、幼児又は児童を保育所(園)等に受け入れて保育する事業です。(市内保育所(園)15園)	・受入児童数 1,600人 3歳未満児 600人 3歳以上児 1,000人 (保育所(園)13園 認定こども園1園)	・受入人数 1,469人 3歳未満 560人 3歳以上 909人	A	・受け入れ児童数 1,600人 3歳未満児 600人 3歳以上児 1,000人 (保育所(園)13園・認定こども園3施設)	A	・受入人数 1,635人 3歳未満 683人 3歳以上 952人	・受け入れ児童数 1,675人 3歳未満児 615人 3歳以上児 1,060人 (保育所(園)12園・認定こども園5施設)	・年々、低年齢児(0～2歳)の育児休暇明け予約希望も高まっており、また一方、全国的にもみられる保育士の不足状況もあり、待機児童解消に向けた対策が喫緊の課題です。
					・受け入れ児童数 1,600人 3歳未満児 600人 3歳以上児 1,000人 (保育所(園)14園・認定こども園2施設)	・受入人数 1,645人 3歳未満 712人 3歳以上 933人		・受入人数 1,635人 3歳未満 683人 3歳以上 952人		・受け入れ児童数 1,675人 3歳未満児 615人 3歳以上児 1,060人 (保育所(園)12園・認定こども園5施設)		
		地域子育て支援拠点事業	保育幼稚園 ・地域において子育て家庭の保護者と子どもの交流などを促進する子育て支援拠点を設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安等を緩和するとともに、子どもの健やかな育ちを促進します。	・箇所数 5箇所 (公立1、私立2、かがやき、つくし)	・箇所数 4箇所	B	・箇所数 5箇所 (公立1・私立2・かがやき・つくし)	B	・箇所数 5箇所 (公立1・私立2・かがやき・つくし)	B	・箇所数 5箇所 (公立1・私立2・かがやき・つくし)	・H29年度に私立保育園で新たに開所し、公立1・私立2・かがやき・つくしと計5箇所を実施しています。今後も、地域の子育て支援機能・事業内容の充実を図ります。 ・各施設に応じ、お便り(予定・活動内容等)作成。市ホームページに掲載。 ・担当者連絡会議:毎月第3金曜日16時30分～
				・箇所数 5箇所 (公立1・私立2・かがやき・つくし)	・箇所数 5箇所(公立1・私立2・かがやき・つくし) =公立1園と私立2園年間実績=(かがやき・つくし以外の数) ・子どもと妊婦の新規登録:公立163人・私立294人 ・総利用者(子ども・大人・妊婦):公立3,932人・私立4,175人 ・家庭支援相談件数:公立117件・私立40件 ・保育無料体験者数:公立46人・私立51件 ・広場事業利用者数(大人・子ども):公立1,838人・私立1,530人		・箇所数 5箇所 (公立1・私立2・かがやき・つくし)		・箇所数 5箇所 (公立1・私立2・かがやき・つくし)		・箇所数 5箇所 (公立1・私立2・かがやき・つくし)	・各施設に応じ、お便り(予定・活動内容等)作成。市ホームページに掲載。 ・担当者連絡会議:毎月第3金曜日16時30分～
		子育て短期支援事業 ※2(4)②に重複	子ども家庭室 ・保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、経済的な理由により一時的に母子を保護することが必要な場合等において、保護を行います。	・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業	・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 35件 ・トワイライトステイ事業 6件	A	・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業	A	・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 7件 ・トワイライトステイ事業 0件	A	・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業	・親族などの支援を受けられない方が必要な場合、迅速に対応できるように、関係機関との連携を深めます。
・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業				・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 28件 ・トワイライトステイ事業 0件	・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 7件 ・トワイライトステイ事業 0件		・契約箇所数 3箇所 ・ショートステイ事業 ・トワイライトステイ事業					
病児・病後児保育	保育幼稚園 ・保育所等に通所している児童が病気や病気の回復期であり、集団保育が困難で、家庭でも保育することができないときに、一時的に児童を預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、専門家(医師・看護師・保育士等)による病気の児童に適した保育看護を提供します。	・箇所数 1箇所 利用者数 延べ200人	・箇所数 1箇所 利用者数 延べ367人	A	・事業継続	A	・箇所数 1箇所 利用者数 延べ212人	A	・事業継続	・今後の利用状況に応じ検証を行い、利用定員や実施施設の拡大等の検討を行うことが必要です。		
		・事業継続	・箇所数 1箇所 利用者数 延べ423人		・事業継続		・事業継続					

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)



基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題	
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)		
1 生きる 権利	(2)子どもの健康を守ります。	①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	ファミリー・サポート・センター事業	健康・子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児の援助を受けたい人と育児の援助をしたい人がセンターの会員になって、小学生以下の子どもを持つ家庭の子育て支援を行う事業です。</li> <li>H21年7月より、委託している子育て支援緊急サポート事業(軽い病児及び病後児の預かり、緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等)をH23年4月より一緒に実施しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンター事業 利用件数 330件 依頼会員220人/援助会員65人/両方会員40人/計325人</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンター事業 利用件数 330件 依頼会員270人/援助会員75人/両方会員40人/計385人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンター事業 利用件数 326件(内緊急サポート1件) 依頼会員169人/援助会員66人/両方会員31人/計266人</li> <li>今年度会員の大幅な見直しを行ったため依頼会員の引越しや年齢が大きくなったことより退会者が増えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンター事業 利用件数 500件 依頼会員175人/援助会員68人/両方会員30人/計273人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリー・サポート・センター事業として、以前行っていた緊急サポート事業の宿泊等も行うことになり、利用方法などの周知と、より利用しやすいシステムの構築に努める必要があります。また、この事業は人と人をつなぐというきめ細やかな配慮が必要な事業であるため、担当者の育成も重要な課題です。</li> <li>保護者のニーズ(料金面等)に合わせて一時預かり事業等の色々なサービスや支援を紹介し、連携をとっていく必要があります。</li> </ul>
				健康・子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが元気に健やかに育ち合える拠点施設として、親子が出会いを通じて交流し合える場、子ども同士が育ち合える場、市民の子育て参加の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報を提供します。</li> <li>○広場事業(親子で遊ぼう・子育て井戸端会議・ぐりとぐらの集い・シングルマザーの集い・インターナショナルの集いなど)</li> <li>○相談事業(電話・面接・子育て相談・健康相談)</li> <li>○講座・講演会事業(子育て講演・救急法など)</li> <li>○一時預かりの連絡調整(家庭での保育が一時的に困難となった時などに緊急一時的に保育所での保育を受けられるよう連絡調整を行う。)</li> <li>○かがやき通信等の発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広場事業:開館日数242日 総来館者数30,000人 親子で遊ぼう1,900人/はじめて広場160人/ぐりとぐら(多胎児)の集い160人/こんには広場150人/サタパバ(父親の)広場210人 etc.</li> <li>・相談事業 健康相談受診者数110人/健康相談80件/歯科相談100件</li> <li>・情報提供 かがやき通信発行2,700部(毎月発行) 健康だより発行310部(毎月発行)健康支援室と連携</li> <li>・パソコン利用者200件/遊び道具の貸し出し件数170件</li> <li>学びの場の提供(談話室)240件/土曜日開催のミニコンサートなどへの参加総数1,100人</li> <li>・子育て講演会(わらべうた):8ヶ月までの親子10組 支援者50人</li> <li>・子育て講座(歯磨き指導・子どもの救急・親子クッキング):合計85人</li> <li>・サークル数9団体/地域の広場16箇所 公立幼稚園の広場利用者590人/保育所(園)15箇所2,400人</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広場事業:開館日数242日 総来館者数30,900人 親子で遊ぼう1,900人/はじめて広場160人/ぐりとぐら(多胎児)の集い160人/こんには広場150人/サタパバ(父親の)広場210人 etc.</li> <li>・相談事業 健康相談受診者数175人/健康相談110件/歯科相談155件</li> <li>・情報提供 かがやき通信発行2,700部(毎月発行) 健康だより発行310部(毎月発行)健康支援室と連携</li> <li>・パソコン利用者200件/遊び道具の貸し出し件数:170件</li> <li>学びの場の提供(談話室)240件/土曜日開催のミニコンサートなどへの参加総数248人</li> <li>・子育て講演会(わらべうた):8ヶ月までの親子10組 支援者50人</li> <li>・子育て講座(歯磨き指導・子どもの救急・親子クッキング):合計85人</li> <li>・サークル数8団体/地域の広場16箇所 公立幼稚園の広場利用者590人/保育所(園)15箇所2,400人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広場事業:開館日数103日 総来館者数11,500人 親子で遊ぼう542人/はじめて広場44人/ぐりとぐら(多胎児)の集い50人/こんには広場58人/サタパバ(父親の)広場118人 etc.</li> <li>・相談事業 健康相談受診者数64人/健康相談30件/歯科相談34件</li> <li>・情報提供 かがやき通信発行2,700部(毎月発行) 健康だより発行800部(毎月発行)健康・子育て支援室と連携</li> <li>・パソコン利用者560件/遊び道具の貸し出し件数:517件</li> <li>・子育て講演会(わらべうた):8ヶ月までの親子10組 支援者50人</li> <li>・子育て講座(歯磨き指導・子どもの救急・親子クッキング):合計144人</li> <li>・なばり子育て支援員研修会開催6日間 子育て講演会親子・支援者対象3回 子育て講座(歯磨き指導・子どもの救急・親子クッキング)4回</li> <li>・サークル数8団体/地域の広場16箇所 公立幼稚園の広場利用者88人/保育所(園)15箇所328人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広場事業:開館日数242日 総来館者数26,000人 親子で遊ぼう1,500人/はじめて広場90人/ぐりとぐら(多胎児)の集い50人/こんには広場150人/サタパバ(父親の)広場230人 etc.</li> <li>・相談事業 健康相談受診者数80人/健康相談50件/歯科相談80件</li> <li>・情報提供 かがやき通信発行2,700部(毎月発行) 健康だより発行800部(毎月発行)健康・子育て支援室と連携</li> <li>・パソコン利用者/遊び道具の貸し出し件数:517件</li> <li>・子育て講演会(わらべうた):8ヶ月までの親子10組 支援者50人</li> <li>・子育て講座(歯磨き指導・子どもの救急・親子クッキング):合計330人</li> <li>・サークル数8団体/地域の広場16箇所 公立幼稚園の広場利用者250人/保育所(園)15箇所800人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の子育て力が低下している中、当センターを拠点として各地域との連携の強化が必要です。子どもたちの生活には、親の存在が切り離せないため、親への具体的な支援が必要です。</li> <li>・講座・講演会については毎年好評な内容で実施しています。しかし、価値観の多様化に伴い、様々な希望もあり、ミニ講座を開催するなど対応する必要があります。講師料などもありできる限りボランティアで講座を引き受けてくれる人材の発掘が必要です。</li> <li>・小中高生の来館者のほとんどが、結構が丘地域に偏っています。各地域の様々な取組にも多数の児童の参加が見られるので、より一層、地域との連携が必要です。また、名張市内の他の児童館との交流なども検討課題です。</li> <li>・保護者の価値観が多様化している中で、子育てにとって基本的に大切なことは何か見極め、講座や講演会を設定する必要があります。</li> <li>・地域の広場は主任児童委員やボランティア等と連携をとりながら積極的に取り組んでいく必要があります。</li> <li>・サークルについては、今後も新たなサークルの立ち上げや充実にも努める必要があります。</li> <li>・地域や保護者のニーズを把握しながら、慣例になっている取組だけでなく、高齢者や障がい者との交流など新たな世代間交流の取組も課題として捉えています。</li> </ul>
	子育て支援センター「つくし」※2(4)①に重複	健康・子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひろば型地域子育て支援センターとして、市内の小児科医院に設置し、保健相談に重点を置いた相談事業、保育士による育児相談、各種子育て教室、子育てサークル等への支援を実施します。(市の委託事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師による保健相談件数:385件(うち面接172件)</li> <li>・保育士による育児相談件数:181件(うち面接127件)</li> <li>・育児不安に対する支援として、子育てが初めての方対象の教室や、発達を促す遊びなどの子育て教室を60回開催しました。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師による保健相談 400件</li> <li>・保育士による育児相談 200件</li> <li>・子育て教室 65回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師による保健相談:面談相談70件・電話相談112件</li> <li>・保育士による育児相談:面談相談68件・電話相談34件</li> <li>・子育て教室:タッチケア5回・わかば教室20回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師による保健相談 400件</li> <li>・保育士による育児相談 200件</li> <li>・子育て教室 65回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増加傾向にある児童虐待の原因には育児不安が多く見られることから、支援が必要な場合には、名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会を含め、関係機関との連携強化が必要です。</li> </ul>	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師による保健相談:面談相談158件・電話相談220件</li> <li>・保育士による育児相談:面談相談228件・電話相談106件</li> <li>・子育て教室:タッチケア12回・わかば教室48回</li> </ul>	B					

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況 平成29年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)		目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)	
1 生きる権利	(2)子どもの健康を守ります。 ①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	延長保育	保育幼稚園 園室 ・保護者の勤務形態や恒常的な残業等に対応するため、開所時間を超えて保育を実施します。 (平日 7:15~19:15(7:00~20:00)) (土曜日 7:15~18:00(7:00~19:00))	・事業継続	・実施箇所数 12箇所	A	・事業継続	・箇所数 15箇所	・事業継続	・今後も保護者の通勤環境や就労状況に配慮し、利用者のニーズに弾力的に対応していく必要があります。
				・事業継続	・箇所数 13箇所	A				
		一時保育	保育幼稚園 園室 ・保護者の断続的な就労や冠婚葬祭、育児疲れ等による一時的な保育需要に対応するため、全保育所で1日1~2人を限度とした一時保育を実施します。	・事業継続	・一時保育の利用者は延べ2,439人でした。 ・労働の事由による利用が多く、次いで保護者の疾病・出産・看護等の理由、また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担解消のための利用がありました。	A	・事業継続	・一時保育の利用者は延べ744人です。 ・労働の事由による利用が多く、次いで保護者の疾病・出産・看護等の理由、また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担解消のための利用となっています。	・事業継続	・子どもの年齢や、専用の保育室、職員配置など保育環境の検討、整備が必要です。
				・事業継続	・一時保育の利用者は延べ1,332人でした。 ・労働の事由による利用が多く、次いで保護者の疾病・出産・看護等の理由、また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担解消のための利用がありました。	A				
		休日保育	保育幼稚園 園室 ・全保育所入所児童のうち希望者を対象とした休日保育を実施します。	・事業継続	・名張西保育園で実施しました。 利用登録 45人 延べ利用数 728人	A	・事業継続	・名張西保育園で実施しました。 利用登録数 39人 延べ利用数 257人	・事業継続	・登録人数増加傾向にあり、希望者全員を受け入れられない日もあり、定員の見直しや新たに休日保育実施施設を増設するなど改善が必要です。 ・登録を先着順から抽選や、基準を整備するなど見直しが必要です。
				・事業継続	・名張西保育園で実施しました。 利用登録数 47人 延べ利用数 853人	B				
		障がい児保育	保育幼稚園 園室 ・心身に障がいを持つ児童を対象とした障がい児保育を、原則として保護者の希望保育所で実施します。	・事業継続	・公・私立保育所(園)、認定こども園、公立幼稚園 68人	A	・事業継続	・公・私立保育所(園)、認定こども園、公立幼稚園 69人	・事業継続	・途切れの無い支援を図るためには、発達支援センターをはじめ、関係機関との連携の強化が必要です。 ・個々の発達にあった支援を行うためには、担当保育士やコーディネーターの資質向上のための研修を充実させていく必要があります。 ・医療的なケアが必要なケースや個々の発達に合った支援にも対応できるようなシステムの構築が必要です。
				・事業継続	・公・私立保育所(園)、認定こども園、公立幼稚園 65人	A				
		私立幼稚園就園奨励補助(国補)	保育幼稚園 園室 ・市内に住所を有し、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の負担を所得状況に応じて軽減し、幼稚園への就園を奨励します。	・事業継続	・今年度における幼児教育の無償化に向けた取組については、年収約360万円未満相当の世帯について従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するとともに、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、負担軽減を拡大し、第1子は現行の半額、第2子は無償化とする負担軽減を図りました。 対象者 771人(市内4園、市外4園) 交付決定額 101,764,900円	A	・事業継続	・幼児教育の無償化に向けた段階的推進として、市民税非課税世帯の第2子無償化、及び低所得者の保護者負担の軽減措置の拡大を図りました。また、名張市3人目プロジェクトとして、高校卒業までの児童のうち最年長の児童を第1子として第3子以降となる児童の保育料の無償化を行います。	・事業継続	・保護者の保育料に関する負担軽減には効果的であるので、より多くの未就園児の保護者への周知が必要です。
				・事業継続	・今年度における、幼児教育の無償化に向けた段階的推進として、市民税非課税世帯の第2子無償化、及び低所得者の保護者負担の軽減措置の拡大を図りました。 対象者750人(市内4園・市外3園) 交付決定額:104,065,700円	A				
		私立幼稚園就園奨励補助(市単)	保育幼稚園 園室 ・市内に住所を有し、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の負担を所得状況に応じて軽減し、幼稚園への就園を奨励します。	・事業廃止 ※国補事業対象拡大のため	・事業廃止 ※国補事業対象拡大のため		/	/	/	/
				・事業廃止 ※国補事業対象拡大のため	・事業廃止 ※国補事業対象拡大のため					
		私立幼稚園子育て支援事業補助	保育幼稚園 園室 ・市内に設置されている私立幼稚園が実施する預かり保育に要する経費を軽減するとともに、未就園児に対する地域における子育て支援の強化を図ります。	・事業継続	・対象 市内4園 交付決定額 2,000,000円	A	・事業継続	対象 市内2施設 交付額 1,000,000円	・事業継続	・通常保育以外の時間の預かり保育や、未就園児の子育て相談や親子交流など、制度の周知に努めていきます。
				・事業継続	対象 市内4施設 交付額 2,000,000円	A				
家庭的保育事業	保育幼稚園 園室 ・保育士の居宅等において、保育所に入所できない乳幼児の保育を実施する家庭的保育者に対して委託費の支弁等を行います。	・家庭的保育室 3室 委託児童数 15人	・家庭的保育室 3室(内1室は10月27日より開室) 委託児童数 15人	A	・家庭的保育室 3室 委託児童数 15人	・家庭的保育室 3室 委託児童数 15人	・家庭的保育室 3室 委託児童数 15人	・家庭的保育事業を行うにあたり、保育以外の事業者としての事務手続きの煩雑さが家庭的保育者の負担となっており、事業の継続のためにはサポート体制が必要です。 ・保護者ニーズに対応するため、3室のうち2室で給食の提供を行っています。残り1室については現在の場所では設備上給食を提供できないため移転も含め今後検討していく必要があります。		
		・家庭的保育室 3室 委託児童数 15人	・家庭的保育室 3室 委託児童数 15人	A						
障害児居宅介護事業	障害福祉 室 ・障がいによって、日常生活を営む上で支障がある児童に対し、身体介護、家事援助、移動介護などホームヘルパーによる日常生活の支援を行います。	・利用人数 20人	・利用人数 6人	B	・利用人数1人<訂正>	・居宅介護1人(児)	・利用人数 1人	・発達障がいを含む障がい児の増加が見込まれるため、対応できる資源が求められています。		
		・利用人数 20人	・居宅介護1人(児)	-						

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況 評価状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)		目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)	
1 生きる権利	①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	障害児短期入所事業	障害福祉室 ・障がい児を介護している家族が、疾病、家事都合等により介護できない場合に、一時的に施設で保護することにより障がい児や家族の福祉の向上を図ります。	・利用人数 55人	・利用人数 50人	A	・利用人数 20人	・利用人数 15人	・利用人数 20人	・発達障がいを含む障がい児の増加が見込まれるため、対応できる資源が求められています。
				・利用人数 60人	・利用人数 21人	-				
		障害児通所支援事業	障害福祉室 ・児童発達支援、放課後デイサービス等に必要となる経費を給付し、障害者福祉の向上を図ります。	・利用人数 350人	・利用人数 171人 児童発達支援 67人 放課後等デイサービス 103人 保育所等訪問支援 123人 障害児相談支援 171人	A	・利用人数 381人	・実利用人数 171人(延べ367人)	・実利用人数200人(延べ475人)	・法律や制度改正等に際して的確かつ迅速な対応とタイムリーな周知啓発が求められます。
				・利用人数 381人	・実利用人数 191人(延べ465人)	-				
		日常生活用具給付事業	障害福祉室 ・重度の障がいのある方や児童に対し、浴槽や便器等日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	・利用人数 25人	・利用人数 13人	A	・利用人数 25人	・利用人数 12人	・利用人数 25人	・地域で安心して暮らせるサービスの充実が求められています。
				・利用人数 25人	・利用人数 13人	A				
		補装具の給付、修理事業	障害福祉室 ・身体に障がいのある方や児童に対し、車いすや補聴器等補装具を交付し、又は修理することにより、その失われた身体機能を補い、日常生活の向上を図ります。 (※世帯の課税状況等により自己負担有)	・給付件数 25件 ・修理件数 15件	・給付件数 20件 ・修理件数 7件	A	・給付件数 25件 ・修理件数 15件	・給付件数 4件 ・修理件数 0件	・給付件数 25件 ・修理件数 15件	・地域で安心して暮らせるサービスの充実が求められています。
				・給付件数 25件 ・修理件数 15件	・給付件数 13件 ・修理件数 1件	A				
		タクシー料金、ガソリン等燃料費の助成事業	障害福祉室 ・在宅の重度障がい児(者)に対し、タクシー料金の一部又は燃料費の一部を助成することにより福祉の向上を図ります。	・タクシー料金助成 15人(年間12,000円/1人) ・自動車燃料費助成 50人(年間12,000円/1人) ※一人につきタクシー料金か燃料費のどちらか一方の助成となります。	・タクシー料金助成 5人(年間12,000円/1人) ・自動車燃料費助成 44人(年間12,000円/1人) ※一人につきタクシー料金か燃料費のどちらか一方の助成となります。	B	・タクシー料金助成 15人(年間12,000円/1人) ・自動車燃料費助成 50人(年間12,000円/1人) ※一人につきタクシー料金か燃料費のどちらか一方の助成となります。	・タクシー料金助成 6人 ・自動車燃料費助成 38人	・タクシー料金助成 15人(年間12,000円/1人) ・自動車燃料費助成 50人(年間12,000円/1人) ※一人につきタクシー料金か燃料費のどちらか一方の助成となります。	・法律や制度改正等に際して的確かつ迅速な対応とタイムリーな周知啓発が求められます。
				・タクシー料金助成 15人(年間12,000円/1人) ・自動車燃料費助成 50人(年間12,000円/1人) ※一人につきタクシー料金か燃料費のどちらか一方の助成となります。	・タクシー料金助成 2人 ・自動車燃料費助成 36人	B				
障害児福祉手当(国)	障害福祉室 ・在宅の重度障がい児に対し、その重度の障がいのために生じる負担の一助として手当を支給します。(国の法律に基づく手当)	・認定人数 50人(内新規5人) (支払月5、8、11、2月)	・認定人数 47人	B	・認定人数 50人(内新規5人) (支払月5、8、11、2月)	・認定人数 42人(新規 0人)	・認定人数 50人(内新規5人) (支払月5、8、11、2月)	・法律や制度改正等に際して的確かつ迅速な対応とタイムリーな周知啓発が求められます。		
		・認定人数 50人(内新規5人) (支払月5、8、11、2月)	・認定人数 42人(新規 4人)	B						
育成医療	障害福祉室 ・身体に障がいのある18歳未満の児童が、治療することによってその障がいを取り除いたり軽減するために必要な医療に伴う医療費を助成します。	・認定件数(再認定含む) 50件	・認定件数 38件	A	・認定件数(再認定含む) 50件	・認定件数 15件	・認定件数(再認定含む) 30件	・法律や制度改正等に際して的確かつ迅速な対応とタイムリーな周知啓発が求められます。		
		・認定件数(再認定含む) 50件	・認定件数 31件	A						
予防接種	健康・子育て支援室 【定期予防接種について】 ・ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ジフテリア、百日咳及び破傷風、不活化ポリオ、麻疹及び風しん(MR)、水痘、日本脳炎、結核(BCG)、子宮頸がん予防接種を委託医療機関で実施します。 ・適切な時期に予防接種を受け、疾病の予防ができるよう支援します。 ・幼稚園、保育所(園)及び学校と連携しながら接種勧奨を行います。 【任意予防接種について】 ・ロタウイルスワクチン、乳幼児インフルエンザ予防接種費用助成事業を実施し疾病の予防ができるよう支援します。	・事業継続	【定期予防接種接種率(%)】 ・BCG 99.6% ・B型肝炎1回目80.7% 2回目75% 3回目31.5% ・四種混合(DPTIPV) 1回目94.4% 2回目90.7% 3回目92.3% 追加91.6% ・二種(DT)混合2期 86.1% ・MR混合1期 99.5% ・MR混合2期 96.3% ・日本脳炎 1期1回91.3% 2回86.3% 追加65% 2期76.9% ・水痘 1回目94.2% 2回目67.2% ・ヒブ 1回目94.1% 2回目94.1% 3回目91.2% 追加87.2% ・肺炎球菌 1回目95.1% 2回目93.2% 3回目91.5% ・子宮頸がん(積極的勧奨外) ・追加87.8%個別通知により接種適正時期の啓発と接種勧奨を実施しました。	A	・事業継続	・事業継続中	・事業継続	・年齢が大きくなると、接種率が悪くなる傾向にあるので、保育所(園)・幼稚園・学校(小・中・高)と連携し、接種勧奨を継続して実施します。乳児家庭全戸訪問事業や子育て相談において予防接種啓発を充実させるために関係機関と研修会を実施する必要があります。 ・定期接種のワクチンの種類が増え、適切な時期の受け忘れ防止やスケジュールに関する相談にも対応できるよう医師会と連携を取りすすめていきます。		
		・事業継続	【定期予防接種接種率(%)】 ・BCG 99.0% ・B型肝炎1回目95.4% 2回目94.9% 3回目96.4% ・四種混合(DPTIPV) 1回目96.3% 2回目97.3% 3回目98.6% 追加83.0% ・二種(DT)混合2期84.4% ・MR混合1期96.7% ・MR混合2期95.6% ・日本脳炎 1期1回94.4% 2回95.0% 追加51.0% 2期56.8% (特例は除く) ・水痘1回目99.5% 2回目83.7% ・ヒブ1回目96.4% 2回目96.7% 3回目98.2% 追加87.5% ・肺炎球菌 1回目96.7% 2回目97.0% 3回目98.6% 追加85.6% ・子宮頸がん(積極的勧奨外) 個別通知により接種適正時期の啓発と接種勧奨を実施 ・平成29年度より乳幼児インフルエンザ予防接種費用助成実施	A						

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)	
1 生きる権利	(2)子どもの健康を守ります。 ①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	不妊治療費助成事業	健康・子育て支援室 ・少子化対策の一環として、不妊症のため子を希望しながらも恵まれない夫婦への不妊治療の費用助成(男性不妊・不育症も含む)を通し、支援をします。	・事業継続	・申請数 特定不妊(県) 51件 特定不妊(市) 28件 一般不妊 6件 不育症 1件 計 86件	A	・市の補助金については、申請書受理後1か月以内に支給します。 ・不妊相談、交流会の窓口の案内をします。	申請数 特定不妊(県) 39件 特定不妊(市) 15件 一般不妊 2件 不育症 1件	・事業継続	・H26年度から通算助成回数とH28年度から対象範囲・助成回数に変更され、また、男性不妊や不育症に対する助成の拡大のため、必要な方が利用できるよう、事業の啓発を図る中で、申請時の適切な対応・相談支援を心掛けます。また、不妊に関する相談を希望される方に対して不妊専門相談センターなどの情報提供を併せて行います。
				・事業継続 ・事業拡充	申請数 特定不妊(県) 98件 特定不妊(市) 31件 一般不妊 4件 不育症 0件	A				
		妊婦一般健康診査	健康・子育て支援室 ・出産年齢の上昇等によって、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健診を受診しない妊婦も増えています。妊娠・出産に係る経済的不安を軽減し、安心、安全な妊娠・出産に向けて、医療機関や地域、子育て支援機関など多様な主体と共に妊婦の健康管理と相談・支援に努め、子育て支援に切れ目なくつなげます。	・事業継続 ・医療機関との連絡体制整備 ・健診結果による個別支援の強化	・公費健診(14回) 6,922人	A	・事業継続	・事業継続中	・事業継続	・出産年齢の上昇等によって、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健診を受診しない妊婦も増えています。また、3人目以上の妊娠時に不安が高くなる傾向があることから、妊娠・出産に係る経済的不安などを軽減し、安心、安全な妊娠・出産に向けて、医療機関との連絡体制・産後ケアの体制整備と共に名張版ネウボラの推進として妊婦の健康管理と相談・支援の体制の整備に努めます。
				・事業継続	・公費健診(14回) 6,583人	A				
		こんには赤ちゃん訪問事業	健康・子育て支援室 ・生後4か月までの乳児がいる家庭を主任児童委員等が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安を聞き、子育てに関する情報提供等を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けます。子育て支援サービスや予防接種についての情報提供や身近な相談者とのつながりとして重要な機会です。本事業前の生後2週間目全戸電話相談や連絡会、本訪問から地域づくり組織の子育て支援への連携や相談・支援につなげることができるよう体制の整備に努めます。(名張版ネウボラの推進)	・100%	・対象数591件/訪問数577件(97.6%)/訪問後要支援173件 未訪問は対象とした後に転出、長期入院により、面接相談、電話での状況確認となった。 ・養育支援訪問(保健師助産師による専門訪問)317件 ・H28年度から赤ちゃん訪問時に子育てガイド配布	A	・100%	・事業継続中	・100%	・保護者の育児力の弱さや不安、経済的な悩みによる支援が必要なケースが増えています。妊娠期からの支援体制が必要です。家庭児童相談や養育支援訪問(家事支援訪問等)、未熟児訪問や産後ケア事業利用者、病院からのケース連絡も増加しています。さらなる連携が必要で。 ・委託を行っている主任児童委員と連絡会をもち、資質の向上を図り、連携体制を深めます。 ・主任児童委員やまちの保健室、地域づくり組織における子育て支援活動や相談・支援との更なる連携が必要です。名張版ネウボラ推進の要として充実します。 ・産前産後、子育て支援に対するのニーズ把握の重要な機会として活用することが必要です。 ・今後も生後2週間目全戸電話相談事業から早期に訪問や教室、乳腺炎予防ケア事業等に繋げ支援していきます。
				・100%	・対象数545件/訪問数532件(97.6%)/訪問後要支援106件 未訪問は対象とした後に転出、長期入院により、面接相談、電話での状況確認となった。 ・養育支援訪問(保健師助産師による専門訪問) 325件 ・H28年度から赤ちゃん訪問時に子育てガイド配布	A				
	乳幼児健康相談	健康・子育て支援室 ・身体計測、育児相談、発達相談及び健康相談に加え、産後早期から対応できるよう助産師による母乳哺育等相談、歯科衛生士による歯科相談も実施し、乳幼児の健康な育ちを支援します。まちの保健室や地域の子育て広場など、身近な地域においての相談・支援体制の整備を各機関と連携して行います。 ・母乳育児など、ニーズの高い産前産後の相談の場を増やし、各事業や機関との連携を図ります。	・事業継続 ・身近な地域での相談支援体制の充実	・保健センターや地域づくり組織において開催される広場においての健康相談や子ども支援センター等において実施しました。【地域の広場は別集計】 ・保健センター等実施 乳幼児健康相談参加者数 乳児186人/幼児281人 母乳・育児相談49回 乳児234人 産婦244人/妊婦6人 ・かがやき健康相談12回 66名 ・安心育児おっぱい教室 47回 保護者、妊婦473人 児481人 ・安心育児おっぱい個別相談 47回66人 ・産後ママのゆったりスペース 45回 児183人 保護者176人 ・おっぱいケア事業(乳腺炎予防ケア) 93件 ・来所相談 健康・子育て支援室10件/日平均	A	・事業継続 ・身近な地域での相談支援体制の充実	・事業継続中	・事業継続 ・身近な地域での相談支援体制の充実	・気軽に相談してもらえる広報なばり、ホームページ、チラシ等で周知を継続して実施します。 ・こんには赤ちゃん訪問や地域での健康相談等、子育て支援関連部署や地域の育児支援事業などとの連続性をもった育児支援ができるようにまちの保健室や子ども支援センターかがやき、マイ保育ステーションと連携します。特に産後早期の相談支援を実施しながら、ニーズ把握に努めます。(名張版ネウボラの推進) ・乳幼児の健康診査や産後の相談事業や他の子育て支援事業(安心・育児おっぱい教室、母乳育児相談、産後ママのゆったりスペース、乳腺炎予防ケア)や発達支援、教育との連続性の強化が必要です。	
			・事業継続 ・身近な地域での相談支援体制の充実	・保健センターや地域づくり組織において開催される広場においての健康相談や子ども支援センター等において実施しました。【地域の広場は別集計】 ・保健センター等実施 乳幼児健康相談 12回 参加者数 乳児195人/幼児204人 母乳・育児相談 48回 乳児 123人/幼児10人 産婦124人/妊婦1人/その他3人 ・かがやき健康相談 12回 54人 ・安心育児おっぱい教室 49回 保護者、妊婦497人 児537人 ・安心育児おっぱい個別相談 36回 90人 ・産後ママのゆったりスペース 44回 児333人 保護者313人、妊婦1人 ・おっぱいケア事業(乳腺炎予防ケア) 119件 ・来所相談:健康・子育て支援室10件/日平均	A					

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題	
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)		
1 生きる権利	(2)子どもの健康を守ります。 ①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	母子健康手帳発行・母子健康手帳発行教室	健康・子育て支援室 ・妊娠届の受理を行い、母子健康手帳を発行します。妊娠出産育児の切れ目ない支援(名張版ネウボラ)の重要な機会となります。 ・母子健康手帳を妊娠11週以下で発行し、妊婦を対象としたサービスを早期から提供できるようにします。 ・母子健康手帳発行教室において、妊婦の心身の状況把握を行い、妊娠中からの健康支援を行います。産後ケアを中心とした体験を行いながら、出産、育児に関する情報提供を行います。また、心身の健康管理や相談や虐待防止についての教育を充実します。 ・マタニティマークを配布し、妊婦に優しい環境づくりを目指します。 ・働く妊婦の妊娠、出産が安全で快適なものになるよう母性健康管理指導事項連絡カードの活用を説明します。	・事業継続 ・教育の充実 ・相談体制の強化 ・個別支援計画 ・支援の充実	・母子健康手帳発行数 561件 <年齢別> 20歳未満6人(1.1%)/20～34歳423人(75.4%)/35歳以上132人(23.5%) 妊娠11週以下での届出率98.8% ・発行後保健師・助産師とでケース検討会を開催し、必要な場合妊娠期からの支援へつなげました。全妊婦に身近な相談者としてまちの保健室(チャイルドパートナー)を周知しました。	A	・事業継続 ・教育の充実 ・相談体制の強化 ・個別支援計画 ・支援の充実	・母子健康手帳発行数 214件(うち双胎2人)	・事業継続 ・教育の充実 ・相談体制の強化 ・個別支援計画 ・支援の充実	・母子健康手帳発行教室は、母子支援のスタートとなります。支援が必要と予測される方のみでなく、すべての妊婦に対しての相談・支援の強化が育児期まで切れ目なく行う必要があります。(名張版ネウボラ) ・妊婦自身の心身状況、家族関係、妊婦を取り巻く環境は、育児に大きく関係してくるので、母子健康手帳発行時に、妊婦の心身・社会環境などの状況を把握し、健康診査受診など健康管理の大切さを啓発し、健康教育を充実させます。また、産後の養育支援が必要な場合は、特定妊婦として関係機関(こども支援センターや家庭児童相談室等)や助産師とともに妊娠中からの早期の対応に努めます。	
				・事業継続 ・教育の充実 ・相談体制の強化 ・個別支援計画 ・支援の充実	・母子健康手帳発行数 530件 <年齢別> 20歳未満8人(1.5%)/20～34歳408人(77.0%)/35歳以上114人(21.5%) 妊娠11週以下での届出率96.0% ・発行後保健師・助産師とでケース検討会を開催し、必要な場合妊娠期からの支援へつなげました。全妊婦に身近な相談者としてまちの保健室(チャイルドパートナー)を周知しました。	A	・事業継続 ・他事業、他機関との連携強化	・事業継続中	・事業継続 ・他事業、他機関との連携強化	・発達支援等の支援が必要と思われる幼児について子ども発達支援センター等関係機関と連携をとり、引き続き発達支援の確認をしながら必要時には支援を行うことを継続します。未来所児の状況把握と支援に努め、事業の効果を検討する必要があります。 ・必要に応じて他の子育て支援事業、家庭児童相談や地域における相談・支援との連携の強化が必要です。	
	2歳児健康相談	健康・子育て支援室	・1歳6か月児健康診査において、発達や発育、子育ての悩み等を継続的に観察支援したほうが良いと思われる幼児や未受診の幼児の保護者のうち希望者に対し、発育・発達の確認及び相談、子育て支援へのつながりを行います。	・子ども発達支援センターと共に事業検討中	・対象児数 183人 ・来所児数 105人 ・受診率 57.4% ・必要な子どもは心理相談、子ども発達支援センターによる継続支援や地域資源の紹介につなげました。未来所者に対しては電話相談や、訪問、園巡回において状況把握と支援を行いました。	B	・事業継続 ・他事業、他機関との連携強化	・事業継続中	・事業継続 ・他事業、他機関との連携強化	・発達支援等の支援が必要と思われる幼児について子ども発達支援センター等関係機関と連携をとり、引き続き発達支援の確認をしながら必要時には支援を行うことを継続します。未来所児の状況把握と支援に努め、事業の効果を検討する必要があります。 ・必要に応じて他の子育て支援事業、家庭児童相談や地域における相談・支援との連携の強化が必要です。	
				・子ども発達支援センターと共に事業検討中	12回 ・対象児数 140人 ・来所児数 85人 ・受診率 60.7% ・必要な子どもは心理相談、子ども発達支援センターによる継続支援や地域資源の紹介につなげました。未来所者に対しては電話相談や、訪問、園巡回において状況把握と支援を行いました。	B	【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。	A	【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。	【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。	・教室で観察をした結果、健康・子育て支援室とともに教室の事後も含め、母子が健やかに発達・育児できるように支援を途切れなく行えるよう継続します。 【うさぎさん教室】 ・切れない発達支援の強化のために、保育園・幼稚園の個別支援や療育・医療等、本事業以降の支援の方向性を本事業においてアセスメントを行い、保護者との相談につなげるよう継続します。 ・他の子育て支援事業、地域における相談・支援との連携の強化のため、健康・子育て支援室やこども支援センターかがやきとの連携に努めます。
	就園前教室	子ども発達支援センター	・遊びを通して幼児を継続的に観察支援し、育てにくさを感じている母親に健やかな母子関係が図れるよう支援します。教室に参加している幼児の発達の観察及び必要時子育て情報の提供・個別相談や入園予定の保育所(園)との連携を図り、切れ目のない発達支援を行います。	【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。	【こあらっこ教室】 ・計24回開催 参加親子26組 延べ136組 【うさぎさん教室】 ・計24回開催 参加親子13組 延べ109組	A	【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。	【こあらっこ教室】 ・計8回開催 参加親子8組 延べ28組 【うさぎさん教室】 ・計7回開催 参加親子6組 延べ22組	【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。	・教室で観察をした結果、健康・子育て支援室とともに教室の事後も含め、母子が健やかに発達・育児できるように支援を途切れなく行えるよう継続します。 【うさぎさん教室】 ・切れない発達支援の強化のために、保育園・幼稚園の個別支援や療育・医療等、本事業以降の支援の方向性を本事業においてアセスメントを行い、保護者との相談につなげるよう継続します。 ・他の子育て支援事業、地域における相談・支援との連携の強化のため、健康・子育て支援室やこども支援センターかがやきとの連携に努めます。	
				【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。	【こあらっこ教室】 ・計23回開催 参加親子21組 延べ74組 【うさぎさん教室】 ・計23回開催 参加親子15組延べ71組	A	【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。	【こあらっこ教室】 ・計8回開催 参加親子8組 延べ28組 【うさぎさん教室】 ・計7回開催 参加親子6組 延べ22組	【こあらっこ教室】 ・健康・子育て支援室、保育幼稚園室、こども支援センターかがやきと事業協力して、健診後や教室後のフォローを行います。 【うさぎさん教室】 ・就園情報や療育・医療受診の情報を必要に応じて提供し、教室後のフォローを行います。		
	就学前教室	子ども発達支援センター	・保育所(園)・幼稚園・こども園に入所(園)している幼児が、遊びを通して社会性やコミュニケーション力を伸ばし、自信をもって日常生活が送れることを目的に、あそびの教室やペアレントトレーニング研修、園巡回等を実施します。 ・就学時には支援の移行シートで就学移行をし、支援が継続できるようにします。	・5歳児健診のフォローを行い、対象児の担任保育士も教室の見学をし、教室のアセスメントやカンファレンスの内容を園での保育に活かせるように連携します。 ・就学時には「支援の移行シート」で就学移行をし、支援の継続ができるようになります。	・就学前教室 きりんさん・ぞうさん教室(H28年度からきりんさん教室に統一) ・きりんさん教室 開催回数4回 延べ参加数44人 ・ぞうさん教室 開催回数5回 延べ参加数54人 ・きりんさん ぞうさん教室同窓会 開催回数2回 延べ参加数32人 ・あそびの教室 実施園5園 実施回数15回	A	・5歳児健診後のフォローとして、あそびの教室やペアレントトレーニング研修を実施し、保育所等地域の支援力のスキルアップを図ります。 ・就学時には園での支援が引き継がれるよう「支援の移行シート」で就学移行を行います。	・あそびの教室(出前教室) 実施園4園 実施回数12回	・あそびの教室(出前教室) 実施園1園 実施回数3回	・5歳児健診後のフォローとして、あそびの教室やペアレントトレーニング研修を実施し、保育所等地域の支援力のスキルアップを図ります。 ・就学時には園での支援が引き継がれるよう「支援の移行シート」で就学移行を行います。	・保護者の就労等によりセンターで開催する発達支援教室に参加することが困難な状況にあるため、あそびの教室(出前教室)や支援者を対象としたペアレントトレーニング研修などを実施し、保育所等地域における支援力のスキルアップを強化する必要があります。 ・保育所等における支援が継続され、就学時には支援の移行シートにて円滑に引き継がれるよう関係機関との連携強化を図ります。
				・5歳児健診後のフォローとして、あそびの教室やペアレントトレーニング研修を実施し、保育所等地域の支援力のスキルアップを図ります。 ・就学時には園での支援が引き継がれるよう「支援の移行シート」で就学移行を行います。	・あそびの教室(出前教室) 実施園4園 実施回数12回	A	・あそびの教室(出前教室) 実施園1園 実施回数3回	・あそびの教室(出前教室) 実施園1園 実施回数3回	・5歳児健診後のフォローとして、あそびの教室やペアレントトレーニング研修を実施し、保育所等地域の支援力のスキルアップを図ります。 ・就学時には園での支援が引き継がれるよう「支援の移行シート」で就学移行を行います。		



基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)	
1 生きる 権利	(2)子どもの健康を守ります。 ①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	事故防止の啓発	健康・子育て支援室 ・乳幼児期の事故の危険性について保護者に認識してもらうため、健診や相談、教室、案内郵送等の様々な機会に、パンフレットやポスター、展示物や体験などを実施し、啓発を行います。 ・関係機関からの依頼に応じて、事故予防に関する健康教育を行います。 ・他機関における啓発事業(総合窓口センターにおける消費者庁からの啓発)との連携を図ります。 ・まちの保健室などの身近な相談場所や子育て支援の広場と協力し、啓発を強化します。	・事業継続	・母子健康手帳発行時、こどもには赤ちゃん訪問時、健康診査の場でパンフレット・リーフレットの配布、子育て支援に関する支援者に向けての事故予防の情報提供、産後早期のSIDS・窒息予防に関する知識の普及に努めました。	A	・事業継続	・事業継続中 ・6月に実施した、なばり子育て支援員研修では事故予防に関する演習を実施しました	・事業継続	・継続して事故予防の啓発を行います。 ・産後早期のSIDS・窒息予防に関する知識の普及や、1歳6か月児健康診査時の啓発方法の工夫が必要です。医療機関(産科)との連携が必要です。 ・乳児家庭全戸訪問事業や総合窓口センターにおける事故予防啓発事業とのさらなる連携が必要です。 ・乳児の外傷や疾患の事例があり、虐待防止と事故予防の連携と家族支援が必要です。
				・事業継続	・母子健康手帳発行時、こどもには赤ちゃん訪問時、男の子育て孫育て教室、健康診査の場等でパンフレット・リーフレットを配布しました。子育て支援に関する支援者に向けての事故予防の情報提供、産後早期のSIDS・窒息予防に関する知識の普及に努めました。 ・まちの保健室や主任児童委員、総合窓口センター、地域の子育て支援広場と協力し、体験型の啓発方法の工夫をしました。	A				
	4か月・10か月児健康診査	健康・子育て支援室	・4か月・10か月児を対象に、医療機関委託による個別健診を行っています。 ・問診・計測・診察を通して子どもの発育・発達の評価及び、疾病の早期発見を図ります。事後フォローの方法を検討するため、実施医療機関との健診結果検討会に参加しています。また、親の心配を解消できるよう、地域における子育て支援やまちの保健室と連携します。 ・未受診者の追跡と相談支援を行います。	・4か月児受診率 98%以上 ・10か月児受診率 95%以上	・4か月児健康診査 対象児568人/受診児563人(受診率99.1%) ・10か月児健康診査 対象児569人/受診児545人(受診率95.7%)	B	・4か月児受診率 98%以上 ・10か月児受診率 96%以上	・事業継続中	・4か月児受診率 98%以上 ・10か月児受診率 96%以上	・今後も引き続き個人通知により受診勧奨を図りながら未受診児の状況把握に努めます。また、事後フォローや未受診者も含め医療機関との連携に努めます。 ・他の子育て支援事業、地域においての相談・支援、発達支援との連携の強化が必要です。こどもには赤ちゃん訪問後の支援と健診が活用できるように、医師会による乳児健診委員会等において必要な情報交換を行います。
				・4か月児受診率 98%以上 ・10か月児受診率 96%以上	・4か月児健康診査 対象児563人/受診児554人(受診率98.4%) ・10か月児健康診査 対象児571人/受診児534人(受診率93.5%)	B				
	低出生体重児の届出及び未熟児訪問指導	健康・子育て支援室	・母子保健法第18条に基づき低出生体重児の届出、第19条未熟児の訪問指導を行います。 ・低出生体重児の届出は、早期に適切な養育が行われるよう、低出生体重児の出生を速やかに把握することを目的とします。 ・未熟児訪問指導は、低出生体重児の届出等に基づき、保健師等が訪問し、保護者に対し、育児や発育発達に関する相談や支援に応じることを目的としています。 ・医療機関と連携し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けます。	・100%	・低出生体重児の届出 41件 ・未熟児訪問 34件 ・未訪問 6件 (入院中等にてH29年度訪問5件、来庁面接1件)	A	・100%	・低出生体重児の届出 21件 ・未熟児訪問 19件 ・未訪問 2件 (入院中1件、H30.10月に訪問予定1件)	・100%	・育児や児の成長発達に対しての不安が強いため、退院後も安心して育児できるよう、早期に訪問し支援を開始できる体制が必要です。 ・医療機関や在宅医療支援センターと連携を図り、退院後すぐからの支援に結び付けます。 ・乳児家庭全戸訪問や乳児健診、その他子育て支援などに配慮し、切れ目ない支援を行います。 ・療育センターや発達支援センター、保育等との連携を強化します。
				・100%	・低出生体重児の届出 42件 ・未熟児訪問 37件 ・未訪問 5件 (H30年度に入ってから訪問4件、教室参加時に確認1件)	A				
	養育医療の給付	健康・子育て支援室	・名張市に住居票のある満1歳未満の乳児であって、出生時体重2000g以下又は生活力が特に弱い未熟児のため、一般状態等に異常を示すもので、指定医療機関の医師が入院を必要と認めた場合、その医療(保険診療分)を給付する制度です。	・100%	・養育医療の申請 19件	A	・申請から1週間以内に医療券を発送します。 ・申請時に産婦の心身、新生児の身体の状態を確認し、不安や相談がある場合は保健師がきめ細やかな支援を実施します。 ・資料を使いながら制度の説明を丁寧に行います。	・養育医療の申請 7件	・申請から1週間以内に医療券を発送します。 ・申請時に産婦の心身、新生児の身体の状態を確認し、不安や相談がある場合は保健師がきめ細やかな支援を実施します。 ・資料を使いながら制度の説明を丁寧に行います。	・医療機関と連携を図りながら、養育医療の給付を行います。 ・申請時の相談や退院後、未熟児訪問等を行い早期から関わることで、退院後も安心して育児できるよう支援します。 ・在宅医療や子育て支援、保育等との連携を強化します。
				・申請から1週間以内に医療券を発送します。 ・申請時に産婦の心身、新生児の身体の状態を確認し、不安や相談がある場合は保健師がきめ細やかな支援を実施します。	・養育医療の申請 17件	A				
	心身障害者医療費助成	保険年金室	・重度の障がい者に対し、保健の向上並びに福祉の保持及び増進を図ることを目的に医療費の一部を助成します。	・医療費助成件数 43,000件 ・1件当たりの助成額 3,418円	・心身障害者医療費助成 42,676件 ・助成額助成額 134,664,011円	B	・医療費助成件数 45,000件 ・1件当たりの助成額 3,200円	・医療費助成件数 14,969件 ・助成額 59,438,692円	・医療費助成件数 45,500件 ・1件当たりの助成額 3,200円	・市の助成制度対象者と県の補助対象者が一部異なることから、市単事業の対象者が県の補助対象になるよう県に要望を行います。
				・医療費助成件数 44,000件 ・1件当たりの助成額3,418円	・医療費助成件数 43,899件 ・助成額 140,652,643円	B				
	一人親家庭等医療費助成	保険年金室	・18歳未満(18歳になった年度末までの)児童を扶養している一人親家庭の母又は父及びその児童又は父母のいない18歳未満(18歳になった年度末までの)児童を対象に医療費の保険診療による自己負担相当額を助成します。	・医療費助成件数 16,700件 ・1件当たりの助成額 2,390円	・医療費助成件数 17,631件 ・助成額 40,148,490円	A	・医療費助成件数 17,700件 ・1件当たりの助成額 2,300円	・医療費助成件数 6,862件 ・助成額 16,734,607円	・医療費助成件数 17,100件 ・1件当たりの助成額 2,300円	・現物給付について、未就学児(6歳年度末まで)を対象に平成30年4月から実施したことに伴い医療費の波及増が懸念されます。
				・医療費助成件数 17,300件 ・1件当たりの助成額 2,390円	・医療費助成件数 16,520件 ・助成額 39,495,487円	B				

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 評価状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)		目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)	
1 生きる権利	(2)子どもの健康を守ります。 ①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	子ども医療費助成	保険年金室 ・中学校卒業までの子どもを対象に医療費の保険診療による自己負担相当額を助成します。	・医療費助成件数 102,000件 ・1件当たりの助成額 1,702円	・医療費助成件数 108,415件 ・助成額 188,947,342円 ・対象者を中学校卒業の子どもまで拡大しました。	A	・医療費助成件数109,000件 ・1件当たりの助成額1,700円	・医療費助成件数44,387件 ・助成額 85,645,117円	・医療費助成件数110,000件 ・1件当たりの助成額1,800円	・中学生の通院についてH28年9月から助成を実施しましたが、財源確保が厳しくなっているため県補助の対象になるよう要望を行います。 ・現物給付について、未就学児(6歳年度末まで)を対象に平成30年4月から実施したことに伴い医療費の波及増が懸念されま
				・医療費助成件数 104,000件 ・1件当たりの助成額 1,702円	・医療費助成件数 105,438件 ・助成額 196,957,103円	A				
	公立保育所民営化	保育幼稚園室 ・市立保育所の民営化の実施をします。	[当面、休止]	[当面、休止]	-	[当面、休止]	[当面、休止]	[当面、休止]	[当面、休止]	・残る4保育所(蕨原・赤日・錦生・大屋戸)は施設用地の整理等の課題がある一方、低年齢児の受入れに特化した施設運営が市の方針により可能であり、名張版ネウボラにおける子育て支援のための人材を育成・確保する上においても、公立保育所の存続が不可欠となります。このため、4保育所は今後も公立保育所として運営していくこととし、民営化は当面の間、実施しないこととします。(H27年2月13日全員協議会にて議会へ説明済み。)
			[当面、休止]	[当面、休止]	-					
	歩行訓練等事業	障害福祉室 ・視覚障がい児(者)に対し、歩行訓練及び生活訓練を行い、障害者福祉の向上を図ります。(事業対象児は現在1人)	・利用人数 1人(視覚障がい児数)	・利用人数 1人(視覚障がい児数)	A	・利用人数 1人(視覚障がい児数)	・利用人数 1人	・利用人数 1人(視覚障がい児数)	・利用人数 1人(視覚障がい児数)	・法律や制度改正等に際して的確かつ迅速な対応とタイムリーな周知啓発が求められます。
			・利用人数 1人(視覚障がい児数)	・利用人数 1人	-					
	小児慢性特定疾患日常生活用具給付費事業	障害福祉室 ・小児慢性特定疾患児に対して、必要な日常生活用具を給付し、障害者福祉の向上を図ります。	・利用人数 5人	・利用人数 1人2件	B	・利用人数 5人	・利用人数 0人	・利用人数 5人	・法律や制度改正等に際して的確かつ迅速な対応とタイムリーな周知啓発が求められます。	
			・利用人数 5人	・利用人数 1人	B					
	個別乳幼児特別支援事業	子ども発達支援センター ・保健、福祉、教育、保育などの関係機関が情報を共有しながら、発達障害児の自立及び社会参加に資するよう専門機関による支援を総合的に実施する個別乳幼児特別支援事業を実施し、就学前の発達障害のある乳幼児の個別支援を行い、就学後の支援に引き継ぎます。	・事業推進に伴い、培ってきた子どもや保護者への支援実績及び成果を円滑に就学へ繋げるとともに、関係機関との連携・調整に努め、データの活用を図ります。	・個別乳幼児特別支援事業対象児数 77人	A	・就学時の支援をより円滑に引き継ぐとともに、就学後のよりよい支援のため、関係機関との連携を強化します。	・個別乳幼児特別支援事業対象児数 75人	・就学時の支援をより円滑に引き継ぐとともに、就学後のよりよい支援のため、関係機関との連携を強化します。	・保育施設の民営化や新設により、それぞれ特色ある運営が行われていく中、必要な子どもに必要な支援が確実に実行されるよう保育との連携を強化する必要があります。 ・就学時の学校への支援の引き継ぎがより円滑に行われるよう、資料の引き継ぎ方法について教育との連携・調整を行う必要があります。 ・就学後も支援が途切れることがないよう、定期的または必要に応じて保護者との面談の実施や教育や関係機関との連携強化を行う必要があります。	
			・就学時の支援をより円滑に引き継ぐとともに、就学後のよりよい支援のため、関係機関との連携を強化します。	・個別乳幼児特別支援事業対象児数 81人	A					
	子ども発達支援推進費	子ども発達支援センター ・子ども発達支援センターにおいて、家族相談、発達支援教室、5歳児健康診査等を実施し、発達障害の児童に対して早期発見、早期支援を行います。	・子どもの発達に関する相談件数 350件 ・5歳児健診の実施 市内の満5歳児全員	・子どもの発達に関する相談件数 569件 ・小児発達支援外来受診者数 942人 ・5歳児健診の実施 21園(市内全園) 対象者 683人 受診者 675人 支援の移行シート 121人	A	・子どもの発達に関する相談件数 500件 ・5歳児健診の実施 市内の満5歳児全員	・子どもの発達に関する相談件数延べ 262件 ・5歳児健診の実施 18園【前期】 対象者 332人 受診者 317人	・子どもの発達に関する相談件数 500件 ・5歳児健診の実施 市内の満5歳児全員	・事業の推進に伴い、未就園児から高校生まで相談者の子どもの年齢層の幅が広がり、内容も多様化してきています。関係機関との連携を強化し、柔軟な相談体制の構築が求められています。 ・支援の移行シートが就学後の支援に活かされるように、教育との更なる連携強化と調整に努めます。また、学校での移行シートの有効性を分析し、結果をフィードバックすることで今後の保育所・幼稚園等でのよりよい支援につなげる必要があります。	
			・子どもの発達に関する相談件数 500件 ・5歳児健診の実施 市内の満5歳児全員	・子どもの発達に関する相談件数延べ 553件 ・小児発達支援外来受診者数延べ 1,516人 ・5歳児健診の実施21園(市内全園) 対象者 676人 受診者 669人 支援の移行シート 133人	A					
障害児支援体制整備事業	子ども発達支援センター ・子ども発達支援センターの初期相談機能の一つである発達支援機能を果たすための未就園児教室、診断後教室、就学前教室、ペアレントレーニング教室に専門的な支援を行うため、言語聴覚士、作業療法士等専門職員を有する社会福祉法人名張育成会に事業委託を行います。	・継続	・療育現場の見学 受入件数 22件 ・支援者への専門相談 実施回数 3回 相談件数 31件 ・ダウン症児と保護者の居場所づくり 実施回数 10回 参加家族数 37件	A	・継続	・療育現場の見学 受入件数7件 ・支援者への専門相談 実施回数 2回 相談件数 73件 ・ダウン症児等と保護者の居場所づくり 実施回数 4回 参加家族数 4件	・継続	・児童発達支援センターどれみと連携を密接に図りながら事業を推進していく必要があります。		
		・継続	・療育現場の見学 受入件数 20件 ・支援者への専門相談 実施回数 8回 相談件数 158件 ・ダウン症児等と保護者の居場所づくり 実施回数 11回 参加家族数 24件	A						



基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)	
1 生きる権利	(2)子どもの健康を守ります。 ①子どもの心身の健やかな発達を支援する。	障害者相談支援事業(発達障害分)	子ども発達支援センター ・言語聴覚士等の専門職を配置している社会福祉法人育成会に子どもの発達を心配する家族からの相談に対応する初期相談業務を委託することにより、初期相談の段階で家族に対して療育の理解を促し、円滑に専門相談につながる事ができる体制を確保します。	・継続	・相談等実施件数 335件	A	・継続	・相談等実施件数 162件	・継続	・困難事例に対応できるよう、児童発達支援センターとれみと連携を密接に図りながら事業を推進していく必要があります。
				・継続	・相談等実施件数 255件	A				
	発達障害早期支援研究事業 ※2(3)①に重複	学校教育室	・名張市における特別支援学級在籍児童生徒及び、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に係る支援として、拠点校1校と指定校に発達障害支援アドバイザー(拠点校アドバイザー1名、指定校アドバイザー7名)を配置し、通常の学級に在籍する児童について、アセスメントシートを活用した見取りから要因分析を行い、支援が必要な児童を特定し、具体的な支援のあり方についての知見を高める研究等を行い、特別支援教育の充実を図ります。	・年間5回の発達障害支援アドバイザー連絡調整会議を行い、研修等によりアドバイザーの知見を高めることで、通常学級で困難を示している児童に対する早期支援の充実を図ります。また、ばりっ子チャレンジ教室との連携を進めます。	・年間5回の発達障害支援アドバイザー連絡調整会議を行い、事例検討会と講師を招聘しての研修をもちました。また、拠点校・指定校から、11名の児童がチャレンジ教室に参加し、学校との連携により有効な支援方法を見出すことができました。	A	・特別支援教育体制推進事業に統合し、学校とばりっ子チャレンジ教室との連携を進めます。	・H30前期ばりっ子チャレンジ教室に6名の児童が参加し、学校・保護者との連携により有効な支援方法を見出すことができました。	・特別支援教育体制推進事業に統合し、学校とばりっ子チャレンジ教室との連携を進めます。	・本事業の取り組みを拠点校・指定校以外の学校へ還元し、チャレンジ教室や通級指導教室等と連携して通常の学級における特別支援を充実させるための仕組み作りが必要です。
				・特別支援教育体制推進事業に統合し、学校とばりっ子チャレンジ教室との連携を進めます。	・H29前期ばりっ子チャレンジ教室に6名、後期ばりっ子チャレンジ教室に7名の児童が参加し、学校との連携により有効な支援方法を見出すことができました。	A				
	ひとり親家庭等日常生活支援事業 ※2(4)②に重複	子ども家庭室	・育児、生活の援助を受けたい人と援助したい人が会員となって必要な生活援助、保育等を助け合う相互援助組織であるひとり親等日常生活支援事業を実施します。	・事業継続	・利用延件数 42件 (利用延時間 214時間)	B	・事業継続	・利用延件数 11件 (利用延時間 162時間)	・事業継続	・支援のニーズに応えられるよう支援員の資質向上と登録者数の増加に努めるとともに、県事業から市事業となったことで、事業が利用しやすくなったことの制度の周知に努めます。 ・本事業には利用制限があることから、要支援家庭に対する支援として、ファミリー・サポート・センター事業等関係機関とより一層連携を図ることが求められます。 ・利用促進にあたっては、必要な支援が提供できるよう市の予算確保に努めます。
				・事業継続	・利用延件数 18件 (利用延時間 333時間)	B				
	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ※2(4)②に重複	子ども家庭室	・親との死別、離婚等により精神面や経済面で不安定な状況におかれ、学習及び進学意欲の低下、学習機会が十分に与えられない等の母子家庭及び父子家庭(以下、「ひとり親家庭」という。)の児童に対して、ボランティアが学習の支援を行い、児童の悩み等を受けることによって、当該児童が学習習慣や生活習慣を確立し、学習意欲や進学率の向上を図ることを目的とします。	・事業継続	・実施方法:学習教室方式 ・対象者:ひとり親家庭の市内在住小中学生 ・実施回数 151回 ・実施場所:福祉まちづくりセンター ・利用登録児童数 9人 ・学習支援ボランティア登録人数 18人	B	・事業継続	・実施方法:学習教室方式 ・対象者:ひとり親家庭の市内在住小中学生 ・実施回数 32回 ・実施場所:福祉まちづくりセンター ・利用登録児童数 13人 ・学習支援ボランティア登録人数 13人	・事業継続	・貧困の連鎖を断ち切るための継続的な事業実施に向けて、学習支援ボランティアの確保及び対象となるひとり親家庭の保護者への事業の周知啓発が必要です。
				・事業継続	・実施方法:学習教室方式 ・対象者:ひとり親家庭の市内在住小中学生 ・実施回数 115回 ・実施場所:福祉まちづくりセンター ・利用登録児童数 11人 ・学習支援ボランティア登録人数 20人	B				
	小規模保育事業 ※2(1)①に重複	保育幼稚園室	・H27年度に子ども・子育て支援新制度が施行され、0歳～2歳の子どもを対象とした地域型保育事業が市町村の認可事業として創設されました。地域型保育事業のうち、小規模保育事業については、市では事業者に対し、施設整備に係る経費を支援するとともに運営費として地域型保育給付を支給します。	・小規模保育事業所 4箇所 委託児童数 60人	・小規模保育事業所 3箇所 委託児童数 46人	B	・小規模保育事業所 5箇所 委託児童数 74人	・小規模保育事業所 6箇所 委託児童数74人	・小規模保育事業所 5箇所 委託児童数74人	・小規模保育事業は、待機児童の解消に有効な施設であるが、3歳からの受け入れ先の確保が重要であり課題となります。
				・小規模保育事業所 5箇所 委託児童数 72人	・小規模保育事業所 5箇所 委託児童数 69人	B				
	事業所内保育事業 ※2(2)①に重複	保育幼稚園室	・H27年度に子ども・子育て支援新制度が施行され、0歳～2歳の子どもを対象とした地域型保育事業が市町村の認可事業として創設されました。地域型保育事業のうち、事業所内保育事業については、市では運営費として地域型保育給付を支給します。	・事業所内保育事業所 1箇所 委託児童数 30人	・事業所内保育事業所 1箇所 委託児童数 44人	A	・事業所内保育事業所 2箇所 委託児童数 59人	・事業所内保育事業所 2箇所 委託児童数 63人	・事業所内保育事業所 2箇所 委託児童数 59人	・事業所内保育事業は、従業員以外の一一般の子どもも地域枠として受け入れることになり、待機児童の解消に有効な施設であるが、3歳からの受け入れ先の確保が重要であり課題となります。
				・事業所内保育事業所 2箇所 委託児童数 52人	・事業所内保育事業所 2箇所 委託児童数 59人	A				

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題		
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)			
1 生きる権利	(2)子どもの健康を守ります。 ②幼稚園・保育所、学校での食育を推進する。	食育教育(アレルギー対応)	健康・子育て支援室	・生涯にわたる食生活の基礎を培いこころと体の発達を支援するため、学校、PTA、関係団体と連携し、食に関する情報提供、啓発、教室の開催や食育の体制づくりの推進計画を立案し、進めます。	・事業継続	B	・事業継続	・食育が家庭に対して、母子保健事業を通じて、発達・発育に応じた食生活・栄養に関する情報提供・指導をしています。 ・平成29年度に実施した食に関する映画『いただきます』の上映会が各地域で地域づくり組織や学校主催で計画されており、その準備を支援しています。(平成30年9月以降に各地域で上映会が行なわれる予定)	・事業継続	・各部署、関係機関とともに食育の体制づくりに努めます。 ・各事業や機関と連携した名張市食育推進計画を推進する必要があります。 ・各世代の健康づくりの課題や地域の特徴に合わせた推進に努めます。	
				・子育て支援員研修において、地域の支援者に対して「子どもの栄養・食生活について」の研修を行いました。子育て家庭に対しては、各子育て支援の教室や母子保健事業において、食生活や栄養について、妊娠前から発達に応じた指導をしました。また、地域の子育て広場やまちの保健室など身近に情報提供や相談ができる機会を設けました。食育推進会議を実施しました。	・事業継続						・子育て家庭に対して、母子保健事業を通じて、発達・発育に応じた食生活・栄養に関する情報提供・指導をしました。 ・なほ子育て支援員研修において、子どもの栄養・食生活に関する内容を取り入れ、地域の支援者向けに食に関する映画『いただきます』と『GIFT』のセット上映会を行ないました。
	②幼稚園・保育所、学校での食育を推進する。	食育教育(アレルギー対応)	保育幼稚園室	・食育のミニ講座を実施したり、一時保育利用者のアレルギー児について対応し、食を営む力を培います。	・保育所・幼稚園における食育の推進をします。 ・保育指針・幼稚園教育要領に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進 ・食育に関する継続した取組をします。 ・保育所給食・幼稚園での食事を通じた食育の推進をします。 ・家庭や小学校・地域・関係機関と連携した食育の推進をします。 ・引き続き公立・私立とも入所・一時保育に関わるアレルギー児童について、医師の指示書に基づき除去食、代替食の対応を行います。	・引き続き入所児童及び一時保育利用者のアレルギー対応が必要な幼児へ職員間で連携して対応しました。 ・各保育所で自園調理、市統一の給食献立を基本として地産地消の推奨し、安心・安全な給食の実施に努めました。 ・各保育所で調理保育、栽培活動、地域の食文化、行事と関わったり、地域の人々や、田畑等社会資源との関わりを進めました。 ・アレルギー対応児童数: 延べ1,205人	A	・保育所・幼稚園における食育の推進をします。 ・保育指針・幼稚園教育要領に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進をします。 ・食育に関する継続した取組をします。 ・保育所給食・幼稚園での食事を通じた食育の推進をします。 ・家庭や小学校・地域・関係機関と連携した食育の推進をします。 ・引き続き公立・私立とも入所・一時保育に関わるアレルギー児童について、医師の指示書に基づき除去食、代替食の対応を行います。	・保育所・幼稚園における食育の推進をします。 ・保育指針・幼稚園教育要領に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進をします。 ・食育に関する継続した取組をします。 ・保育所給食・幼稚園での食事を通じた食育の推進をします。 ・家庭や小学校・地域・関係機関と連携した食育の推進をします。 ・引き続き公立・私立とも入所・一時保育に関わるアレルギー児童について、医師の指示書に基づき除去食、代替食の対応を行います。	・アレルギー児童がここ数年で急増しており、またアレルギーとなる食品の種類も複数であったりアレルギー性皮膚炎や喘息などの疾患との関連があったりと状況は複雑化しています。そのような中、限られた時間、施設・設備でできる限り本来の献立に近い栄養価の確保を考えた対応が課題です。	
				・保育所・幼稚園における食育の推進をします。 ・保育指針・幼稚園教育要領に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進をします。 ・食育に関する継続した取組をします。 ・保育所給食・幼稚園での食事を通じた食育の推進をします。 ・家庭や小学校・地域・関係機関と連携した食育の推進をします。 ・引き続き公立・私立とも入所・一時保育に関わるアレルギー児童について、医師の指示書に基づき除去食、代替食の対応を行います。	・引き続き入所児童及び一時保育利用者のアレルギー対応が必要な幼児は栄養士との連携を図りました。 ・各保育所で自園調理、市統一の給食献立を基本として地産地消の推奨を含み、安心・安全な給食の実施に努められるようにしました。 ・各保育所で調理保育、栽培活動、地域の食文化、行事と関わったり、地域の人々や、田畑等社会資源との関わりを進めました。 ・アレルギー対応児童数: 延べ989人						
	食育教育(アレルギー対応)	学校教育室	・子どもたちの望ましい食習慣や健康的な生活習慣が形成されるよう、栄養教諭等を中心とした学校と家庭、地域の連携による食育の取組を推進します。	・各小中学校において、「食に関する指導の全体計画」「年間指導計画」にのって食の指導を行います。	・「食に関する指導の全体計画」「年間指導計画」を市内全小中学校で立案し、取組をすすめました。2月に保育・幼稚園・小・中学校が一室に食育実践交流会を行いました。食に関する体験活動・食を楽しむ環境づくり・個別相談体制・家庭地域関係団体等との連携の四つの視点で実践交流を行いました。	A	・食習慣や健康的な生活習慣の形成のため、「食に関する指導の全体計画」「年間指導計画」に基づき、食の指導を行います。	・各小中学校において、食育月間を設け、食に関する指導を強化的に行いました。 ・子どもたちが、食に関心をもち自分の食生活を振り返る機会を設けることができました。	・食育指針・幼稚園教育要領に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進をします。 ・食育に関する継続した取組をします。 ・保育所給食・幼稚園での食事を通じた食育の推進をします。 ・家庭や小学校・地域・関係機関と連携した食育の推進をします。 ・引き続き公立・私立とも入所・一時保育に関わるアレルギー児童について、医師の指示書に基づき除去食、代替食の対応を行います。	・各小中学校において、食育月間を設け、食に関する指導を強化的に行いました。 ・子どもたちが、食に関心をもち自分の食生活を振り返る機会を設けることができました。	・アレルギーの対応は、安全性を第一に考え、学校の施設や設備、人員等によっては、保護者の希望に添えない場合があります。保護者の考え方も多様化している中、連携を密にして、理解と協力を得ながら進めていく必要があります。 ・児童生徒の発達段階を踏まえた上で食物アレルギーに関する指導に取り組む必要があります。
			・食育の新聞図書の間覧・貸出しを行います。 ・食教育部会(グループ研究部会)における食教育の実践研究や、栄養教諭等の研修において、食に関する研修を行います。	・食育の新聞図書の間覧・貸出しを行います。 ・食教育部会(グループ研究部会)において食教育の実践研究を行います。 ・栄養教諭等の研修を行います。	・食育に係る図書の間覧・貸出しを行いました。 ・食教育部会(グループ研究部会)において幼・小・中の教職員がともに食教育の実践研究を年間7回行いました。 ・栄養教諭等研修会を3回実施しました。		・食育の新聞図書の間覧・貸出しを行います。 ・食教育部会(グループ研究部会)において幼・小・中の教職員がともに食教育の実践研究を年間8回行いました。	・食育に係る図書の間覧・貸出しを行っています。 ・食教育部会(グループ研究部会)において幼・小・中の教職員がともに食教育の実践研究を3回行いました。	・食育の新聞図書の間覧・貸出しを行います。 ・食教育部会(グループ研究部会)において食教育の実践研究を行います。 ・栄養教諭・職員の研修を行います。	・グループ研究部会や幼児教育等の研修講座の内容を検討し、幼稚園・保育所と学校がともに食育を推進していく必要があります。	
	離乳食教室	健康・子育て支援室	・母親に離乳食の意義や進め方を理解してもらい、子どもの成長に合わせて、離乳食を楽しく進めていけるよう教室を通じて支援します。 ・健診など発育発達の確認、子育ての相談、歯科保健の推進、食育の推進などの目的と共に実施します。 ・平成30年度より、離乳食教室は、毎月同じ内容とし、子どもの月齢に関わらず参加できるようにします。	・事業継続	・月1回開催 前期(5~8か月児対象):6回、参加者99組 後期(9~18か月児対象):6回、参加者48組 ・管理栄養士による離乳食の進め方、歯科衛生士による歯科衛生教育を実施しました。また、質疑応答では内容によって、管理栄養士・歯科衛生士・保健師が対応しました。まちの保健室や安心育児おっぴ教室においても相談や指導を行いました。	A	・事業継続	・平成30年度より、離乳食教室は、毎月同じ内容とし、子どもの月齢に関わらず参加できるようにしました。 ・子育てガイド2018では、新たに離乳食に関する情報を掲載しました。	・事業継続	・気軽に相談してもらえよう、こんにちは赤ちゃん訪問時、子育てガイド、広報なび、ホームページなどで周知を継続して実施します。名張版ネウボラの推進、切れ目ない支援として他事業や身近な相談場所であるまちの保健室、こども支援センターにおいての相談も充実し、食育推進計画との連携を図ります。 ・教室参加がなく、必要な方に対しての相談や指導にも随時柔軟に対応する必要があります。	
			・食育の新聞図書の間覧・貸出しを行います。 ・食教育部会(グループ研究部会)において食教育の実践研究を行います。 ・栄養教諭・職員の研修を行います。	・食育に係る図書の間覧・貸出しを行いました。 ・食教育部会(グループ研究部会)において幼・小・中の教職員がともに食教育の実践研究を年間8回行いました。	・食育に係る図書の間覧・貸出しを行いました。 ・食教育部会(グループ研究部会)において食教育の実践研究を行います。 ・栄養教諭・職員の研修を行います。						

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	平成29年度目標値・取組目標	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題	
				平成28年度実績(H29年3月末現在)	平成29年度実績(H30年3月末現在)	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)		
2 育まれる権利	①地域の子どもの育成活動を支援する。 ※4(2)③に重複	青少年ボランティアの養成 ※4(2)③に重複	文化生涯学習室 ・子どもたちの活動を支援する目的で活動する、小学6年生、中学生、高校生、大学生を主な構成員とする青少年ボランティア(ジュニアリーダークラブ、シニアリーダークラブ)を養成します。	・養成講座を実施します。 ・団体(Kidsサポータークラブ)の育成に努めます。	・ジュニアリーダー養成講座として、希望者を募集し、14人の応募がありました。 ・講座は全2回実施し、14人が修了し、全14人がKidsサポータークラブに加入しました。 ・Kidsサポータークラブ、青少年育成市民会議の共催による体験活動事業を2回実施しました。	A	・養成講座を実施します。 ・団体(Kidsサポータークラブ)の育成に努めます。	・今年度もジュニアリーダー養成講座の実施を予定(10月13日・12月1日)しています。 ・今年度もKidsサポータークラブと青少年育成市民会議等の共催による青少年の体験活動事業を2回(8月実施済み・10月)実施する予定です。	・ジュニアリーダー養成講座を実施します。 ・養成講座を修了した者が活動を継続的に活動するために青少年ボランティア団体(名張Kidsサポータークラブ)への活動機会の提供や育成等の支援に努めます。	・ジュニアリーダーやボランティア活動に必要な基礎知識や技術の向上をするための研修会を開催する必要があります。 ・部活動や進学等により活動できなくなるメンバーが多いため、継続的に活動を行えるよう支援していく必要があります。
				・養成講座を実施します。 ・団体(Kidsサポータークラブ)の育成に努めます。	・ジュニアリーダー養成講座として、希望者を募集し、18名の応募がありました。 ・講座は全2回実施し17名が修了し、そのうち15名が名張Kidsサポータークラブに加入しました。 ・Kidsサポータークラブと青少年育成市民会議等の共催による体験活動事業を2回実施しました。 ・活動に必要な基礎知識や技術の向上をするための研修会を2回実施しました。	A				
	学校施設開放	市民スポーツ室	・地域住民の健康増進とコミュニティづくりのため、学校教育に支障のない範囲で学校の体育施設の開放を行います。	・利用人数145,000人	・市内19校並びに3施設で学校体育施設の開放を行いました。 ・参加団体数は延べ192団体、利用回数は延べ8,067回、利用人数は延べ136,127人が利用しました。	B	・利用人数145,000人	・利用人数58,672人	・利用人数145,000人	・年間調整会議で利用日を抑えているが、実際には、利用していない団体がいる。
				・利用人数145,000人	・利用人数139,846人	B				
	児童手当	子ども家庭室	・中学校修了前の児童を養育している者に支給されます。(所得制限あり) <支給額:月額> 3歳未満の児童 一律15,000円 3歳以上の児童第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 一律10,000円 所得制限限度額以上 一律5,000円 ※子ども手当(特措法)がH24年3月で終了し、H24年4月より児童手当に替わりました。	・手当支給継続	・支給額 1,255,390千円 ・支給要件児童の月平均人数 9,507人	A	・手当支給継続	・支給額 405,655,000円 ・支給要件児童の月平均人数 7,360人	・手当支給継続	・関係室と連携を深め、制度の周知を進める必要があります。
				・手当支給継続	・支給額 1,230,660,000円 ・支給要件児童の月平均人数 9,321人	A				
	児童扶養手当	子ども家庭室	・父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育する一人親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉増進を図るために18歳までの児童を扶養している父又は母や、父母に代わってその児童を養育している者に支給されます。(所得制限あり) <支給額:月額>H30年4月分より法改正により手当額が変更になりました。 全部支給42,500円 一部支給42,490円～10,030円 児童が2人の場合 上記金額に全部支給10,040円 一部支給10,030円～5,020円を加算 3人以上はさらに 全部支給6,020円ずつ加算 一部支給6,010円～3,010円ずつを加算	・手当支給継続	・受給者 660人	A	・手当支給継続	・受給者 642人	・手当支給継続	・必要の方に必要な支援を受けてもらえるよう、的確な対象者の把握に努めるとともに、制度の周知をより一層行う必要があります。
				・手当支給継続	・受給者 620人	A				
	特別児童扶養手当	子ども家庭室	・身体や精神に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るために、児童を監護している父若しくは母又は母に代わって児童を養育している者に支給されます。(障がいの程度については、別に定める。所得制限あり) <支給額:月額>H28年4月分から法改正により手当額が変更になりました。 1級:児童1人につき51,500円 2級:児童1人につき34,300円	・手当支給継続	・受給者数 229人 1級 児童1人につき51,500円 2級 児童1人につき34,300円	A	・手当支給継続	・受給者数 239人 1級 児童1人につき51,700円 2級 児童1人につき34,430円	・手当支給継続	・関係室と連携を深め、制度の周知を進める必要があります。
				・手当支給継続	・受給者数 229人 1級 児童1人につき51,450円 2級 児童1人につき34,270円	A				

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況 平成29年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題		
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)				
2 育まれる 権利	(1)地域での子育てを応援します。	①地域の子どもの育成活動を支援する。 小規模保育事業 ※1(2)①に重複	保育幼稚園 ・H27年度に子ども・子育て支援新制度が施行され、0歳～2歳の子どもの対象とした地域型保育事業が市町村の認可事業として創設されました。地域型保育事業のうち、小規模保育事業については、市では事業者に対し、施設整備に係る経費を支援するとともに運営費として地域型保育給付を支給します。			B				・小規模保育事業は、待機児童の解消に有効な施設であるが、3歳からの受け入れ先の確保が重要であり課題となります。		
						B						
	(2)企業や市民団体の子育てを応援します。	①子どもの健全育成に関する自主的な市民活動を促進する。 家庭教育講座 ※2(4)①に重複	文化生涯学習室 ・市民センター等における家庭教育講座を実施します。	・各市民センター等に家庭教育の必要性や大切さを説明し、講座の開催や内容の充実について助言や情報提供を行います。  ・今後も各市民センター等に家庭教育の必要性や大切さを説明し、講座の開催や内容の充実について助言や情報提供を行います。		・昨年に引き続き教育センターと連携し、家庭教育講座を受講されたスタッフの派遣を各市民センターや学校へ周知を行い、家庭教育講座を実施しました。	B	・今後も各市民センター等に家庭教育の必要性や大切さを説明し、講座の開催や内容の充実について助言や情報提供を行います。	・今年度も教育センターと連携し、家庭教育連続講座を2回実施しました。(全5回) ・家庭教育スタッフがリーフレットを作成し、今後研修会等で配布します。	・今後も各市民センター地域のひろば等で家庭教育の必要性や大切さを説明し、講座の開催や内容の充実について助言や情報提供を行います。	・家庭教育を学習する機会の提供は重要であり、身近な地域にある市民センター等で提供できるよう教育センターとも連携を図りながら取り組んでいく必要があります。その中で機会を提供するためには、スタッフを派遣出来るよう充実を図る必要があります。	
						・引き続き教育センターと連携し、家庭教育連続講座を計5回実施しました。また、これまで継続して受講されている家庭教育スタッフを各市民センターの地域のひろばへ派遣し、家庭教育の充実をはかりました。	B					
							A					
							A					
	②子ども健全育成への企業の関わりを促進する。	ワーク・ライフ・バランス	人権・男女共同参画推進室(男女共同参画担当)	・仕事と家庭生活の両立について企業向け啓発や講演会の開催、資料の提供をします。	・企業への訪問 200社 「男女がいきいきと働いている企業」表彰・認証企業 3社	・前年度に引き続き、関係室や名同協企業部会運営委員と連携して企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット配布による啓発を実施しました。また、「男女がいきいきと働いている企業」に名張市の企業が引き続き1社認証されました。(計3社)	B	・企業への訪問 200社 「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰企業 4社	・関係室や名同協企業部会運営委員と連携して企業を訪問し、「マタハラ・パタハラ」防止啓発リーフレットの配布を予定しています。また、「男女がいきいきと働いている企業」には、8月末現在、名張市の企業が引き続き1社が認証されています。 ※「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度は、平成29年度から「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度に名称変更されました。現在、新制度で登録されている企業はありません。	・企業への訪問 200社 「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰企業 3社	・平成29年9月22日に、名張市におけるイボス宣言として、賛同事業所と合同で「まちじゅう元気！イクボス宣言なばり」を行いました。今後もイベントの活用や常時啓発により、継続的に市内事業主、人事担当者、労働者へのセミナー参加の促進、市民への制度の周知に努めます。	
					・企業への訪問 200社 「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰企業 4社	・関係室や名同協企業部会運営委員と連携して企業を訪問し、「マタハラ・パタハラ」防止啓発リーフレットを配布しました。また、「男女がいきいきと働いている企業」には、名張市の企業が引き続き2社認証されています。	B					
	(3)学校教育を充実させ、生きる力豊かな心を育みます。	①学校教育を充実する。	名張市小中学校音楽会	教育センター ・小学校の部(5年生)と中学校の部(3年生)でそれぞれ日頃の音楽の授業の成果を発表し、豊かな情操を養うとともに、交流を通して児童生徒の親睦を図ります。	・市内14小学校、5中学校の児童生徒の参加により、日常の音楽の授業の成果を交流し、音楽活動を通して豊かな情操を養うとともに親睦をはかります。 ・保護者の鑑賞の場を設けます。	・日常の音楽の授業の成果を交流し、音楽活動を通して豊かな情操を養うとともに親睦を図るという目的が達成できました。「練習の成果を發揮し、質の高い発表だった」など、十分成果がありました。中学校の部は昨年に引き続き、3年生全員が一堂に会し、達成感を味わうことができました。 ・小学校の部は希望する保護者全員が鑑賞できました。(小学校の部322人、中学校の部10人の参加)	A	・市内14小学校、5中学校の児童生徒の参加により、日常の音楽の授業の成果を交流し、音楽活動を通して豊かな情操を養うとともに親睦をはかります。 ・保護者の鑑賞の場を設けます。	※未実施	・市内14小学校、5中学校の児童生徒の参加により、日常の音楽の授業の成果を交流し、音楽活動を通して豊かな情操を養うとともに親睦をはかります。 ・保護者の鑑賞の場を設けます。	・児童数の減少により、保護者の鑑賞者を増やすこともできますが、音楽会の目的や児童の教育的効果を鑑み、慎重に検討していく必要があります。	
					・市内14小学校、5中学校の児童生徒の参加により、日常の音楽の授業の成果を交流し、音楽活動を通して豊かな情操を養うとともに親睦をはかります。 ・保護者の鑑賞の場を設けます。	・日常の音楽の授業の成果を交流し、音楽活動を通して豊かな情操を養うとともに親睦を図るという目的が達成できました。「練習の成果を發揮し、質の高い発表だった」など、十分成果がありました。中学校の部は平成28年度から引き続き、3年生全員が一堂に会し、達成感を味わうことができました。 ・小学校の部は希望する保護者全員が鑑賞できました。(小学校の部302人、中学校の部9人の参加)	A					
名張市立学校・園美術展覧会			教育センター ・子どもたちの思いや願いが表現された絵画、工作、書写などの作品展。市立幼稚園の園児の作品も展示します。	・市内各小中学校より図画作品428点、工作・工芸214点、書写372点、市立幼稚園より1園は個人作品、もう1園は共同作品を出品します。	・市内各小中学校より図画作品443点、工作工芸303点(内市立幼稚園作品72点を含む)、書写366点あり、来場者数は3,936人(前年度より257人増)でした。	・市内各小中学校より、図画作品400点、工作・工芸品200点、書写作品350点の他市立幼稚園からも図画もしくは工作工芸作品を出品します。	・市内各小中学校より、図画作品400点、工作・工芸品300点、書写作品350点の他市立幼稚園からも図画もしくは工作工芸作品を出品します。	A	・市内各小中学校より、図画作品418点、工作・工芸品209点、書写作品368点の他市立幼稚園からも図画もしくは工作工芸作品を出品します。	※未実施(H30年11月30日～12月3日実施予定)	・市内各小中学校より、図画作品400点、工作・工芸品300点、書写作品350点の他市立幼稚園からも図画もしくは工作工芸作品を出品します。	・日頃の実践における指導法に生かすことができるような研修の機会を今後も設けるとともに、美術展覧会が、教職員にとっての実践の検証の場であるという位置付けに留まらず、より効果的な研修の場となるような工夫・改善が必要です。
				・市内各小中学校より、図画作品418点、工作・工芸品209点、書写作品368点の他市立幼稚園からも図画もしくは工作工芸作品を出品します。	・市内各小中学校より図画作品441点、工作工芸323点(内市立幼稚園作品72点を含む)、書写371点あり、来場者数は4,199人(前年度より263人増)でした。	A						
もみじのつどい			教育センター ・特別支援学級の児童生徒が中学校区ごとに集まる「もみじのつどい」と、市内5中学校の特別支援学級生徒が集う「中学校特別支援学級交流会」を行う予定です。特別支援学級に在籍する児童生徒の自立と社会性の養成を目指すとともに、会場校の児童生徒との交流を通して、互いに理解し合う場とします。	・「もみじのつどい」を各中学校区別に10月～11月に実施します。また、市内中学校特別支援学級交流会を年間2回実施します。	・10月に赤目中学校区、北中学校区において、それぞれ赤目中、桔梗小を会場に「もみじのつどい」を実施しました。11月に名張中学校区、桔梗中学校区、南中学校区において、梅が丘小、桔梗中、つづ小を会場に「もみじのつどい」を実施しました。 ・7月に南中、2月に名張中を会場に、中学校特別支援学級交流会を2回実施しました。	・「もみじのつどい」を各中学校区別に10月～11月に実施します。また、市内中学校特別支援学級交流会を実施します。	・「もみじのつどい」を各中学校区別に10月～11月に実施します。また、市内中学校特別支援学級交流会を実施します。	A	・「もみじのつどい」を各中学校区別に10月～11月に実施します。また、市内中学校特別支援学級交流会を実施します。	※未実施	・「もみじのつどい」を各中学校区別に10月～11月に実施します。また、市内中学校特別支援学級交流会を実施します。	・本事業が、「特別支援学級在籍の児童生徒の自立と社会性の養成をめざす」「会場校の児童生徒との交流を通してお互いに理解し合う。」というねらいに沿ったものとなるように、今後も担当者同士の充分な話し合いや会場校との十分な打ち合わせが必要で ・児童の参加体制を鑑み、中学校特別支援学級交流会の実施回数を1回にするなど見直しが必要です。
				・「もみじのつどい」を各中学校区別に10月～11月に実施します。また、市内中学校特別支援学級交流会を実施します。	・10月に赤目中学校区、桔梗が丘中学校区、北中学校区、南中学校区において、それぞれ錦赤目小、蔵持小、すずらん台小、南中を会場に「もみじのつどい」を実施しました。11月には名張中学校区において、名張中を会場に「もみじのつどい」を実施しました。 ・7月に赤目中、2月に北中を会場に、中学校特別支援学級交流会を2回実施しました。	A						

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題		
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)			
2 育まれる権利	(3)学校教育等を充実させ、生きる力・豊かな心を育みます。	①学校教育を充実する。	名張市教育支援委員会	学校教育室 ・5歳児の障がいのある就学前の幼児の状況を慎重に審議し、適切な就学を図ります。	・障がいのある就学前の幼児の状況を慎重に審議し、適切な就学を図るために、4回委員会を実施します。	・障がいのある就学前の幼児の状況を慎重に審議し、適切な就学を図るために、3月までに4回委員会を実施しました。	B	・障がいのある就学前の幼児の状況を慎重に審議し、適切な就学を図るために4回委員会を実施します。	・6月に委員会を実施し、障がいのある就学前の幼児の状況を把握し、適切な就学を図るための年間計画を作成しました。	・障がいのある就学前の幼児の状況を慎重に審議し、適切な就学を図るために4回委員会を実施します。	・対象児の増加により、審議に係る時間が増加しており、審議の進め方の工夫が必要です。
					・障がいのある就学前の幼児の状況を慎重に審議し、適切な就学を図るために4回委員会を実施します。	・6月に第1回委員会を実施し、障がいのある就学前の幼児の状況を把握し、適切な就学を図るための年間計画を作成しました。また、9月、11月、12月と計4回の委員会を実施し、障がいのある児童生徒の適切な就学に向けて審議を重ねるとともに、保護者・学校からの相談に対応しました。	A	・障がいのある就学前の幼児の状況を慎重に審議し、適切な就学を図るために4回委員会を実施します。	・6月に第1回委員会を実施し、障がいのある就学前の幼児の状況を把握し、適切な就学を図るための年間計画を作成しました。また、9月、11月、12月と計4回の委員会を実施し、障がいのある児童生徒の適切な就学に向けて審議を重ねるとともに、保護者・学校からの相談に対応しました。	A	
			名張市教育センター事業(適応指導教室)	教育センター 「ちよっとホッと会」 ・子どもの不登校・行きしぶりなどでお悩みの保護者や教職員のついで	・年間3回実施します。	・「ちよっとホッと会」を2回実施しました。1回目は、保護者や教職員に来て頂き、日頃の活動の成果を発表する「フェスティバル」のあとに、保護者に残ってもらい懇談会を持ち、6人の参加がありました。2回目は、臨床心理士の森川泉先生に来て頂き、講演のあと、参加者一人ひとりの悩み等に添って頂く時間をとりました。8人の参加者がありましたが、それぞれの質問にも丁寧に答えて頂き、満足して帰られました。	B	・年間3回実施(保護者対象2回、教職員対象1回)	・教職員対象に1回実施し、25人の参加がありました。	・年間3回実施(保護者対象2回、教職員対象1回)	・昨年度まで保護者対象の会のみの開催でしたが、本年度は、不登校児童生徒の対応や理解を深めるために教職員対象の会を設けました。講師の先生の講演や、その後の質疑応答は、とても有意義なものであったため、来年度以降も会を設定していく必要があります。
					・年間3回実施	・保護者を対象に年間3回実施し、延べ10人の参加がありました。	B	・年間3回実施(保護者対象2回、教職員対象1回)	・教職員対象に1回実施し、25人の参加がありました。	・年間3回実施(保護者対象2回、教職員対象1回)	・昨年度まで保護者対象の会のみの開催でしたが、本年度は、不登校児童生徒の対応や理解を深めるために教職員対象の会を設けました。講師の先生の講演や、その後の質疑応答は、とても有意義なものであったため、来年度以降も会を設定していく必要があります。
			名張市教育センター事業(保育士・幼稚園教諭対象講演会) ※2(7)①に重複	教育センター ・研修講座「幼児教育」保育士、幼稚園教諭等を対象にした具体的な支援方法の講演会を開催します。	・「幼児教育」の研修講座を年間2回実施します。 ・主に小中学校教職員対象であっても、講座の内容によっては、保育士、幼稚園教諭も参加できるように研修講座を企画します。	・「美術展運営委員研修」の講座へ2人の参加がありました。 ・「幼児教育」の研修講座は、講師の方の体調不良により実施できませんでした。	C	・「幼児教育」の研修講座を実施します。 ・主に小中学校教職員対象であっても、講座の内容によっては、保育士、幼稚園教諭も参加できるように研修講座を企画します。	・「幼児教育」の研修講座を1回実施し、45人の参加がありました。その中で保育士、幼稚園教諭からは22人の参加がありました。	・「幼児教育」の研修講座を実施します。 ・主に小中学校教職員対象であっても、講座の内容によっては、保育士、幼稚園教諭も参加できるように研修講座を企画します。	・保育所(園)・幼稚園の現状に合った内容にするために、保育所(園)・幼稚園と連携をして情報収集・情報提供するとともに、少しでも参加しやすいように運営の工夫が必要です。
					・「幼児教育」の研修講座を実施します。 ・主に小中学校教職員対象であっても、講座の内容によっては、保育士、幼稚園教諭も参加できるように研修講座を企画します。	・「幼児教育」の研修講座を1回実施し、50人の参加がありました。その中で保育士、幼稚園教諭からは38人の参加がありました。 ・「美術展運営委員研修」の講座へ保育士、幼稚園教諭からは2人の参加がありました。	B	・「幼児教育」の研修講座を実施します。 ・主に小中学校教職員対象であっても、講座の内容によっては、保育士、幼稚園教諭も参加できるように研修講座を企画します。	・「幼児教育」の研修講座を1回実施し、45人の参加がありました。その中で保育士、幼稚園教諭からは22人の参加がありました。	・「幼児教育」の研修講座を実施します。 ・主に小中学校教職員対象であっても、講座の内容によっては、保育士、幼稚園教諭も参加できるように研修講座を企画します。	・保育所(園)・幼稚園の現状に合った内容にするために、保育所(園)・幼稚園と連携をして情報収集・情報提供するとともに、少しでも参加しやすいように運営の工夫が必要です。
			名張市教育センター事業(子育て支援講演会) ※2(4)①に重複	教育センター ・子育て支援や家庭教育に関する講演会、講座を実施します。	・テーマ別に「子育て支援研修会」を3回実施します。 ・家庭教育講座(連続講座)を5回実施します。 ・家庭教育連続講座を受講して育ったスタッフを講師やファシリテーターとして各市民センターや各PTA事業に派遣します。	・子育て支援研修会では新山君代さんより「子どもの育ちをサポートするために」の大テーマのもと、3つのテーマに分けて実施し、76名の参加がありました。 ・家庭教育連続講座では岡田まり子さんを講師に「子育ての悩み、考え合いましよう!」のテーマのもと、5回実施し、のべ191名の参加がありました。 ・百合が丘市民センターの家庭教育講座に講師とスタッフ2名を派遣しました。	A	・「子育て支援研修会」をテーマごとに3回実施します。 ・家庭教育連続講座を受講して育ったスタッフを講師やファシリテーターとして講座を実施します。また、各市民センターや各PTA事業にも派遣します。 ・新たな講師を招いて家庭教育講座を実施します。	・「子育て支援研修会」をテーマごとに2回実施しました。現在、延べ118人の参加がありました。 ・家庭教育連続講座は2回実施し、現在、延べ151人の参加がありました。主任児童委員や他市の方も参加いただき、より多くの方で活発に話し合いがされています。 ・家庭教育スタッフは、3地域の親子が市民センター等に集まり、遊び等を行う「ひろば」活動に参加し、ミニ講座を実施しています。 ・家庭教育リーフレットを作成し、「ひろば」等で配布しています。	・子育ての不安や悩みに耳を傾け、その思いに寄り添った講演や家庭教育に関する講座を継続し、より多くの方に受講してもらえるように工夫・改善をします。 ・各市民センターや幼稚園(保育所(園))等、より参加しやすい場所で講座を開催したり、スタッフがより多くの「ひろば」に参加したりするなど、今後も子育てに関する支援を行う必要があります。	
					・「子育て支援研修会」をテーマごとに3回実施します。 ・家庭教育連続講座を受講して育ったスタッフを講師やファシリテーターとして講座を実施します。また、各市民センターや各PTA事業にも派遣します。 ・新たな講師を招いて家庭教育講座を実施します。	・「子育て支援研修会」では、特別支援教育士の新山君代さんを講師として、テーマごとに3回実施しました。延べ144人の参加があり、放課後児童クラブ指導員も多数参加されました。 ・家庭教育連続講座では、松原利子さんを講師とし5回実施しました。延べ、189人の参加がありました。 ・家庭教育スタッフの育成にも力を入れ、志治優美さんを招いてファシリテーションスキルについて研修会を2回実施しました。	A	・「子育て支援研修会」をテーマごとに3回実施します。 ・家庭教育連続講座を受講して育ったスタッフを講師やファシリテーターとして講座を実施します。また、各市民センターや各PTA事業にも派遣します。 ・新たな講師を招いて家庭教育講座を実施します。	・「子育て支援研修会」をテーマごとに2回実施しました。現在、延べ118人の参加がありました。 ・家庭教育連続講座は2回実施し、現在、延べ151人の参加がありました。主任児童委員や他市の方も参加いただき、より多くの方で活発に話し合いがされています。 ・家庭教育スタッフは、3地域の親子が市民センター等に集まり、遊び等を行う「ひろば」活動に参加し、ミニ講座を実施しています。 ・家庭教育リーフレットを作成し、「ひろば」等で配布しています。	・子育ての不安や悩みに耳を傾け、その思いに寄り添った講演や家庭教育に関する講座を継続し、より多くの方に受講してもらえるように工夫・改善をします。 ・各市民センターや幼稚園(保育所(園))等、より参加しやすい場所で講座を開催したり、スタッフがより多くの「ひろば」に参加したりするなど、今後も子育てに関する支援を行う必要があります。	
			体力の向上	教育センター ・体力低下などの課題解決に向け、運動の楽しさや喜びを味わい、運動に親しむ資質や能力を育てるため、各校代表者による保健体育代表者会、グループ研究部会、研修講座で子どもの体力向上のための取り組みを進めます。	・保健体育代表者会、グループ研究部会において、子どもの体力向上に向けた方策を研究、発信するとともに、研修講座を開催し教職員の指導力向上に努めます。	・保健体育代表者会を4回開催し、市内の全小中学校で子どもの体力向上につながる統一した取組を進めています。グループ研究部会も7回開催し、研究を進めています。また、2回の研修講座を開催し、延べ82人の教職員が参加しました。	A	・保健体育代表者会、グループ研究部会において、子どもの体力向上に向けた方策を研究、発信するとともに、研修講座を開催し教職員の指導力向上に努めます。	・保健体育代表者会を2回実施し、「中学校ブロック体力向上の取組」の昨年度までの取組の総括と来年度に向けた取組について検討しました。 ・グループ研究部会は3回実施し、児童生徒の体力向上のための研究を進めています。 ・器械運動を充実させる目的で研修講座を実施し、32人の教職員が参加しました。	・保健体育代表者会では、引き続き「中学校ブロック体力向上の取組」に取り組みすることで、小中一貫教育の完全実施に向け、9年間を見通した系統的な体力向上のための教育を推進します。 ・グループ研究部会において、子どもの体力向上に向けた方策を研究、発信するとともに、研修講座を開催し教職員の指導力向上に努めます。	
					・保健体育代表者会、グループ研究部会において、子どもの体力向上に向けた方策を研究、発信するとともに、研修講座を開催し教職員の指導力向上に努めます。	・保健体育代表者会を4回実施し、市内の全小中学校で子どもの体力向上につながる統一した取組「中学校ブロック体力向上の取組」を進めています。グループ研究部会も8回開催し、研究を進めています。また、2回の研修講座を実施し、延べ80人の教職員が参加しました。	A	・保健体育代表者会、グループ研究部会において、子どもの体力向上に向けた方策を研究、発信するとともに、研修講座を開催し教職員の指導力向上に努めます。	・保健体育代表者会を2回実施し、「中学校ブロック体力向上の取組」の昨年度までの取組の総括と来年度に向けた取組について検討しました。 ・グループ研究部会は3回実施し、児童生徒の体力向上のための研究を進めています。 ・器械運動を充実させる目的で研修講座を実施し、32人の教職員が参加しました。	・保健体育代表者会では、引き続き「中学校ブロック体力向上の取組」に取り組みすることで、小中一貫教育の完全実施に向け、9年間を見通した系統的な体力向上のための教育を推進します。 ・グループ研究部会において、子どもの体力向上に向けた方策を研究、発信するとともに、研修講座を開催し教職員の指導力向上に努めます。	
			パーソナルカルテ推進事業	学校教育室 ・特別な支援が必要な子どもに関して、学校と連携しながら、子どものデータを構築することにより、保護者が子どもの様子を関係機関とつなぐことができ、途切れのない支援を一層進めます。	・パーソナルカルテの配布・運用数の拡大を図るとともに、カルテの不足数の補充を行います。	・パーソナルカルテを100部増刷し、配布を進めました。県立特別支援学校籍80人、小中学校では特別支援学校籍108人と通常学級籍13人の児童生徒、保育所・幼稚園では15人の乳幼児で運用することができました。	B	・特別な支援教育体制推進事業に統合し、パーソナルカルテの配布・運用数の拡大を図るとともに、カルテの不足数の補充を行います。	各小中学校で、特別支援学級在籍児童・生徒について、1学期中にパーソナルカルテの有効活用を確認し、未所有の保護者に運用を勧めました。	・特別な支援教育体制推進事業に統合し、パーソナルカルテの配布・運用数の拡大を図るとともに、カルテの不足数の補充を行います。	・カルテの有効活用のために、保護者と各機関の連携が重要です。また、各機関が活用に向けての意識を高めていく必要があります。
					・特別な支援教育体制推進事業に統合し、パーソナルカルテの配布・運用数の拡大を図るとともに、カルテの不足数の補充を行います。	・パーソナルカルテを一部改訂し、100部増刷しました。また、各小中学校や福祉部局の関係機関に、さらなる配付拡大に向けて協力を依頼し、特別な支援を必要とする児童・生徒保護者への紹介・配付を行いました。	B	・特別な支援教育体制推進事業に統合し、パーソナルカルテの配布・運用数の拡大を図るとともに、カルテの不足数の補充を行います。	各小中学校で、特別支援学級在籍児童・生徒について、1学期中にパーソナルカルテの有効活用を確認し、未所有の保護者に運用を勧めました。	・特別な支援教育体制推進事業に統合し、パーソナルカルテの配布・運用数の拡大を図るとともに、カルテの不足数の補充を行います。	・カルテの有効活用のために、保護者と各機関の連携が重要です。また、各機関が活用に向けての意識を高めていく必要があります。
発達障害早期支援研究事業 ※1(2)①に重複	学校教育室 ・名張市における特別支援学級在籍児童生徒及び、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に係る支援として、拠点校1校と指定校に発達障害支援アドバイザー(拠点校アドバイザー1名、指定校アドバイザー7名)を配置し、通常の学級に在籍する児童について、アセスメントシートを活用した見取りから要因分析を行い、支援が必要な児童を特定し、具体的な支援のあり方についての知見を高める研究等を行い、特別支援教育の充実を図ります。			A					・本事業の取り組みを拠点校・指定校以外の学校へ還元し、チャレンジ教室や通級指導教室等と連携して通常の学級における特別支援を充実させるための仕組み作りが必要です。		
				A					・本事業の取り組みを拠点校・指定校以外の学校へ還元し、チャレンジ教室や通級指導教室等と連携して通常の学級における特別支援を充実させるための仕組み作りが必要です。		

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題				
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)					
2育まれる権利	②いろいろな体験の場を提供する。 こども支援センター「かがやき」※1(2)①、2(3)③、2(4)①、4(1)⑤、4(2)③に重複	健康・子育て支援室	・子どもたちが元気に健やかに育ち合える拠点施設として、親子が出会いを通じて交流し合える場、子ども同士が育ち合える場、市民の子育て参加の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報を提供します。 ○広場事業(親子で遊ぼう・子育て井戸端会議・ぐりとぐらの集い・シングルマザーの集い・インターナショナルの集いなど) ○相談事業(電話・面接・子育て相談・健康相談) ○講座・講演会事業(子育て講演・救急法など) ○一時預かりの連絡調整(家庭での保育が一時的に困難となった時などに緊急一時的に保育所での保育を受けられるよう連絡調整を行う。) ○かがやき通信等の発行			A				・地域の子育て力が低下している中、当センターを拠点として各地域との連携の強化が必要です。子どもたちの生活には、親の存在が切り離せないため、親への具体的な支援が必要です。 ・講座・講演会については毎年好評な内容で実施しています。しかし、価値観の多様化に伴い、様々な希望もあり、ミニ講座を開催するなど対応する必要があります。講師料などもありできる限りボランティアで講座を引き受けてくれる人材の発掘が必要です。 ・小中高生の来館者のほとんどが、桔梗が丘地域に偏っています。各地域の様々な取組にも多数の児童の参加が見られるので、より一層、地域との連携が必要です。また、名張市内の他の児童館との交流なども検討課題です。 ・保護者の価値観が多様化している中で、子育てにとって基本的に大切なことは何か見極め、講座や講演会を設定する必要があります。 ・地域の広場は主任児童委員やボランティア等と連携をとりながら積極的に取り組んでいく必要があります。 ・サークルについては、今後も新たなサークルの立ち上げや充実に努める必要があります。 ・地域や保護者のニーズを把握しながら、慣例になっている取組だけでなく、高齢者や障がい者との交流など新たな世代間交流の取組も課題として捉えています。				
				はぐくみ工房 あらざき自主企画事業 ※4(2)③に重複	農林資源室	・多面的な機能のある農山村の豊かな環境のなかで、子ども達の健やかな成長を促すとともに、遊びや自然体験学習、体験活動の機会を提供します。(親子木工教室・親子草木染教室)	・施設体験説明会 4回×24人=96人 ・3教室(陶芸・木工・料理) 各1回×10人=30人 合計 126人	・南中ウォークラリー 1回(子ども90人) ・国津保育所調理実習受入れ 1回(子ども69人) ・国津保育所木工教室 3回(子ども30人) ・こども食事教室 9回(子ども297人) 合計486人	A		・施設体験説明会 4回×26人=104人 ・3教室(陶芸・木工・料理) 各1回×10人=30人 合計 134人	・つながる食を考える会 5回(子ども27人) ・親子のつどい(カレー作り) 1回(子ども22人) 合計 49人	・施設体験説明会 4回×27人=104人 ・3教室(陶芸・木工・料理) 各1回×10人=30人 合計 135人	・少子高齢化が進み、子ども向けの事業展開が難しくなることが考えられます。
							・施設体験説明会 4回×25人=100人 ・3教室(陶芸・木工・料理) 各1回×10人=30人 合計 130人	・つながる食を考える会 9回(子ども50人) ・木工教室 1回(子ども6人) ・親子のつどい(カレー作り) 1回(子ども29人) ・親子のつどい(影絵) 1回(子ども16人) 合計 101人	C					
				市民親子体験 農業さつまいもづくり ※4(2)③に重複	農林資源室	・就学前親子及び小中学生を対象に、さつまいもの苗植えから収穫までを体験します。	・25家族80人(うち子ども50人)	・35家族108人(うち子ども57人)が参加しました。 ・H28年5月28日に植えつけし、H28年7月23日に草刈りを実施しました。 ・H28年10月2日に収穫をしました。	A		・25家族80人(うち子ども50人)	・13家族45人(うち子ども24人)の申込がありました。 ・H30年5月28日 植えつけ作業 12家族41人(うち子ども22人)参加 ・除草作業を行う予定であったが、台風の影響で中止	・25家族80人(うち子ども50人)	・より効果的に事業目的を達成するべく、事業内容を検討していきます。 ・土に親しむことにより、生きる力を育む取組の充実に努めます。
							・25家族80人(うち子ども50人)	・17家族60人(うち子ども32人)が参加しました。 ・H29年5月28日に植えつけし、H29年7月29日に除草作業を実施しました。 ・H29年10月1日に収穫をしました。	C					
職場体験学習 ※4(2)③に重複	学校教育室	・市内5中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行います。	・市内5中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行います。	・市内4中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行いました。(1中学校は職場体験学習を2年次から3年次への移行するため本年度に限り実施せず) ・職場体験学習実行委員会を開催(年間1回)しました。	B	・市内5中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行います。	・市内2中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行いました。	・市内5中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行います。	・不況の折、ご支援いただける事業所の開拓が難しくなる可能性があります。また、事業所までの交通手段を含めた安全指導を今後も強化する必要があります。					
			・市内5中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行います。	・市内5中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行いました。	B									
体育・健康フェスタ(健康・医療介護福祉フェスタ) ※4(2)③に重複	市民スポーツ室・健康・子育て支援室	・体育優良者・いい歯の8020の表彰・記念イベント ・スポーツ体験コーナー ・健康相談・体験コーナー ・健康づくりに関する啓発	・5,000人	・開催日 H28年10月10日(月曜日・祝日) 場所 HOS名張アリーナ(名張市総合体育館)及び名張中央公園ほか 全体テーマ『日々挑戦!とこわか健康からだづくり』 延べ参加人数 4,428人(式典参加者310人) ・体育フェスタ(参加者 1,177人) ・健康フェスタ(参加者 2,481人)	B	・5,000人	平成30年10月11日(日曜日)の開催に向けて準備中。 ・場所 名張市役所及び防災センター もとれたて!なばり2018(2日目)に、健康・医療介護福祉フェスタとして同時開催。	・5,000人	・健康づくりに関する体験ができる機会として今後も継続・充実に努めます。 ・平成30年度は、とれたて!なばり2018と同時開催することにより、様々な世代にわたる来場者数の増加を図ります。					
			・5,000人	・開催日 平成29年10月9日(月曜日・祝日) 場所 HOS名張アリーナ(名張市総合体育館)及び名張中央公園他 全体テーマ Smile Everyday! ～まちじゅう元気!～ 延べ参加人数 5,646人(式典参加者420人) ・体育フェスタ(参加者1,441人) ・健康フェスタ(参加者3,065人)	B									

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況 平成29年度 進捗状況	平成30年度 目標値(取組予定)	平成30年度 実施状況(H30年8月末現在)	平成31年度 目標値(取組予定)	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)		平成30年度 目標値(取組予定)	平成30年度 実施状況(H30年8月末現在)	平成31年度 目標値(取組予定)	
2 育まれる 権利	②いろいろな体験の場を提供する。 名張ひなち湖紅葉マラソン大会 ※4(2)③重複	市民スポーツ室	・ウォーキングの部:5.5km ・ジョギングの部:2km ・レースの部:2・3・5・10km	・700人	・開催日:H28年11月20日(日曜日) ・当日は562人(申込者603人)の参加がありました。 ・本年度も、「スポーツイベント活性化事業」として、名張市体育協会へ委託を行いました。	B	・700人	・平成30年11月18日(日)開催	・700人	・より多くの広報媒体を活用し参加を募ります。
			・700人	・H29年11月19日(日)開催	B					
	おはなしの国『おはなばたけ』※4(2)③に重複	図書館	・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行い、読書への動機付けを図ります。 毎月第3日曜日 14:00～14:30	・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行います。 実施回数 月1回 参加人数 110人	・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行いました。 実施回数 11回 参加人数 98人	B	・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行います。 実施回数 月1回 参加人数 110人	・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行います。 実施回数 月1回 参加人数 30人	・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行います。 実施回数 月1回 参加人数 110人	・読み聞かせ等を行う人材の確保が必要です。
			・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行います。 実施回数 月1回 参加人数 110人	・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行います。 実施回数 月1回 参加人数 90人	B					
	絵ばなし(新なばりの昔話)※4(2)③に重複	図書館	・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施します。伝統文化にふれます。 毎月第2日曜日 14:00～14:30	・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 70人	・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施しました。 実施回数 11回 参加人数 66人	B	・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 60人	・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 57人	・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 60人	・読み聞かせ等を行う人材の確保が必要です。
			・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 70人	・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施しました。 実施回数 月1回 参加人数 85人	A					
	③就学前の保育・教育を充実する。 おはなし会 ※4(2)③に重複	図書館	・絵本・紙芝居の読み聞かせを行い、読書への動機付けを図ります。 毎週土曜日 14:00～14:30	・絵本・紙芝居の読み聞かせを行います。 実施回数 週1回 参加人数 600人	・絵本・紙芝居の読み聞かせを行いました。 実施回数 49回 参加人数 613人	A	・絵本・紙芝居の読み聞かせを行います。 実施回数 週1回 参加人数 590人	・絵本・紙芝居の読み聞かせを行います。 実施回数 週1回 参加人数 340人	・絵本・紙芝居の読み聞かせを行います。 実施回数 週1回 参加人数 590人	・読み聞かせ等を行う人材の確保が必要です。
			・絵本・紙芝居の読み聞かせを行います。 実施回数 週1回 参加人数 600人	・絵本・紙芝居の読み聞かせを行います。 実施回数 週1回 参加人数 728人	A					
	赤ちゃんのためのおはなし会 ※4(2)③に重複	図書館	・0～2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を通して図書館に親しみ、触れ合いを深めます。 毎月第1木曜日 11:00～11:15	・0～2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 170人	・0～2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を実施しました。 実施回数 11回 参加人数 106人	B	・0～2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 120人	・0～2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 34人	・0～2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 120人	・読み聞かせ等を行う人材の確保が必要です。
			・0～2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を実施します。 実施回数 月1回 参加人数 110人	・0～2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を実施しました。 実施回数 月1回 参加人数 79人	C					
子ども支援センター「かがやき」※1(2)①、2(3)②、2(4)①、4(1)⑤、4(2)③に重複	健康・子育て支援室	・子どもたちが元気に健やかに育ち合える拠点施設として、親子が出会いを通して交流し合える場、子ども同士が育ち合える場、市民の子育て参加の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報を提供します。 ○広場事業(親子で遊ぼう・子育て井戸端会議・ぐりぐらの集い・シングルマザーの集い・インターナショナルの集いなど) ○相談事業(電話・面接・子育て相談・健康相談) ○講座・講演会事業(子育て講演・救急法など) ○一時預かりの連絡調整(家庭での保育が一時的に困難となった時などに緊急一時的に保育所での保育を受けられるよう連絡調整を行う。) ○かがやき通信等の発行			A				・地域の子育て力が低下している中、当センターを拠点として各地域との連携の強化が必要です。子どもたちの生活には、親の存在が切り離せないため、親への具体的な支援が必要です。 ・講座・講演会については毎年好評な内容で実施しています。しかし、価値観の多様化に伴い、様々な希望もあり、ミニ講座を開催するなど対応する必要があります。講師料などもありできる限りボランティアで講座を引き受けてくれる人材の発掘が必要です。 ・小中高生の来館者のほとんどが、梶根が丘地域に偏っています。各地域の様々な取組にも多数の児童の参加が見られるので、より一層、地域との連携が必要です。また、名張市内の他の児童館との交流なども検討課題です。 ・保護者の価値観が多様化している中で、子育てにとって基本的に大切なことは何か見極め、講座や講演会を設定する必要があります。 ・地域の広場は主任児童委員やボランティア等と連携をとりながら積極的に取り組んでいく必要があります。 ・サークルについては、今後も新たなサークルの立ち上げや充実に努める必要があります。 ・地域や保護者のニーズを把握しながら、慣例になっている取組だけでなく、高齢者や障がい者との交流など新たな世代間交流の取組も課題として捉えています。	
						A				

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)	
2 育まれる権利	(4)家庭教育を支援し、明るくいきいき子育てができるようにします。	①家庭教育を支援する。 家庭教育講座 ※2(2)①に重複	文化生涯学習室 ・市民センター等における家庭教育講座を実施します。			B				・家庭教育を学習する機会の提供は重要であり、身近な地域にある市民センター等で提供できるよう教育センターとも連携を図りながら取組んでいく必要があります。その中で機会を提供するためには、スタッフを派遣出来るよう充実を図る必要があります。
						B				
		名張市教育センター事業(子育て支援講演会) ※2(3)①に重複	教育センター ・子育て支援や家庭教育に関する講演会、講座を実施します。			A				・子育ての不安や悩みに耳を傾け、その思いに寄り添った講演や家庭教育に関する講座を継続し、より多くの方に受講してもらえるように工夫・改善をします。 ・各市民センターや幼稚園・保育所(園)等、より参加しやすい場所で開催したり、スタッフがより多くの「ひろば」に参加したりするなど、今後も子育てに関する支援を行う必要があります。
						A				
		こども支援センター「かがやき」 ※1(2)①、2(3)②、2(3)③、4(1)⑤、4(2)③に重複	健康・子育て支援室 ・子どもたちが元気に健やかに育ち合える拠点施設として、親子が出会いを通じて交流し合える場、子ども同士が育ち合える場、市民の子育て参加の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報を提供します。 ○広場事業(親子で遊ぼう・子育て井戸端会議・ぐりとぐらの集い・シングルマザーの集い・インターナショナルの集いなど) ○相談事業(電話・面接・子育て相談・健康相談) ○講座・講演会事業(子育て講演・救急法など) ○一時預かりの連絡調整(家庭での保育が一時的に困難となった時などに緊急一時的に保育所での保育を受けられるよう連絡調整を行う。) ○かがやき通信等の発行			A				・地域の子育て力が低下している中、当センターを拠点として各地域との連携の強化が必要です。子どもたちの生活には、親の存在が切り離せないため、親への具体的な支援が必要です。 ・講座・講演会については毎年好評な内容で実施しています。しかし、価値観の多様化に伴い、様々な希望もあり、ミニ講座を開催するなど対応する必要があります。講師料などもありできる限りボランティアで講座を引き受けてくれる人材の発掘が必要です。 ・小中高生の来館者のほとんどが、桔梗が丘地域に偏っています。各地域の様々な取組にも多数の児童の参加が見られるので、より一層、地域との連携が必要です。また、名張市内の他の児童館との交流なども検討課題です。 ・保護者の価値観が多様化している中で、子育てにとって基本的に大切なことは何か見極め、講座や講演会を設定する必要があります。 ・地域の広場は主任児童委員やボランティア等と連携をとりながら積極的に取り組んでいく必要があります。 ・サークルについては、今後も新たなサークルの立ち上げや充実を図る必要があります。 ・地域や保護者のニーズを把握しながら、慣例になっている取組だけでなく、高齢者や障がい者との交流など新たな世代間交流の取組も課題として捉えています。
						A				
					A					
					A					
	子育て支援センター「つくし」 ※1(2)①に重複	健康・子育て支援室 ・ひろば型地域子育て支援センターとして、市内の小児科医院に設置し、保健相談に重点を置いた相談事業、保育士による育児相談、各種子育て教室、子育てサークル等への支援を実施します。(市の委託事業)			B				・増加傾向にある児童虐待の原因には育児不安が多く見られることから、支援が必要な場合には、名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会を含め、関係機関との連携強化が必要です。	
					B					
	ブックスタート事業	子ども家庭室 ・生後5～6か月の乳児を持つ家庭を対象に、絵本の読み聞かせを通して親子のコミュニケーションを図るきっかけを提供するとともに、乳児の情報を豊かに育みます。 実施施設:図書館、かがやき、保健センター、(H27年8月から赤目マイ保育ステーション)	・対象者数のうち事業への参加率を85%以上とします。	・573人に案内はがきを送付しました。3施設で受け取るようにしています。また、受け取りに来られない方へは再度案内するなど、周知に努めました。その結果、361人が受け取りに来られ、受取率は63.0%となりました。	B	・対象者数のうち事業への参加率を85%以上とします。	・案内はがきを送付 356人 ・受取 145人 ・受取率 40.7% ・受取場所 図書館、かがやき、赤目保育所マイ保育ステーションの3施設	・対象者数のうち事業への参加率を85%以上とします。	・事業への参加を更に促し、子育て支援へとつなげていく必要があります。 ・開催場所の変更について、さらに周知をしていく必要があります。	
			・対象者数のうち事業への参加率を85%以上とします。	・案内はがきを送付 805人 ・受取 377人 ・受取率 46.8% ・受取場所 図書館、かがやき、赤目保育所マイ保育ステーションの3施設	B					

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)



基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題			
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)				
2 育まれる権利	(4) 家庭教育を支援し、明るくいきいき子育てができるようになります。	②子育て支援を充実する。	たんぽぽルーム、ひまわりっ子	保育幼稚園 ・たんぽぽルームは名張幼稚園において、未就園3歳児を対象に園庭を月2回程度開放し実施します。 ・ひまわりっ子は桔梗南幼稚園において、未就園3歳児を対象に園庭を月2回程度開放し実施します。 ・幼稚園に在園する異年齢の子どもたちとの交流 ・家族以外の人に慣れ親しむ ・幼稚園に慣れ親しむ ・保護者同士の交流 ・子育て相談	・事業継続	・延べ374人(たんぽぽルーム204人、ひまわりっ子170人)の親子が参加しました。サーキット遊びや体操など体を動かす遊びや、親子が触れ合って遊べるわらべ歌遊びなどのプログラムを用意しました。遊びの環境づくりを行うことで、子ども達はたくさんの体験を通し感性を高め、他児と関わる楽しさを経験する機会となり、保護者は幼稚園の保育を知る機会となり、子育てなどの情報交換や交流の場となりました。	A	・事業継続	・延べ148人(たんぽぽルーム91人、ひまわりっ子57人)の親子が参加。遊具や体操など体を動かす遊び、親子つながり遊びなど触れ合いの機会を大切にしました。また水遊びなどを用意しその時期ならではの遊びを親子で楽しみました。遊びの環境づくりを行うことで、子ども達はたくさんの体験を通し感性を高め他児と関わる楽しさを経験する機会となりました。また、地域の方と一緒に遊んだり読みかせをしていただいたりなどして楽しく過ごしました。保護者は幼稚園の保育を知ると共に、子育ての情報交換など保護者交流の場となり、子育て支援の機会となりました。	・事業継続	・他者に親しみ、親が子どもの育ちについて学びあい、成長を喜び合える場として、今後も、広報活動の充実と、より参加しやすい内容の工夫に努める必要があります。 ・保護者同士が子育てについての情報交換をする場となるように、子育てを支援していきます。		
				・事業継続	・延べ315人(たんぽぽルーム143人、ひまわりっ子172人)の親子が参加。遊具や体操など体を動かす遊び、親子つながり遊びなど触れ合いの機会を大切にしました。また水遊びなどを用意しその時期ならではの遊びを親子で楽しみました。遊びの環境づくりを行うことで、子ども達はたくさんの体験を通し感性を高め他児と関わる楽しさを経験する機会となりました。保護者は幼稚園の保育を知ると共に、子育ての情報交換など保護者交流の場となり、子育て支援の機会となりました。	A							
			子育て短期支援事業 ※1(2)①に重複	子ども家庭室	・保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、経済的な理由により一時的に母子を保護することが必要な場合等において、保護を行います。			A				・親族などの支援を受けられない方が必要な場合、迅速に対応できるよう、関係機関との連携を深めます。	
			母子生活支援施設・助産施設への入所	子ども家庭室	・母子世帯の生活を安定させるため、母子生活支援施設において保護し自立を支援するとともに、経済的に入院助産を実施できない妊産婦の助産を支援します。	・事業継続 ・事業継続	・助産施設入所 1件 ・母子生活支援施設入所 3件  ・助産施設入所 0件 ・母子生活支援施設入所 2件	A A	・事業継続	・助産施設入所 0件 ・母子生活支援施設入所 2件	・事業継続	・母子生活支援施設入所者の入所期間が長期化することもあるため、更なる自立支援による退所に向けた取組が必要です。	
			母子・父子自立支援員設置	子ども家庭室	・母子、父子、寡婦に対して自立に必要な情報提供及び相談助言を行うほか、職業能力の向上及び求職活動の支援等を行います。	・事業継続 ・事業継続	・相談件数 132件  ・相談件数 140件	A A	・事業継続	・相談件数 63件	・事業継続	・H25年4月より職業能力の向上及び求職活動の支援等の対象が父子にも拡大され、周知を進める必要があります。	
			自立支援教育訓練給付金	子ども家庭室	・母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格、技能を取得するための教育訓練講座の受講を支援し、就業につなげます。(所得制限あり)	・事業継続 ・事業継続	・2件  ・6件	B B	・事業継続	・1件	・事業継続	・H28年度より支給額が2割より6割となり、資格取得のための費用負担が軽減され、資格取得に関心を持つ方が増えてきたように思われますが、制度の利用促進に当たっては広報等を利用し周知に努めていきます。	
			高等職業訓練促進給付金	子ども家庭室	・一人親家庭の父又は母が看護師、保育士、介護福祉士など就職に有利な資格の取得を促進するため養成機関において修業する場合、一定期間支援を行います。(所得制限あり) ・H25年度より、支給対象者が父子家庭の父の利用も可能になりました。	・事業継続 ・事業継続	・5件  ・8件(看護師4名・介護福祉士1名・社会福祉士1名・美容師1名・保育士1名)	A A	・事業継続	・11件(看護師6名・社会福祉士1名・美容師1名・保育士3名)	・事業継続	・H28年度より支給対象期間が再度2年から3年に延長され、更に対象資格の拡充、利用要件の緩和により、2年以上の修学が1年以上となり、通信制も利用可能になったため、今後、制度利用者の増加が見込まれるため予算確保が課題です。	
			ひとり親家庭等日常生活支援事業 ※1(2)①に重複	子ども家庭室	・育児、生活の援助を受けたい人と援助したい人が会員となって必要な生活援助、保育等を助け合う相互援助組織であるひとり親等日常生活支援事業を実施します。			B					・支援のニーズに応えられるよう支援員の資質向上と登録者数の増加に努めるとともに、県事業から市事業となったことで、事業が利用しやすくなったことの制度の周知に努めます。 ・本事業には利用制限があることから、要支援家庭に対する支援として、ファミリー・サポート・センター事業等関係機関とより一層連携を図ることが求められます。 ・利用促進にあたっては、必要な支援が提供できるよう市の予算確保に努めます。
			ひとり親家庭学習支援ボランティア事業 ※1(2)①に重複	子ども家庭室	・親との死別、離婚等により精神面や経済面で不安定な状況におかれ、学習及び進学意欲の低下、学習機会が十分に与えられない等の母子家庭及び父子家庭(以下、「ひとり親家庭」という。)の児童に対して、ボランティアが学習の支援を行い、児童の悩み等を受けることによって、当該児童が学習習慣や生活習慣を確立し、学習意欲や進学率の向上を図ることを目的とします。			B					・貧困の連鎖を断ち切るための継続的な事業実施に向けて、学習支援ボランティアの確保及び対象となるひとり親家庭の保護者への事業の周知啓発が必要です。

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題						
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)									
2 育まれる権利	(5) 社会のルールを守り、自立する心を育みます。	①交通安全や礼儀など社会のルールやマナーを子どもが身につけられるようにする。	交通安全教室 学校教育室	警察の協力の下、交通安全についての学習を深めます。	交通安全教室を実施し、学習が深まるように努めます。	交通安全教室を実施し、学習が深まるように努めます。	交通安全教室を実施し、学習が深まるように努めます。	A	交通安全教室を実施し、学習が深まるように努めます。	各小学校では、名張警察署、交通安全協会、名張自動車学校の協力を得て、交通安全教室を実施し、学習に努めました。また、交通安全講話やDVD視聴、歩行・自転車の実技指導などにより交通安全についての学習を深めました。	交通安全教室を実施し、交通安全への意識が高まるような学習に努めます。	警察や地域、保護者の協力の下、更なる交通安全の啓発に努める必要があります。					
					交通安全推進事業	都市計画室(交通対策担当)	市内の公立幼稚園及び各保育園の幼児交通安全クラブの交通安全事業活動を支援します。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催します。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催し、交通安全知識の向上や街頭での幼児等に対する指導方法について研修を行いました。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催します。	A	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催し、交通安全知識の向上や街頭での幼児等に対する指導方法について研修を行いました。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催し、交通安全知識の向上や街頭での幼児等に対する指導方法について研修を行いました。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催します。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全研修会を通じて、家族及び地域等で交通安全意識を高められるよう目指します。		
								幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催します。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催し、交通安全知識の向上や街頭での幼児等に対する指導方法について研修を行いました。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催します。	A	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催し、交通安全知識の向上や街頭での幼児等に対する指導方法について研修を行いました。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催します。	幼児交通安全クラブリーダーを対象に交通安全指導者研修会を開催します。			
		②友達との交流の中で、互いの考えを認め合うことの大切さや、協調性を体得できるようにする。	道徳教育の推進	学校教育室	家庭や地域と連携し、公共心や規範意識、他人を思いやる心、よりよく生きようとする意欲と実践力を育む道徳教育を推進します。	各学校において、全ての教科領域において、道徳教育を進めるために、全体計画及び年間指導計画を立て、公共心や規範意識、他人を思いやる心、よりよく生きようとする意欲と実践力を育みます。	各学校において、全体計画及び年間指導計画に基づき、全ての教科領域において、道徳教育を進めました。「私たちの道徳」(国作成教材)の活用をすすめ、公共心や規範意識、他人を思いやる心、よりよく生きようとする意欲と実践力を育みました。	各学校において、全ての教科領域において、道徳教育を進めるために、全体計画及び年間指導計画を立て、公共心や規範意識、他人を思いやる心、よりよく生きようとする意欲と実践力を育みます。	B	各学校において、特別の教科道徳が、道徳全体計画を基に、1年間を見通し、計画的に実践され、学校と家庭、地域との連携の中で、公共心や規範意識、他人を思いやる心、よりよく生きようとする力を育みます。	特別の教科道徳の実施において、道徳年間計画、別業、年間指導計画を作成し、計画的に実践され、学校と家庭、地域との連携の育てる取組を行っています。	各学校において、道徳全体計画を基に、特別の教科道徳が、1年間を見通し、計画的に実践され、学校と家庭、地域との連携の中で、命を大切に、公共心や規範意識、他人を思いやる心、よりよく生きようとする力を育みます。	家庭、地域との連携した道徳教育のさらなる推進が必要です。また、学校においては、道徳教育推進教師を中心とした、更なる研修充実の必要があります。				
						道徳性の芽生えを培う保育の推進	保育幼稚園室	人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立、及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。	事業継続	幼児教育の推進体制構築事業で、「道徳」につながる「やくそく」を重点カテゴリとしてとらえカリキュラム作成を行いました。	事業継続	A	事業継続	幼児教育の推進体制構築事業で作成した「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)の検証を行い、完成版の作成に向けた取組を進めています。	事業継続	幼児教育の推進体制構築事業として作成したカリキュラム(試行版)について、モデル園での実施をもとに修正を行い、完成版を作成していく必要があります。	幼児教育の推進体制構築事業として作成したカリキュラム(試行版)について、モデル園での実施をもとに修正を行い、完成版を作成していく必要があります。
									事業継続	幼児教育の推進体制構築事業で作成した、「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。	事業継続	A	事業継続	幼児教育の推進体制構築事業で作成した、「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。	事業継続	幼児教育の推進体制構築事業で作成した「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)の検証を行い、完成版の作成に向けた取組を進めています。	事業継続
	キャリア教育の推進	学校教育室	小学校の段階から、望ましい職業観、勤労観を身に付けるための学習を進めながら、自己の個性を理解して、進路を選択する力を育成し、社会に出て自立して生活する力を発達段階に応じた身につけることができるよう、また、主体的に学ぶことができるよう、キャリア教育を推進します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践しました。(19校中17校作成)	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	B	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践しました。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	家庭、地域との連携したキャリア教育を推進する必要があります。				
				望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践しました。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	B	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践しました。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践しました。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。	望ましい職業観、勤労観を身に付け、社会に出て自立して生活する力を育成するために、発達段階に応じた、キャリア教育や進路指導の全体計画を立案し、実践します。			
				子ども一人一人がその発達課題を達成し、将来、社会人・職業人として自立していくに必要な態度や能力を身につけていけるよう保育や教育を行います。	事業継続	幼稚園や保育所・認定こども園などの保育施設で培われる心情、意欲、態度が、子どもたちの生きる力の育成につながることをキャリア教育へつながっていることを理解し、諸能力(確かな学力・豊かな人間性・健康・体力など)につながる保育の充実を図りました。	事業継続	幼児教育の推進体制構築事業で作成した、「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。	事業継続	幼児教育の推進体制構築事業で作成した、「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。	A	事業継続	幼児期は生活の中で興味や要求に基づいた体験(アクティブラーニング)を通して子どもたちの生きる力の育成につながることをキャリア教育であること踏まえて、自己を発揮し自信を持って行動できる保育の充実を図ります。	事業継続	幼児期は生活の中で興味や要求に基づいた体験(アクティブラーニング)を通して子どもたちの生きる力の育成につながることをキャリア教育であること踏まえて、自己を発揮し自信を持って行動できる保育の充実を図ります。	家庭、地域社会、企業、関連機関等との連携、資源を有効活用するとともに、幼稚園教諭・保育士の資質及び専門性の向上に関わる研修の実施の必要があります。	
	キャリア教育の推進	保育幼稚園室	子ども一人一人がその発達課題を達成し、将来、社会人・職業人として自立していくに必要な態度や能力を身につけていけるよう保育や教育を行います。	事業継続	幼稚園や保育所・認定こども園などの保育施設で培われる心情、意欲、態度が、子どもたちの生きる力の育成につながることをキャリア教育へつながっていることを理解し、諸能力(確かな学力・豊かな人間性・健康・体力など)につながる保育の充実を図りました。	事業継続	幼児教育の推進体制構築事業で作成した、「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。	A	事業継続	幼児期は生活の中で興味や要求に基づいた体験(アクティブラーニング)を通して子どもたちの生きる力の育成につながることをキャリア教育であること踏まえて、自己を発揮し自信を持って行動できる保育の充実を図ります。	事業継続	幼児期は生活の中で興味や要求に基づいた体験(アクティブラーニング)を通して子どもたちの生きる力の育成につながることをキャリア教育であること踏まえて、自己を発揮し自信を持って行動できる保育の充実を図ります。	家庭、地域社会、企業、関連機関等との連携、資源を有効活用するとともに、幼稚園教諭・保育士の資質及び専門性の向上に関わる研修の実施の必要があります。				
				事業継続	友だちと一緒に生活や遊びを共にする中で、いろいろな経験が子どもたちの心と身体成長につながっています。自然や地域などへの体験活動を通し、生きる力・健康・社会性などにつながったように、体験(アクティブラーニング)からの学びを大切にしています。また、幼児教育の推進体制構築事業の「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)の中のつながりを意識し、家庭や地域そして就学へと向けた取組を実施しました。	事業継続	友だちと一緒に生活や遊びを共にする中で、いろいろな経験が子どもたちの心と身体成長につながっています。自然や地域などへの体験活動を通し、生きる力・健康・社会性などにつながったように、体験(アクティブラーニング)からの学びを大切にしています。また、幼児教育の推進体制構築事業の「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。	事業継続	友だちと一緒に生活や遊びを共にする中で、いろいろな経験が子どもたちの心と身体成長につながっています。自然や地域などへの体験活動を通し、生きる力・健康・社会性などにつながったように、体験(アクティブラーニング)からの学びを大切にしています。また、幼児教育の推進体制構築事業の「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。	事業継続	友だちと一緒に生活や遊びを共にする中で、いろいろな経験が子どもたちの心と身体成長につながっています。自然や地域などへの体験活動を通し、生きる力・健康・社会性などにつながったように、体験(アクティブラーニング)からの学びを大切にしています。また、幼児教育の推進体制構築事業の「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。	事業継続	友だちと一緒に生活や遊びを共にする中で、いろいろな経験が子どもたちの心と身体成長につながっています。自然や地域などへの体験活動を通し、生きる力・健康・社会性などにつながったように、体験(アクティブラーニング)からの学びを大切にしています。また、幼児教育の推進体制構築事業の「しっかいつなぐ育ちのバトンカリキュラム」(試行版)に沿って、取り組みを行い、実践事例を集めました。				
	(6) 地域に開かれた学校づくりを進めます。	①優れた技術を持つ社会人、また、地域の伝統を受け継ぐ人などをゲストティーチャーとして迎える。	学校生活支援ボランティア ※2(6)⑤に重複	教育センター	登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	A	登下校時及び校内外活動の安全の支援、学習環境の整備等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	学校生活ボランティア登録者数:771人(うちH30年度新規登録者数:89人) 活動内容は、学校のニーズにより多岐にわたり、学校教育の充実につながっています。 地域の方の特技や経験を、児童生徒の学習に積極的に生かす取組を行います。	登下校時及び校内外活動の安全の支援、学習環境の整備等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	ボランティアの高齢化、固定化が進む中、今後も学校・地域との連携を図りながらボランティアの拡大と育成に努めていきます。				
登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。						登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	A	登下校時及び校内外活動の安全の支援、学習環境の整備等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	学校生活ボランティア登録者数:768人(うちH29年度新規登録者数:138人) 活動内容は、学校のニーズにより多岐にわたり、学校教育の充実につながっています。 地域の方の特技や経験を、児童生徒の学習に積極的に生かす取組を行います。	登下校時及び校内外活動の安全の支援、学習環境の整備等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	学校生活ボランティア登録者数:768人(うちH29年度新規登録者数:138人) 活動内容は、学校のニーズにより多岐にわたり、学校教育の充実につながっています。 地域の方の特技や経験を、児童生徒の学習に積極的に生かす取組を行います。	登下校時及び校内外活動の安全の支援、学習環境の整備等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	学校生活ボランティア登録者数:768人(うちH29年度新規登録者数:138人) 活動内容は、学校のニーズにより多岐にわたり、学校教育の充実につながっています。 地域の方の特技や経験を、児童生徒の学習に積極的に生かす取組を行います。	ボランティアの高齢化、固定化が進む中、今後も学校・地域との連携を図りながらボランティアの拡大と育成に努めていきます。		

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況 平成29年度 進捗状況	平成30年度 目標値(取組予定)	平成30年度 実施状況(H30年8月末現在)	平成31年度 目標値(取組予定)	今後の課題	
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)						
2 育まれる権利	(6) 地域に開かれた学校づくりを進めま	② 学校の情報を積極的に保護者、地域へ提供し、意見、協力を求めながら開かれた施設づくりに努める。	学校評議員・学校関係者評価委員会・学校運営協議会	学校教育室	・学校便りやホームページを作成し、保護者や地域の人に情報を発信します。 ・学校評議員や学校関係者評価委員会を通して、保護者や地域の方の意見を生かした学校づくりを進めます。 ・学校評議員や学校関係者評価委員会の機能を兼ね備えた学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを進めます。	・学校便りやホームページ等を通して、保護者や地域の人に情報を発信します。 ・学校関係者評価委員会を全小中学校で設置し、より地域に開かれた学校経営に努めます。 学校関係者評価委員会実施校 19校	A	・学校便りやホームページ等を通して、保護者や地域の人に情報を発信します。 ・学校関係者評価委員会または学校運営協議会を全小中学校で設置し、地域とともにある学校づくりに努めます。 学校関係者評価委員会実施校 10校 学校運営協議会設置校 9校	・学校便りの地域への配布や回覧、ホームページにおける学校の情報発信等を行いました。 ・学校の組織にコミュニティ・スクール担当者を位置付けるとともに、学校関係者評価委員会または学校運営協議会を全小中学校で設置し、地域とともにある学校づくりに努めます。 学校関係者評価委員会実施校 12校 学校運営協議会設置校 7校	・学校便りやホームページ等を通して、保護者や地域の人に情報を発信します。 ・学校関係者評価委員会または学校運営協議会を全小中学校で設置し、地域とともにある学校づくりに努めます。 学校関係者評価委員会実施校 18校 学校運営協議会設置校 18校	・教育課程を介して地域社会とめざす子ども像や学校の姿を共有し、名張版コミュニティ・スクールの実施に向けた取組を一層すすめる必要があります。
			・学校便りやホームページ等を通して、保護者や地域の人に情報を発信します。 ・学校関係者評価委員会を全小中学校で設置し、より地域に開かれた学校経営に努めます。 ・名張版コミュニティ・スクールの実施に向けた取組をすすめます。 学校関係者評価委員会実施校 19校	・学校便りの地域への配布や回覧、ホームページにおける学校の情報発信等を行いました。 ・学校の組織にコミュニティ・スクール担当者を位置付けるとともに、学校関係者評価委員会または学校運営協議会を全小中学校で設置し、地域とともにある学校づくりに努めました。 学校関係者評価委員会実施校 17校 学校運営協議会設置校 2校	A	・市内全小中学校19校の学校支援地域本部の充実とともに、名張版コミュニティ・スクールの立ち上げに向けて、地域本部をベースとした組織作りを取り組みます。	・市内全小中学校19校の学校支援地域本部の充実とともに、名張版コミュニティ・スクールの実践化や立ち上げに向け、地域本部をベースとして、組織作りを取り組みます。	・地域コーディネーターがいよいよ学校には、地域と連携し、配置できるよう取り組む必要があります。また、名張版コミュニティ・スクールの実践化や立ち上げに向け、学校・家庭・地域の連携共同体制づくりをめざし、さらに地域への啓発にも努めていきます。			
	③ 保護者や地域住民の訪問、行事参加(授業参観など)を幅広く柔軟に認める。	学校支援地域本部事業	教育センター 文化生涯学習室	・学校の教育活動の支援を目的として、地域住民の学校支援ボランティアなどへの参加を促進し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進します。	・ボランティア研修会や意見交換会を実施する等、ボランティアの資質の向上を図るとともに、学校支援地域本部の充実に取り組みます。	・学校ボランティア室にチーフコーディネーターを6名配置し、学校や地域との連携体制を強化しました。 ・全小中学校への定期訪問(年3回) ・ボランティア活動や懇談会、児童生徒等の参観(随時) ・ボランティア研修会(7月)やコーディネーター養成研修会(11月)を実施し、ボランティアの養成やコミュニティ・スクールの立ち上げに向けた研修を行いました。	A	・市内全小中学校19校の学校支援地域本部の充実とともに、名張版コミュニティ・スクールの立ち上げに向けて、地域本部をベースとした組織作りを取り組みます。	・学校ボランティア室にチーフコーディネーターを7人配置し、学校や地域との連携体制を強化しました。 ・全小中学校への定期訪問(年3回) ・ボランティア活動や懇談会、児童生徒等の参観(随時) ・ボランティア研修会(7月)やコーディネーター養成研修会(11月)を実施し、ボランティアの養成やコミュニティ・スクールの立ち上げに向けた研修を行いました。	・市内全小中学校19校の学校支援地域本部の充実とともに、名張版コミュニティ・スクールの実践化や立ち上げに向け、地域本部をベースとして、組織作りを取り組みます。	・H30年度に実施したアンケート調査の結果を勘案しながら、既存の施設の活用を図ります。
				・学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにします。	・クラブ室の適正な面積を確保するため、空き教室及び旧用務員室をクラブ室として活用します。	・7校の空き教室及び2校の旧用務員室をクラブ室として活用しています。	A	・クラブ室の適正な面積を確保するため、空き教室及び旧用務員室をクラブ室として活用しています。	・22クラブ開設のうち、7校の空き教室及び3校の旧用務員室をクラブ室として活用しています。 ・学校内教室、桔梗が丘東、箕曲、つつじが丘、百合が丘、桔梗が丘南、美旗、錦生赤目 ・旧用務員室： 薦原、錦生赤目、名張	・クラブ室の適正な面積を確保するため、空き教室及び旧用務員室をクラブ室として活用します。	・H30年度に実施したアンケート調査の結果を勘案しながら、既存の施設の活用を図ります。
	④ 学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにする。	空き教室の有効利用	子ども家庭室	・学校の空きスペースを開放し、地域行事等に有効に活用できるようにします。	・クラブ室の適正な面積を確保するため、空き教室及び旧用務員室をクラブ室として活用します。	・7校の空き教室及び2校の旧用務員室をクラブ室として活用しています。	A	・クラブ室の適正な面積を確保するため、空き教室及び旧用務員室をクラブ室として活用しています。	・22クラブ開設のうち、7校の空き教室及び3校の旧用務員室をクラブ室として活用しています。 ・学校内教室、桔梗が丘東、箕曲、つつじが丘、百合が丘、桔梗が丘南、美旗、錦生赤目 ・旧用務員室： 薦原、錦生赤目、名張	・クラブ室の適正な面積を確保するため、空き教室及び旧用務員室をクラブ室として活用します。	・H30年度に実施したアンケート調査の結果を勘案しながら、既存の施設の活用を図ります。
・登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。				・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・学校または園を会場に、事例をもとに特別支援教育事例検討研修講座を実施します。(年間2講座)	・特別支援教育研修講座を1回実施し、121人の参加がありました。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を7回実施しました。 ・特別支援教育事例検討研修を2回実施し、延べ65人の参加がありました。 ・特別支援教育担当者研修を2回実施し、延べ42人の参加がありました。	B	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育研修講座を1回実施し、97人の参加がありました。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を2回実施しました。 ・特別支援教育担当者研修を3回実施し、延べ63人の参加がありました。	・特別支援教育研修講座を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育は、幼児期からの適切な支援が必要であり、そのためには教職員の研修が必要不可欠です。研修講座に少しでも多くの方に受講してもらうために、保育所(園)、幼稚園へも積極的に働きかけをしていく必要があります。	
⑤ 地域に開かれた学校づくりを進め、登下校の安全ボランティアや図書ボランティア等、地域住民に連携・協力を求める。	学校生活支援ボランティア ※2(6)①に重複	教育センター	・登下校時及び校内外活動の安全の支援、校舎の補修等、地域の人の豊富な経験や知識を活用させていただき、学校教育の一層の充実を図ります。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・学校または園を会場に、事例をもとに特別支援教育事例検討研修講座を実施します。(年間2講座)	・特別支援教育研修講座を1回実施し、121人の参加がありました。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を7回実施しました。 ・特別支援教育事例検討研修を2回実施し、延べ65人の参加がありました。 ・特別支援教育担当者研修を2回実施し、延べ42人の参加がありました。	A	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育研修講座を1回実施し、97人の参加がありました。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を2回実施しました。 ・特別支援教育担当者研修を3回実施し、延べ63人の参加がありました。	・特別支援教育研修講座を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育は、幼児期からの適切な支援が必要であり、そのためには教職員の研修が必要不可欠です。研修講座に少しでも多くの方に受講してもらうために、保育所(園)、幼稚園へも積極的に働きかけをしていく必要があります。	
			・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育研修講座を1回実施し、106人の参加がありました。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を8回実施しました。 ・特別支援教育担当者研修を3回実施し、延べ40人の参加がありました。 ・自主研修講座「通級教室」を1回実施し、12人の参加がありました。	A	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育研修講座を1回実施し、97人の参加がありました。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を2回実施しました。 ・特別支援教育担当者研修を3回実施し、延べ63人の参加がありました。	・特別支援教育研修講座を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・保育所(園)・幼稚園の現状に合った内容にするために、保育所(園)・幼稚園と連携をして情報収集・情報提供するとともに、少しでも参加しやすいように運営の工夫が必要です。	
(7) 職員の専門性の向上を図ります。	① 育児や子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施する。	幼児教育資質向上事業	・乳幼児教育に対する理解・技能を高めるために、特別支援教育講演会を実施します。 また、精神科医や臨床心理士を交えて、事例検討や支援の方法などの研修を行います。(幼稚園教諭・保育士・小学校教諭対象)	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・学校または園を会場に、事例をもとに特別支援教育事例検討研修講座を実施します。(年間2講座)	・特別支援教育研修講座を1回実施し、121人の参加がありました。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を7回実施しました。 ・特別支援教育事例検討研修を2回実施し、延べ65人の参加がありました。 ・特別支援教育担当者研修を2回実施し、延べ42人の参加がありました。	B	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育研修講座を1回実施し、97人の参加がありました。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を2回実施しました。 ・特別支援教育担当者研修を3回実施し、延べ63人の参加がありました。	・特別支援教育研修講座を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育は、幼児期からの適切な支援が必要であり、そのためには教職員の研修が必要不可欠です。研修講座に少しでも多くの方に受講してもらうために、保育所(園)、幼稚園へも積極的に働きかけをしていく必要があります。	
			・研修講座「幼児教育」保育士、幼稚園教諭等を対象にした具体的な支援方法の講演会を開催します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。
名張市教育センター事業(保育士・幼稚園教諭対象講演会) ※2(3)①に重複	教育センター	教育センター	・研修講座「幼児教育」保育士、幼稚園教諭等を対象にした具体的な支援方法の講演会を開催します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	C	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施します。 ・特別支援教育担当者研修を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。
			・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。	・特別支援教育講演会を実施します。 ・臨床心理士を交えての事例検討会を実施しました。 ・事例をもとに少人数での特別支援教育事例検討研修講座を実施します。

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題				
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)					
2 育まれる権利	(7) 職員の専門性の向上を図ります。	① 育児や子どもへの指導力の向上を図る研修や今日的課題に応じた研修を実施する。	各種研修講座 教育センター ・教職員研修、教育講演会、研修講座を企画します。	・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(50講座)を開設します。	・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、研究報告研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(56講座)を実施し、延べ1,914人の参加がありました。(他施策と重複しないよう、幼児教育、ケースカンファレンス、特別支援教育事例検討、特別支援教育、体力向上、子育て支援、家庭教育、ちよっとホッとのお会、栄養教諭研修を除いて計上しています)	A	・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(50講座)を開設します。	・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、研究報告研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(69講座)を実施し、延べ2,128人の参加がありました。(他施策と重複しないよう、幼児教育、ケースカンファレンス、特別支援教育事例検討、特別支援教育、体力向上、子育て支援、家庭教育、ちよっとホッとのお会、栄養教諭研修を除いて計上しています)	・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(50講座)を開設します。	・今後も今日的課題に応じた内容や、名張市における喫緊の課題に応じた内容に対応できるような研修講座を実施するとともに、教職員のニーズに合った研修を実施し、教職員の資質向上に努める必要があります。				
				・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(50講座)を開設します。	・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、研究報告研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(69講座)を実施し、延べ2,128人の参加がありました。(他施策と重複しないよう、幼児教育、ケースカンファレンス、特別支援教育事例検討、特別支援教育、体力向上、子育て支援、家庭教育、ちよっとホッとのお会、栄養教諭研修を除いて計上しています)	A	・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(50講座)を開設します。	・教育講演会、教科・領域研修、課題研修、研究報告研修、職務研修、教育支援ボランティア研修等の研修講座(69講座)を実施し、延べ2,128人の参加がありました。(他施策と重複しないよう、幼児教育、ケースカンファレンス、特別支援教育事例検討、特別支援教育、体力向上、子育て支援、家庭教育、ちよっとホッとのお会、栄養教諭研修を除いて計上しています)	A					
	② いじめ防止や児童虐待に関する職員研修や相談体制など、職員の専門性の向上を図る。	生徒指導の推進 ※3(1)①に重複	学校教育室	・教職員の研修の機会を設けます。	・生徒指導推進委員会の開催 年間7回 ・教育相談担当者会議の開催 年間3回 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会 年間2回など ・いじめ防止研修会	・生徒指導推進委員会の開催 年間2回(内研修会1回) ・教育相談担当者会議の開催 年間2回 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会 年間2回 ・いじめ防止研修会 ・魅力ある学校づくり調査研究委員会 年間4回(内研修会2回)	A	・生徒指導推進委員会の開催 年間7回 ・教育相談担当者会議の開催 年間2回 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会 年間2回など ・いじめ防止研修会	・生徒指導推進委員会を開催し、問題行動や虐待防止の研修を進めています。 ・教育相談担当者会議を開催し、不登校児童生徒への支援の研修を進めています。 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会を開催し、いじめ防止等の研修を進めています。	・生徒指導推進委員会の開催 年間6回 ・教育相談担当者会議の開催 年間2回 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会 年間2回など ・いじめ防止研修会の開催	・研修の機会は充実してきているので、より実態に応じた教職員の指導力向上を目指していきます。			
					・生徒指導推進委員会の開催 年間7回 ・教育相談担当者会議の開催 年間3回 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会 年間2回など ・いじめ防止研修会	・生徒指導推進委員会を開催し、問題行動や虐待防止の研修を進めました。 ・教育相談担当者会議を開催し、不登校児童生徒への支援の研修を進めました。 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会を開催し、いじめ防止等の研修を進めました。	A	・生徒指導推進委員会の開催 年間7回 ・教育相談担当者会議の開催 年間2回 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会 年間2回など ・いじめ防止研修会	・生徒指導推進委員会を開催し、問題行動や虐待防止の研修を進めています。 ・教育相談担当者会議を開催し、不登校児童生徒への支援の研修を進めています。 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会を開催し、いじめ防止等の研修を進めています。	・生徒指導推進委員会の開催 年間6回 ・教育相談担当者会議の開催 年間2回 ・学級満足度調査(QU)活用検討委員会 年間2回など ・いじめ防止研修会の開催	・研修の機会は充実してきているので、より実態に応じた教職員の指導力向上を目指していきます。			
	教職員の資質向上支援 ※3(1)①に重複	人権・男女共同参画推進室(人権啓発担当)	・人権教育主事、社会同和教育指導員、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣し、学習指導案の検討や、教職員の資質向上を支援していきます。 ・関係機関と連携して教職員研修、教育講演会、研修講座を企画します。	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣します。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供します。	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣しました。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供しました。	B	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣します。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供します。	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣しました。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供しました。	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣しました。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供しました。	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣しました。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供しました。	・教職員資質向上のための学習機会の提供に際しては、テーマ、開催時期、学習手法など、学習ニーズの事前把握に努め、多くの参加者を得られるようにします。			
・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣します。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供します。				・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣しました。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供しました。	B	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣します。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供します。	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣しました。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供しました。	B	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣しました。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供しました。	・人権教育主事(3人)、社会同和教育指導員(2人)、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣しました。 ・関係機関と連携し、教職員の資質向上のための学習機会を提供しました。	・教職員資質向上のための学習機会の提供に際しては、テーマ、開催時期、学習手法など、学習ニーズの事前把握に努め、多くの参加者を得られるようにします。			
いじめ防止対策事業 ※3(1)①に重複	学校教育室	・家庭や地域及び関係諸機関や団体と連携し、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応によりいじめの解消に努めます。	・各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載するなど周知を図るとともに、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・すべての小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めました。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	A	・各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、HPに掲載するなど周知を図るとともに、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・すべての小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めました。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催をします。 ・いじめ防止研修会を開催しました。	・各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、HPに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めました。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・いじめ防止対策推進法や国の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう教職員の資質・指導力向上及び組織対応ができるように努めていきます。また、国の基本方針の改定に伴い、市の基本方針及び学校の基本方針の見直し、改定をH30年度中に行います。				
			・各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、HPに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・すべての小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めました。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催をします。 ・いじめ防止研修会を開催しました。	A	・各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、HPに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・すべての小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めました。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	A	・各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、HPに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・すべての小中学校で学校いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めました。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・各学校において、学校いじめ防止基本方針を策定し、ホームページに掲載。また、学校いじめ防止対策委員会を組織し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応によりいじめの解消に努めます。 ・名張市いじめ問題対策連絡協議会の開催(年間2回)、名張市いじめ問題専門委員会(随時) ・名張市小中学校いじめ防止研修会の開催をします。	・いじめ防止対策推進法や国の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう教職員の資質・指導力向上及び組織対応ができるように努めていきます。また、国の基本方針の改定に伴い、市の基本方針及び学校の基本方針の見直し、改定をH30年度中に行います。		
3 守られる権利	(1) いじめ、虐待はしません、許しません。	① いじめには毅然とした態度で対応します。いじめを許さない心情といじめをなくす実践力を育てる。	生徒指導の推進 ※2(7)②に重複	学校教育室	・教職員の研修の機会を設けます。		A				・研修の機会は充実してきているので、より実態に応じた教職員の指導力向上を目指していきます。			
							A							
						教職員の資質向上支援 ※2(7)②に重複	人権・男女共同参画推進室(人権啓発担当)	・人権教育主事、社会同和教育指導員、人権啓発担当職員を、要請に応じて派遣し、学習指導案の検討や、教職員の資質向上を支援していきます。 ・関係機関と連携して教職員研修、教育講演会、研修講座を企画します。		B				・教職員資質向上のための学習機会の提供に際しては、テーマ、開催時期、学習手法など、学習ニーズの事前把握に努め、多くの参加者を得られるようにします。
										B				
いじめ防止対策事業 ※2(7)②に重複	学校教育室	・家庭や地域及び関係諸機関や団体と連携し、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応によりいじめの解消に努めます。		A				・いじめ防止対策推進法や国の基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応ができるよう教職員の資質・指導力向上及び組織対応ができるように努めていきます。また、国の基本方針の改定に伴い、市の基本方針及び学校の基本方針の見直し、改定をH30年度中に行います。						
				A										

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題						
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)							
3 守 ら れ る 権 利	(1)いじめ、虐待はしません、許しません。	②虐待についての理解を深める啓発活動を行う。	虐待防止月間街頭啓発 子ども家庭室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月に虐待防止の研修会や街頭啓発活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待防止月間」に基づき、関係機関にポスター、リーフレットを配布するほか、広報なばり記事に掲載したり、バス会社や市内大型店舗にご協力頂き、大型店舗への巡回バスへの児童虐待防止ポスター掲示、オレンジリボンの装飾をしていただき、店舗内で啓発イベントを開催しました。</li> <li>・職員に対し、オレンジリボン装着を推進し、市民の方に向けての啓発に努めました。</li> <li>・H28年11月25日には要保護児童対策及びDV対策地域協議会の関係機関(者)を対象に研修会(参加者66人)を実施し、研修会参加者にパンフレット等を配布しました。</li> <li>・依頼のあった保育所(園)、民生・児童委員等に研修を行いました。</li> <li>・FMなばりにおいて、児童虐待について、また、近隣の方の声掛けの大切さ、相談通告先等について放送しました。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待防止月間」に基づき、関係機関にポスター、リーフレットを配布するほか、広報なばり記事に掲載したり、バス会社や市内大型店舗にご協力頂き、大型店舗への巡回バスへの児童虐待防止ポスター掲示、オレンジリボンの装飾をしていただき、店舗内で啓発イベントを開催しました。</li> <li>・職員に対し、オレンジリボン装着を推進し、市民の方に向けての啓発に努めました。</li> <li>・平成29年11月30日に名張市子ども条例啓発事業と協同で名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会研修会を開催しました。</li> <li>・依頼のあった保育所(園)、民生・児童委員等に研修を行いました。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待防止月間」に基づき、関係機関にポスター、リーフレットを配布するほか、広報なばり記事に掲載したり、バス会社や市内大型店舗にご協力頂き、大型店舗への巡回バスへの児童虐待防止ポスター掲示、オレンジリボンの装飾をしていただき、店舗内で啓発イベントを開催しました。</li> <li>・職員に対し、オレンジリボン装着を推進し、市民の方に向けての啓発に努めました。</li> <li>・平成29年11月30日に名張市子ども条例啓発事業と協同で名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会研修会を開催しました。</li> <li>・依頼のあった保育所(園)、民生・児童委員等に研修を行いました。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童虐待防止月間」に基づき、関係機関にポスター、リーフレットを配布するほか、広報なばり記事に掲載したり、バス会社や市内大型店舗にご協力頂き、大型店舗への巡回バスへの児童虐待防止ポスター掲示、オレンジリボンの装飾をしていただき、店舗内で啓発イベントを開催しました。</li> <li>・職員に対し、オレンジリボン装着を推進し、市民の方に向けての啓発に努めました。</li> <li>・平成29年11月30日に名張市子ども条例啓発事業と協同で名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会研修会を開催しました。</li> <li>・依頼のあった保育所(園)、民生・児童委員等に研修を行いました。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月に、関係機関へポスターやリーフレットの配布、市内大型ショッピングセンターでの街頭啓発、広報なばりに児童虐待の防止・早期発見に関する記事の掲載、FMなばりでの放送を行います。</li> <li>・各関係機関の方に研修を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月に、関係機関へポスターやリーフレットの配布、市内大型ショッピングセンターでの街頭啓発、広報なばりに児童虐待の防止・早期発見に関する記事の掲載、FMなばりでの放送を行います。</li> <li>・平成30年11月22日に名張市要保護児童対策及びDV対策地域協議会研修会を開催します。</li> <li>・依頼のあった保育所(園)、民生・児童委員等に研修を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月に、関係機関へポスターやリーフレットの配布、市内大型ショッピングセンターでの街頭啓発、広報なばりに児童虐待の防止・早期発見に関する記事の掲載、FMなばりでの放送を行います。</li> <li>・各関係機関の方に研修を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発活動についてはポスターやディッシュに配布、広報なばりへの掲載などいろいろな方法で実施しているの徐々に広がってきける記事の掲載や、FMなばりでの放送を行います。</li> <li>・各関係機関の方に研修を行います。</li> </ul>
					③地域住民、関係機関との連携による虐待防止体制を充実する。	要保護児童対策及びDV対策地域協議会	子ども家庭室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童及びDV被害者等に必要、適切な支援を図るために情報の交換を行うとともに、要保護児童及びDV被害者等に対する支援及び対策について協議します。(H24年4月設立)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議・事務担当者会議の開催継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策及びDV対策地域協議会において情報交換、関係機関との連携、役割分担などを協議する「代表者会議」を1回、「事務担当者会議」を5回、相談・通告のあった事例を具体的に協議する「ケース会議」を34回実施しました。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議・事務担当者会議の開催継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策及びDV対策地域協議会において情報交換、関係機関との連携、役割分担などを協議する「代表者会議」を1回、「事務担当者会議」を5回、相談・通告のあった事例を具体的に協議する「ケース会議」を22回実施しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者会議・事務担当者会議の開催継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数、虐待通告が増加するなか、今後もこれまでと同様、要保護児童に関する協議を続けていく一方、関係機関(者)との連携を強化していく必要があります。</li> </ul>	
	家庭児童相談	子ども家庭室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合福祉センター「ふれあい」に相談室を開設し、18歳未満の子を持つ家庭を対象に児童相談所や各関係機関と連携し相談・助言指導を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務継続</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 441件(うち児童虐待相談件数 192件)児童虐待相談件数の主な内容:身体的虐待62件/ネグレクト49件/心理的虐待81件/性的虐待0件/終結82件</li> <li>・相談件数、虐待通告件数が増加し、案件も多種多様化、複雑さを増しているなかで、相談・通告された案件に対し、関係機関とのケース検討会議を随時開催し対応策を検討するとともに、一定期間(6か月間)巡回訪問等による定期的な情報収集によりケース検討会議等で協議した問題点の改善や子どもの安全が確保されているかなどの確認を行いました。その後、関係機関と連携を図り、要支援児童として更に3か月間のモニタリングを行い子どもの状況の安定が判断できるものを終結としています。H28年度において家庭児童相談室が相談を受けた児童虐待相談192件のうちの約43%は終結しました。</li> <li>・残りの案件は、情報収集やモニタリング中の子どもであったり、その段階に心配な状況が見られたことから、再度関係機関と協議をして要保護児童としての対応を継続しています。</li> <li>・子どもを取り巻く環境上養護を要する必要がある児童23人については、伊賀児童相談所へ送致して専門的な支援を行いました。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談業務継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数 323件(うち児童虐待相談件数 136件)児童虐待相談件数の主な内容:身体的虐待41件/ネグレクト40件/心理的虐待55件/性的虐待0件</li> <li>・相談件数、虐待通告件数が増加の傾向にあります。</li> <li>・相談・通告された案件に対し、関係機関とのケース検討会議を随時開催し対応策を検討するとともに、一定期間(6か月間)巡回訪問等による定期的な情報収集によりケース検討会議等で協議した問題点の改善や子どもの安全が確保されているかなどの確認しています。</li> <li>・要保護児童から要支援児童へ移行した場合も更に3か月間のモニタリングを行い、子どもの状況の安定が判断できるものを終結としています。その段階に心配な状況が確認された場合は、再度関係機関と協議をして要保護児童に移行し、対応を継続します。</li> <li>・子どもを取り巻く環境上養護を要する必要がある児童10人について、伊賀児童相談所へ送致し、専門的な支援を行っています。</li> <li>・関係機関の代表者等で構成された代表者会議を8月9日に実施しました。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も関係機関との連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、少しでも疑いのある案件の相談・通告が受けられるよう市民への啓発を行うとともに、きめ細かな支援活動を行っていく必要があります。</li> </ul>		
	(2)地域とともに子どもを守ります。	①有害図書や薬物など子どもを取り巻く環境の浄化を進める。	有害環境浄化活動	文化生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回、市内4箇所の駅前に設置された有害図書回収箱から、有害図書、悪書を回収します。</li> <li>・ゲームセンター、カラオケボックス、大型小売店舗への巡回指導をし、有害環境の浄化活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の有害図書、悪書回収において、有害図書やDVD類等を回収しました。</li> <li>・補導センター補導員による日常の巡回指導に加え、市民活動団体とともに有害環境一掃大作戦を実施します。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の有害図書、悪書回収において、合計615点の有害図書、DVD類等を回収しました。</li> <li>・補導センター補導員による日常の巡回指導に加え、H28年7月2日に市民活動団体とともに68人で有害環境一掃大作戦を実施しました。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の有害図書、悪書回収において、8月末合計705点の有害図書、DVD類等を回収しました。</li> <li>・補導センター補導員による日常の巡回指導に加え、市民活動団体とともに有害環境一掃大作戦を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の有害図書、悪書回収において、有害図書やDVD類等を回収します。</li> <li>・補導センター補導員による日常の巡回指導に加え、市民活動団体とともに有害環境一掃大作戦を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害環境一掃大作戦では、各店舗を巡回し協力を依頼することにより、三重県青少年健全育成条例が遵守されています。今後も引き続き、実際に店舗を巡回することを中心に有害環境から子どもを守ってまいります。</li> </ul>				
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の有害図書、悪書回収において、有害図書やDVD類等を回収します。</li> <li>・補導センター補導員による日常の巡回指導に加え、市民活動団体とともに有害環境一掃大作戦を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の有害図書、悪書回収において、合計586点の有害図書、DVD類等を回収しました。</li> <li>・補導センター補導員による日常の巡回指導に加え、H29年7月1日に市民活動団体とともに70人で有害環境一掃大作戦を実施しました。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の有害図書、悪書回収において、8月末合計705点の有害図書、DVD類等を回収しました。</li> <li>・補導センター補導員による日常の巡回指導に加え、市民活動団体とともに有害環境一掃大作戦を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月1回の有害図書、悪書回収において、有害図書やDVD類等を回収します。</li> <li>・補導センター補導員による日常の巡回指導に加え、市民活動団体とともに有害環境一掃大作戦を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害環境一掃大作戦では、各店舗を巡回し協力を依頼することにより、三重県青少年健全育成条例が遵守されています。今後も引き続き、実際に店舗を巡回することを中心に有害環境から子どもを守ってまいります。</li> </ul>					

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題				
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)					
3 守られる 権利	(2)地域とともに子どもを守ります。	②子どもの安全を確保する取組を進める。	学校危機管理マニュアル	学校教育室 ・毎年度、危機管理マニュアルの見直しを行い、子どもや保護者に周知徹底を図ります。	・危機管理マニュアルを見直し、危機管理体制の確立、未然防止、発生時の対応、再発防止に努めます。 ・学校安全対策会議の開催 2回	B	・危機管理マニュアルを見直し、危機管理体制の確立、未然防止、発生時の対応、再発防止に努めます。 ・学校安全対策会議の開催 1回	・危機管理マニュアルの見直しを行い、危機管理体制の確立、未然防止、発生時の対応、再発防止に努めます。 ・学校安全対策会議の開催 1回	・危機管理マニュアルを見直し、危機管理体制の確立、未然防止、発生時の対応、再発防止に努めます。 ・学校安全対策会議の開催 1回	・随時マニュアルの見直しや検討を行うとともに、継続的に危機管理意識の向上と実践力の向上を図ります。			
			安全マップ	学校教育室 ・毎年度、見直しを行い、子どもや保護者に周知徹底を図ります。	・PTA等と連携・協力し、危険箇所の把握などを行い、安全確保の取組や各校における安全マップの作成等を進めます。	B	・PTA等と連携・協力し、危険箇所の把握などを行い、安全確保の取組や各校における安全マップの作成等を進めます。	・PTA等と連携・協力し、危険箇所の把握などを行い、安全確保の取組や各校における安全マップの作成等を進めます。	・PTA等と連携・協力し、危険箇所の把握などを行い、安全確保の取組や各校における安全マップの作成等を進めます。	・合同点検等を通じて危険箇所の把握とともに、登下校の付添い等の安全確保の充実が必要です。			
		補導・パトロール	文化生涯学習室 ・週5回午後、大型小売店舗、駅、ゲームセンターなどを中心に補導活動や小学校の低学年の下校時刻にあわせた安全パトロール活動を行います。	・青少年育成市民会議や関係機関との連携を強化し、実態に即応した対策を市民ぐるみで講じる体制をつくり、その中核となる非行防止活動を行います。	A	・青少年育成市民会議や関係機関との連携を強化し、実態に即応した対策を市民ぐるみで講じる体制をつくり、その中核となる非行防止活動を行います。	・青少年育成市民会議や関係機関との連携を強化し、実態に即応した対策を市民ぐるみで講じる体制をつくり、その中核となる非行防止活動を行います。	・青少年育成市民会議や関係機関との連携を強化し、実態に即応した対策を市民ぐるみで講じる体制をつくり、その中核となる非行防止活動を行います。	・青少年育成市民会議や関係機関との連携を強化し、実態に即応した対策を市民ぐるみで講じる体制をつくり、その中核となる非行防止活動を行います。	・学校や地域、警察などの関係機関や団体等との連携を更に強化する必要があります。			
		子どもを守る家	文化生涯学習室 ・子ども達が登下校時や塾の行き帰り、また公園等で遊んでいる時などに危険な目に遭った場合に避難させていただく「緊急避難場所」として「子どもを守る家」事業に取り組みます。	・各地区における「子どもを守る家」の配置や、件数などについて、確認を行うとともに、実際に逃げ込む子ども達に、「子どもを守る家」の事を知ってもらうよう事業を展開します。	A	・各地区における「子どもを守る家」の配置や、件数などについて、確認を行うとともに、実際に逃げ込む子ども達に、「子どもを守る家」の事を知ってもらうよう事業を展開します。	・各地区における「子どもを守る家」の配置や、件数などについて、確認を行うとともに、実際に逃げ込む子ども達に、「子どもを守る家」の事を知ってもらうよう事業を展開します。	・各地区における「子どもを守る家」の配置や、件数などについて、確認を行うとともに、実際に逃げ込む子ども達に、「子どもを守る家」の事を知ってもらうよう事業を展開します。	・各地区における「子どもを守る家」の配置や、件数などについて、確認を行うとともに、実際に逃げ込む子ども達に、「子どもを守る家」の事を知ってもらうよう事業を展開します。	・子ども達が「子どもを守る家」に気軽に立ち寄れる、安心できるまちづくりにつなげていくことが課題となります。			
		③喫煙防止、薬物乱用防止教室や性教育、デートDV防止教育など子どもに身近で、より深刻な課題に取り組む。	薬物乱用防止教室	学校教育室 ・警察等の協力の下、児童生徒に講演会等を開催します。	・各学校とライオンズクラブ又は名張警察署との連携による薬物乱用防止教室を開催します。 ・生徒指導推進委員会を開催します。 ・薬物乱用防止教室の実施状況調査を実施します。	B	・各学校とライオンズクラブ又は名張警察署との連携による薬物乱用防止教室を開催しました。(19校中18校実施) ・生徒指導推進委員会を開催しました。 ・薬物乱用防止教室の実施状況調査を実施しました。	・各学校とライオンズクラブ又は名張警察署との連携による薬物乱用防止教室を開催しました。(予定18校中5校実施) ・生徒指導推進委員会を開催します。 ・薬物乱用防止教室の実施状況調査を実施します。 ・中学校における保健指導の充実を図ります。	・各学校とライオンズクラブ又は名張警察署との連携による薬物乱用防止教室を開催しました。(予定18校中5校実施) ・生徒指導推進委員会を開催しました。 ・薬物乱用防止教室の実施状況調査を実施しました。 ・中学校における保健指導の充実を図ります。	・各学校とライオンズクラブ又は名張警察署との連携による薬物乱用防止教室を開催しました。 ・生徒指導推進委員会を開催します。 ・薬物乱用防止教室の実施状況調査を実施します。 ・中学校における保健指導の充実を図ります。	・小学校では喫煙防止や薬物乱用防止、性教育について高学年の保健の授業で確実に学習するもの内容によっては、より早い段階での実施、中学校における保健指導の充実が課題です。		
	4 参加する 権利	①子どもたちが積極的に参画できる機会と場を広げます。	①子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援する。	子ども相談室・子どもの権利救済委員会 ※1(1)①に重複	子ども家庭室 ・総合福祉センター「ふれあい」に子どもの権利に関する相談室を開設し、18歳以下の子どもからの相談に直接応じ、関係機関と連携し問題の解決を図ります。 ・子どもの権利侵害を救済するために子どもの権利救済委員会を設置し、弁護士や学識経験者3人が対応します。市や関係機関に対して勧告や是正の要望を出すことができます。		B				・子ども条例の周知をさらに広めるため、今までの事業の充実を図りながら、小中学校・地域・企業等市民への啓発活動に努めます。 ・権利救済委員会が名張市いじめ防止基本方針のなかでいじめ問題の再調査機関として位置づけられたことから、組織としての活動の充実が求められます。		
				子ども会・子ども権利週間行事の企画 ※1(1)⑥に重複	子ども家庭室 ・子どもの思いを市政に反映するため子ども会議を開催します。		B				・ばりっ子会議の参加者を増やす工夫と、会議を支援するスタッフの育成が必要です。 ・ばりっ子会議の意義や様子を広報し、子どもの参加を増やす必要があります。		
				子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援する。	子ども権利週間行事(ばりっ子ひろば)	子ども家庭室 ・子どもの企画による子どものための催し「ばりっ子ひろば」を開催します。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	B	・MIK運動推進委員会に業務委託し、子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」、H28年11月27日「ばりっこモール」を開催しました。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	・MIK運動推進委員会に業務委託し、子どもによる子どものためのイベント「ばりっこモール」を開催予定です。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	・ばりっ子モールの参加者は前年に比べて増加しました。今後も、子どもを中心に据えた行事の継続、更に市民を巻き込んだ行事となるように関係機関と連携して実施する必要があります。
				子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援する。	子ども権利週間行事(ばりっ子ひろば)	子ども家庭室 ・子どもの企画による子どものための催し「ばりっ子ひろば」を開催します。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	B	・MIK運動推進委員会に業務委託し、子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」、H29年11月23日に「ばりっこモール」を開催しました。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	・MIK運動推進委員会に業務委託し、子どもによる子どものためのイベント「ばりっこモール」を開催予定です。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	・ばりっ子モールの参加者は前年に比べて増加しました。今後も、子どもを中心に据えた行事の継続、更に市民を巻き込んだ行事となるように関係機関と連携して実施する必要があります。
				子どもによる企画、運営等、子どもの自主的な活動を支援する。	子ども権利週間行事(ばりっ子ひろば)	子ども家庭室 ・子どもの企画による子どものための催し「ばりっ子ひろば」を開催します。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	B	・MIK運動推進委員会に業務委託し、子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」、H28年11月27日「ばりっこモール」を開催しました。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	・MIK運動推進委員会に業務委託し、子どもによる子どものためのイベント「ばりっこモール」を開催予定です。	・子どもによる子どものためのイベント「ばりっ子ひろば」を子どもの発案で実施します。企画、準備、実行まで子ども中心に行います。	・ばりっ子モールの参加者は前年に比べて増加しました。今後も、子どもを中心に据えた行事の継続、更に市民を巻き込んだ行事となるように関係機関と連携して実施する必要があります。

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度 目標値(取組予定)	平成30年度 実施状況(H30年8月末現在)	平成31年度 目標値(取組予定)	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況				
(1)子どもたちが積極的に参画できる機会と場を広げます。	③学校行事など企画運営に子どもの意見を反映させる。	児童会活動 学校教育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級会と児童会が連携し、子どもたち一人一人の意見を児童会が把握できるよう、児童会の運営について学校で協議します。</li> <li>・児童会活動に係る年間計画に子どもの主体的な活動を評価する観点に基づき、評価・改善活動を各校で実施します。</li> <li>・生徒会、児童会の小中連携を進めます。</li> <li>・自校のみならず、社会に目を向け、児童による主体的な活動を展開します。</li> <li>・児童会活動に係る年間計画に子どもの主体的な活動を評価する観点に基づき、評価・改善活動を各校で実施します。</li> <li>・生徒会、児童会の小中連携を進めます。</li> <li>・自校のみならず、社会に目を向け、児童による主体的な活動を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫及び連携した特別活動の取組を実施しました。</li> <li>・小中一貫及び連携した特別活動の取組が実施されました。</li> </ul>	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会活動に係る年間計画に子どもの主体的な活動を評価する観点に基づき、評価・改善活動を各校で実施します。</li> <li>・生徒会、児童会の小中連携を進めます。</li> <li>・自校のみならず、社会に目を向け、児童による主体的な活動を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫及び連携した特別活動の取組が実施されました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会活動に係る年間計画に子どもの主体的な活動を評価する観点に基づき、評価・改善活動を各校で実施します。</li> <li>・生徒会、児童会の小中連携を進めます。</li> <li>・自校のみならず、社会に目を向け、児童による主体的な活動を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中一貫したカリキュラムの中に小中が連携した児童会・生徒会活動を位置付けることが必要です。また、主体的な活動の評価の観点を明らかにし、児童自らで活動の見直しを進める必要があります。</li> </ul>
	④学級会、児童会等、子どもの自主的な活動を支援する。	児童の活動支援 学校教育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員一人一人に子どもたちの意見を尊重する意識の高揚を図ります。</li> <li>・児童会活動に係る年間計画に子どもの主体的な活動を評価する観点に基づき、評価・改善活動を各校で実施します。</li> <li>・児童会、生徒会の小中連携を進められるよう行政や教職員が支援します。</li> <li>・自校のみならず、社会に目を向けさせ、児童の主体的な活動が展開できるよう、行政や教職員が支援します。</li> <li>・児童会活動に係る年間計画に子どもの主体的な活動を評価する観点に基づき、評価・改善活動を各校で実施します。</li> <li>・児童会、生徒会の小中連携を進められるよう行政や教職員が支援します。</li> <li>・自校のみならず、社会に目を向けさせ、児童の主体的な活動が展開できるよう、行政や教職員が支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区において、生徒会と小学校の児童との交流が持てるよう教職員が支援しました。</li> <li>・小学校の児童会活動と中学校生徒会活動が連携して、挨拶運動等に取り組みました。(1中学校区)</li> <li>・各中学校区において、生徒会と小学校の児童との交流が持てるよう教職員が支援しました。</li> <li>・小学校の児童会活動と中学校生徒会活動が連携して、挨拶運動等に取り組みました。(2中学校区)</li> </ul>	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会活動に係る年間計画に子どもの主体的な活動を評価する観点に基づき、評価・改善活動を各校で実施します。</li> <li>・児童会、生徒会の小中連携を進められるよう行政や教職員が支援します。</li> <li>・自校のみならず、社会に目を向けさせ、児童の主体的な活動が展開できるよう、行政や教職員が支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各中学校区において、生徒会と小学校の児童との交流が持てるよう教職員が支援しました。</li> <li>・小学校の児童会活動と中学校生徒会活動が連携して、挨拶運動等に取り組みました。(2中学校区)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会活動に係る年間計画に子どもの主体的な活動を評価する観点に基づき、評価・改善活動を各校で実施します。</li> <li>・児童会、生徒会の小中連携を進められるよう行政や教職員が支援します。</li> <li>・自校のみならず、社会に目を向けさせ、児童の主体的な活動が展開できるよう、行政や教職員が支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが積極的に参加できる場を増やすとともに、目標をもった意欲的な取組が展開できるように小中一貫のカリキュラムを作成していく必要があります。</li> </ul>
	⑤未就園の子どもを対象とした施設の開放や遊び場の増やし、サークル活動を支援する。	子ども支援センター「かがやき」※1(2)①、2(3)②、2(3)③、2(4)①、4(2)③に重複	健康・子育て支援室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちが元気に健やかに育ち合える拠点施設として、親子が出会いを通して交流し合える場、子ども同士が育ち合える場、市民の子育て参加の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報を提供します。</li> <li>○広場事業(親子で遊ぼう・子育て井戸端会議・ぐりぐらの集い・シングルマザーの集い・インターナショナルの集いなど)</li> <li>○相談事業(電話・面接・子育て相談・健康相談)</li> <li>○講座・講演会事業(子育て講演・救急法など)</li> <li>○一時預かりの連絡調整(家庭での保育が一時的に困難となった時などに緊急一時的に保育所での保育を受けられるよう連絡調整を行う。)</li> <li>○かがやき通信等の発行</li> </ul>		A				
(2)居場所を確保し、体験活動を充実させます。	①子どもが人間関係を築き、安心して心を開いて話せる居場所の確保に努める。	放課後児童健全育成事業 子ども家庭室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労などで昼間、保護者が自宅に居ない小学生の健全育成を図ることを目的に開設し、運営は各小学校区の地域の方々との理解と協力によって組織された運営委員会が行います。</li> <li>・就労などで昼間、保護者が自宅に居ない小学生の健全育成を図ることを目的に開設し、運営は各小学校区の地域の方々との理解と協力によって組織された運営委員会が行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労機会の保障を行い、小学生の健全育成を図っていきます。</li> <li>・放課後児童クラブ開設数 17箇所</li> <li>・登録児童数 823人</li> <li>・待機児童解消事業として、桔梗が丘小学校区放課後児童クラブのクラブ室を1棟賃貸借により、増床</li> <li>・美旗小学校区放課後児童クラブ1の空調施設改修工事 他</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労機会の保障を行い、小学生の健全育成を図っていきます。</li> <li>・放課後児童クラブ開設数 20箇所</li> <li>・登録児童数 874人</li> <li>・名張小学校区放課後児童クラブ3施設整備工事</li> <li>・桔梗が丘東小学校区放課後児童クラブトイレ改修工事 他</li> <li>・すずらん台小学校区放課後児童クラブエアコン修繕工事 他</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労機会の保障を行い、小学生の健全育成を図っていきます。</li> <li>・放課後児童クラブ開設数 22箇所</li> <li>・登録児童数 995人</li> <li>・桔梗が丘南小学校区放課後児童クラブ床改修工事</li> <li>・名張小学校放課後児童クラブ排水修繕 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の就労機会の保障を行い、小学生の健全育成を図っていきます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て新制度による対象児童の拡大や施設の設置基準が明確にされたことにも関わらず、放課後児童クラブの利用希望児童数は、どのクラブも増加しており、老朽化が進む既存施設の施設整備も含め、今後の受入れ体制が大きな課題である。</li> </ul>
	放課後子ども教室 ※4(2)③に重複	文化生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週末(土曜日、日曜日)や平日の放課後に、子ども達が安全に安心して活動できる居場所を作り、並びに体験活動を行います。</li> <li>・異年齢の交流や、地域の方々との触れ合いを通して、子ども達の健全育成を図ります。</li> <li>・週末(土曜日、日曜日)や平日の放課後に、子ども達が安全に安心して活動できる居場所を作り、並びに体験活動を行います。</li> <li>・異年齢の交流や、地域の方々との触れ合いを通して、子ども達の健全育成を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の教室を開設できるような事業を展開します。</li> <li>・新規の教室を開設できるような事業を展開します。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の教室を開設できるような事業を展開します。</li> <li>・新規の教室を開設できるような事業を展開します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度も名張小学校区・梅が丘小学校区・すずらん台小学校区・百合が丘小学校区・錦生地区・桔梗が丘地区の6小学校区で8教室を開催しました。</li> <li>・子ども達の居場所づくりとして、体験活動を中心とした教室を展開しました。</li> <li>・名張小学校区・梅が丘小学校区・すずらん台小学校区・百合が丘小学校区・錦生地区・桔梗が丘地区の8小学校区で6教室を開催しました。</li> <li>・子ども達の居場所づくりとして、体験活動を中心とした教室を展開しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度も名張小学校区・梅が丘小学校区・すずらん台小学校区・百合が丘小学校区・錦生地区・桔梗が丘地区の6小学校区で6教室を開催しています。</li> <li>・新規の教室開催に向けて地域づくり組織と協議中です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の教室を開設できるように、地域づくり組織への事業の説明を行う必要があります。</li> <li>・国の補助金の動向が不透明であり、増設が困難となっています。</li> <li>・地域との調整を図る必要があります。</li> </ul>	
						B				

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)

基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)	
4 参加する権利	(2)居場所を確保し、体験活動を充実します。	子ども家庭室	・広報なばりやホームページ等を利用して市民活動の情報の提供を行います。	・広報なばりに啓発記事を掲載します。 ・子ども条例の更なる周知のための啓発、情報提供を行います。	・市内小中学校児童・生徒に子ども相談室カード及びクリアファイルを配布しました。 ・小中学校向け子ども相談室便り「ほっとライン」、高校向け子ども相談室便り「ほっとラインplus」を発行しました。(H28年7・10・12月号、H29年3月号)	B	・広報なばりに啓発記事を掲載します。 ・子ども条例の更なる周知のための啓発、情報提供を行います。	・市内小学校1年生に子ども条例パンフレットを配布。 ・市内全ての小中学校・高等学校・県立学校・工業高等専門学校生に子ども相談室案内カードを配布。 ・市内全ての高等学校・県立学校・工業高等専門学校生に、相談室より保存用ファイルと子ども条例パンフレットを配布。 ・小学校1年生から3年生向け子ども相談室便り「ほっとラインぶち」小学校4年生から中学生向け子ども相談室便り「ほっとライン」、高校生向け子ども相談室便り「ほっとラインplus」を発行。(H30年4・7月)	・広報なばりに啓発記事を掲載します。 ・子ども条例の更なる周知のための啓発、情報提供を行います。	・当該計画がより多くの市民に周知されるような方策を考えていく必要があります。
				・広報なばりに啓発記事を掲載します。 ・子ども条例の更なる周知のための啓発、情報提供を行います。	・市内小学校1年生に子ども条例パンフレット及びクリアファイルを配布。 ・市内全ての小中学校・高等学校・県立学校・工業高等専門学校生に子ども相談室案内カードを配布。 ・市内小中学校全クラスに、相談室より保存用ファイルと子ども条例パンフレットを配布。 ・小中学校生向け子ども相談室便り「ほっとライン」、高校生向け子ども相談室便り「ほっとラインplus」を発行。(H29年4・7月・12月・H30年3月)	B	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を7月に発行、また、ホームページの更新は毎月7回発行し、ホームページの内容等を検討しその都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討しその都度更新を行います。	・社会教育における子どもの体験活動機会の提供は、重要性を増しています。地域や各種団体等が実施する事業を広く周知し、行事の参加者数を増やす手段として、この事業の充実が必要ですが、有償ボランティアスタッフの確保が困難です。
	なばり子ども情報センター	文化生涯学習室	・ボランティアが中心となって週末の子どもの体験活動、地域のボランティア活動、イベント、サークル活動などの情報を収集し、年4回発行の子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」やホームページで情報発信します。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	A	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	
	子ども支援センター「かがやき」※1(2)①、2(3)②、2(3)③、2(4)①、4(1)⑤に重複	健康・子育て支援室	・子どもたちが元気に健やかに育ち合える拠点施設として、親子が出会いを通じて交流し合える場、子ども同士が育ち合える場、市民の子育て参加の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報を提供します。 ○広場事業(親子で遊ぼう・子育て井戸端会議・ぐりとぐらの集い・シングルマザーの集い・インターナショナルの集いなど) ○相談事業(電話・面接・子育て相談・健康相談) ○講座・講演会事業(子育て講演・救急法など) ○一時預かりの連絡調整(家庭での保育が一時的に困難となった時などに緊急一時的に保育所での保育を受けられるよう連絡調整を行う。) ○かがやき通信等の発行	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	A	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・地域の子育て力が低下している中、当センターを拠点として各地域との連携の強化が必要です。子どもたちの生活には、親の存在が切り離せないため、親への具体的な支援が必要です。 ・講座・講演会については毎年好評な内容で実施しています。しかし、価値観の多様化に伴い、様々な希望もあり、ミニ講座を開催するなど対応する必要があります。講師料などもあり得る限りボランティアで講座を引き受けてくれる人材の発掘が必要です。 ・小中高生の来館者のほとんどが、結核が丘地域に偏っています。各地域の様々な取組にも多数の児童の参加が見られるので、より一層、地域との連携が必要です。また、名張市内の他の児童館との交流なども検討課題です。 ・保護者の価値観が多様化している中で、子育てにとって基本的に大切なことは何か見極め、講座や講演会を設定する必要があります。 ・地域の広場は主任児童委員やボランティア等と連携をとりながら積極的に取り組んでいく必要があります。 ・サークルについては、今後も新たなサークルの立ち上げや充実に努める必要があります。 ・地域や保護者のニーズを把握しながら、慣例になっている取組だけでなく、高齢者や障がい者との交流など新たな世代間交流の取組も課題として捉えています。
③様々な体験の中から人と人とのふれあいを通して生きる力を身につける体験活動を充実する。	はぐくみ工房 あらざ自主企画事業 ※2(3)②に重複	農林資源室	・多面的な機能のある農山村の豊かな環境のなかで、子ども達の健やかな成長を促すとともに、遊びや自然体験学習、体験活動の機会を提供します。(親子木工教室・親子草木染教室)	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	A	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・少子高齢化が進み、子ども向けの事業展開が難しくなることが考えられます。
③様々な体験の中から人と人とのふれあいを通して生きる力を身につける体験活動を充実する。	市民親子体験 農業さつまいもづくり ※2(3)②に重複	農林資源室	・就学前親子及び小中学生を対象に、さつまいもの苗植えから収穫までを体験します。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	C	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・引き続きPTA連合会に委託実施します。 ・子ども向け情報誌「レインボー名張っ子」を年4回発行し、ホームページの内容等を検討し、その都度更新を行います。	・より効果的に事業目的を達成するべく、事業内容を検討していきます。 ・土に親しむことにより、生きる力を育む取組の充実が努めます。
						C				

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)



基本的視点・行動計画	具体的施策	担当	事業の内容	平成28年度目標値・取組目標	H28年度事業実績(H29年3月末現在)	平成28年度 進捗状況	平成30年度	平成30年度	平成31年度	今後の課題	
				平成29年度目標値・取組目標	H29年度事業実績(H30年3月末現在)	平成29年度 進捗状況	目標値(取組予定)	実施状況(H30年8月末現在)	目標値(取組予定)		
4 参加する権利	③様々な体験の中から人と人とのふれあいを通して生きる力身につける体験活動を充実する。	職場体験学習 ※2(3)②に重複	学校教育室 ・市内5中学校の2年又は3年の生徒が、地域の事業所に3日間出向き、職場体験学習を行います。			B				・不況の折、ご支援いただける事業所の開拓が難しくなる可能性があります。また、事業所までの交通手段を含めた安全指導を今後も強化する必要があります。	
						B					
		体育・健康フェスタ(健康・医療介護福祉フェスタ)ーH30名称変更 ※2(3)②に重複	市民スポーツ室・健康:子育て支援室 ・体育優良者・いい苗の8020の表彰・記念イベント ・スポーツ体験コーナー ・健康相談・体験コーナー ・健康づくりに関する啓発			B					・健康づくりに関する体験ができる機会として今後も継続・充実に努めます。 ・平成30年度は、とれたて!なばり2018と同時間開催することにより、様々な世代にわたる来場者数の増加を図ります。
						B					
		名張ひなち湖紅葉マラソン ※2(3)②に重複	市民スポーツ室 ・ウォーキングの部:5.5km ・ジョギングの部:2km ・レースの部:2・3・5・10km			B					・より多くの広報媒体を活用し参加を募ります。
						B					
		おはなしの国『おはなばたけ』 ※2(3)②に重複	図書館 ・おはなし会よりも年齢が上の児童を対象に素ばなし等を行い、読書への動機付けを図ります。 毎月第3日曜日 14:00~14:30			B					・読み聞かせ等を行う人材の確保が必要です。
						B					
		絵ばなし(新なばりの昔話) ※2(3)②に重複	図書館 ・『なばりの昔話』を題材にしたおはなし会を実施し、伝統文化にふれます。 毎月第2日曜日 14:00~14:30			B					・読み聞かせ等を行う人材の確保が必要です。
						A					
		おはなし会 ※2(3)③に重複	図書館 ・絵本・紙芝居の読み聞かせを行い、読書への動機付けを図ります。 毎週土曜日 14:00~14:30			A					・読み聞かせ等を行う人材の確保が必要です。
						A					
赤ちゃんのためのおはなし会 ※2(3)③に重複	図書館 ・0~2歳児を対象に、絵本の読み聞かせ、わらべうた、手遊び等を通して図書館に親しみ、触れ合いを深めます。 毎月第1木曜日 11:00~11:15			B					・読み聞かせ等を行う人材の確保が必要です。		
				C							
青少年ボランティアの養成 ※2(1)①に重複	文化生涯学習室 ・子どもたちの活動を支援する目的で活動する、小学6年生、中学生、高校生、大学生を主な構成員とする青少年ボランティア(ジュニアリーダークラブ、シニアリーダークラブ)を養成します。			A					・ジュニアリーダーやボランティア活動に必要な基礎知識や技術の向上するための研修会を開催する必要があります。 ・部活動や進学等により活動できなくなるメンバーが多いため、継続的に活動を行えるよう支援していく必要があります。		
				A							
放課後子ども教室 ※4(2)①に重複	文化生涯学習室 ・週末(土曜日、日曜日)や平日の放課後に、子ども達が安全に安心して活動できる居場所を作り、並びに体験活動を行います。 ・異年齢の交流や、地域の方々との触れ合いを通して、子ども達の健全育成を図ります。			B					・新規教室を開設できるように、地域づくり組織への事業の説明を行う必要があります。 ・国の補助金の動向が不透明であり、増設が困難となっています。 ・地域との調整を図る必要があります。		
				B							

※ 進捗状況 A:進んだ、B:ある程度進んだ、C:あまり進まなかった、D:進まなかった、E:未着手(未執行)、-:評価外(平成29年度より見直しにより評価外を導入)